

# ずっと、もっと、笑顔あふれる まちづくりプラン

第6次玉城町総合計画



たれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城



令和3年3月

三重県玉城町





ごあいさつ



平成から令和へ。新しい時代の幕開けから2年が経ち、このたび玉城町の令和3年度からの新たなまちづくりに向けて、今後10年間のまちづくりの指針となる第6次玉城町総合計画を策定いたしました。

近年、我が国では、地球規模での気候変動や感染症拡大のほか、急速に進む少子高齢化や人口減少社会の進展、経済のグローバル化、技術革新の進展など、様々な課題への対応が求められており、玉城町におきましても、これらの課題を克服し、新しい時代・新たな日常においても持続可能な発展を遂げていくため、時機を失することなく的確に対応することが迫られています。

本計画は、第5次総合計画の理念を継承し、「だれもが安心して、元気に暮らせるまちふるさと玉城」をまちづくりの将来像に掲げ、“ずっと、もっと、笑顔あふれる まちづくりプラン”として策定いたしました。

町民誰もが取り残されることなく、みんな笑顔で過ごせるよう、この計画に沿った施策の実現に全力を傾注していく所存であります。改めて、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、今回の策定にあたり熱心にご審議いただきました審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等において貴重なご意見ご協力をいただきました町民の皆様および関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月 玉城町長

辻村 修一

## 目次

第1部 計画の策定にあたって .....	1
第1章 計画策定の趣旨.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 総合計画の位置づけ.....	1
(3) 計画の構成と期間.....	2
第2章 計画策定の背景.....	3
(1) まちの特性 .....	3
(2) 社会経済動向の変化と求められる視点 .....	9
(3) 玉城町の主要課題.....	11
第2部 基本構想.....	13
第1章 まちの将来像.....	13
<b>将来像：『だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城』</b>	
(1) まちづくりの基本的考え方 .....	13
(2) まちの将来像.....	14
(3) 将来人口 .....	15
(4) まちづくりの目標.....	16
第3部 基本計画 .....	19
第1章 総論 .....	19
(1) まちづくり戦略.....	19
(2) SDGsとの関係.....	22
(3) 新たな生活様式・日常への対応.....	24
(4) 玉城町教育大綱・行財政経営指針との関係 .....	26
第2章 部門別計画.....	27
<b>将来目標1 人と文化が育ち、愛着が感じられるまち.....</b>	<b>27</b>
基本施策 1-1 子育て.....	28
基本施策 1-2 母子保健.....	32
基本施策 1-3 保育・学校教育 .....	34
基本施策 1-4 生涯学習・スポーツ.....	38
基本施策 1-5 文化・芸術 .....	40
基本施策 1-6 人権・共生 .....	42
<b>将来目標2 みんなが健康で、ともに支え合うまち.....</b>	<b>45</b>

基本施策	2-1	保健・医療	46
基本施策	2-2	地域福祉	50
基本施策	2-3	高齢者福祉	52
基本施策	2-4	障がい者福祉	56
将来目標	3	良好な環境の中で、安全に暮らせるまち	59
基本施策	3-1	防災	60
基本施策	3-2	交通安全・防犯	64
基本施策	3-3	環境保全	66
基本施策	3-4	廃棄物処理	68
基本施策	3-5	上下水道	70
将来目標	4	まちの活力を高め、持続的に発展できるまち	73
基本施策	4-1	市街地・住環境	74
基本施策	4-2	道路・河川	78
基本施策	4-3	公共交通	82
基本施策	4-4	農林業	84
基本施策	4-5	商工業	88
基本施策	4-6	観光・交流	90
将来目標	5	ともにつくる効率的な地域運営のまち	93
基本施策	5-1	住民と行政との協働	94
基本施策	5-2	行財政運営	96
資料編			99
		計画の推進にあたって	99
		成果指標一覧	100
		主な事業と事業内容	104
		施策体系とSDGsとの関係	128
		玉城町総合計画審議会条例	130
		玉城町総合計画審議会委員名簿	131
		玉城町総合計画策定委員名簿	132
		玉城町総合計画策定ワーキング委員名簿	133
		諮問	134
		答申	135
		総合計画策定経緯	136
		用語解説	139



# 第1部 計画の策定にあたって

## 第1章 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の趣旨

玉城町では、平成23(2011)年3月に、10年を目標とする基本構想と5年を目標とする前期基本計画で構成する第5次玉城町総合計画を、平成29(2017)年3月に後期基本計画をそれぞれ策定しました。この間、総合計画で掲げた将来像「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」の実現に向けて、各種施策・事業を推進してきました。

我が国は、本格的な人口減少社会に移行し、生産年齢人口の減少と社会保障費の増大に直面しています。一方、情報通信分野の技術革新の急速な進展により、新たな産業や生活スタイルが生まれています。こうした変化は今後さらに進展し、社会経済環境は大きく変化することが考えられます。

玉城町もこれまで人口増加が続いていましたが、平成27(2015)年以降減少に転じており、今後の社会情勢の変化に的確に対応し、将来にわたって持続して発展するまちづくりを進めていかななくてはなりません。

そこで、誰もが安心して元気に暮らせる玉城町を実現するための施策・事業の方針を示す「第6次玉城町総合計画」を策定するものです。

### (2) 総合計画の位置づけ

総合計画は玉城町の最上位計画であり、まちの将来像、まちづくりの目標、分野別の基本施策を示します。

分野別の基本施策に基づく具体的な施策・事業は、個別計画に委ねます。各個別計画は、総合計画の施策の方針を踏まえて、計画の策定・見直しを行います。

また、基本施策には住民が担う取組の方針も含んでおり、住民と行政の協働のまちづくりを進めるための指針となるものです。

なお、本計画には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づく玉城町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めた「玉城町教育大綱」や、玉城町の「行財政経営指針」を含めた計画としています。

### (3) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」および別途策定する「実施計画」で構成されます。

#### ①基本構想

玉城町を取り巻く社会経済情勢の変化、近年におけるまちの動きなどを踏まえて、玉城町がめざすまちの将来像と目標を明らかにし、これを推進するための指針を示すものです。

基本構想の期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を目標年度とする10年間です。

#### ②基本計画

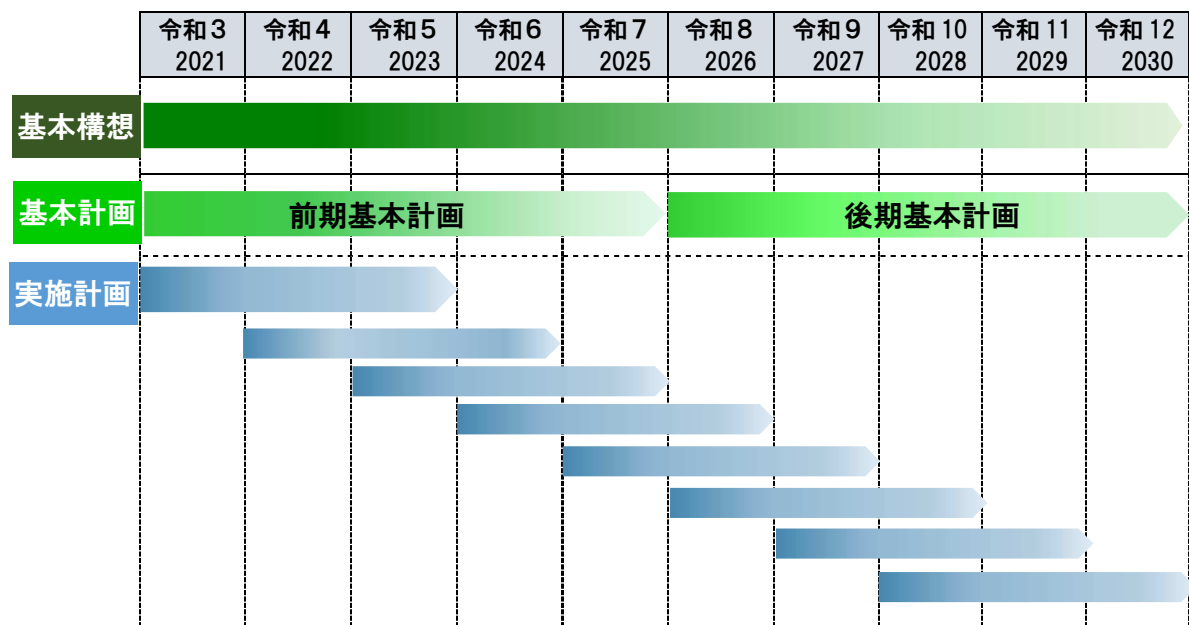
玉城町のまちづくりを進めるための分野別の計画であり、基本構想に示した目標を実現するため、現状と課題および施策の方針を示すものです。

構想期間のうち、前半にあたる令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年を前期基本計画の期間とします。

#### ③実施計画

基本計画で示した施策を実現するため、主な事業や実施年度を示すものです。

実施計画は、3か年を計画期間として、ローリング方式により毎年度実施状況を検証しながら策定します。





(1) まちの特性

①まちの概況

玉城町は三重県の中部に位置し、温暖な気候と恵まれた自然が残っています。町域は40.91km<sup>2</sup>とコンパクトなまちで、町の東は伊勢市に、西は多気町に、北は明和町に接しています。

地形は伊勢平野の南部にあり、南部は丘陵地帯となっていますが、多くは平野が広がり、その大半を農地が占めています。

玉城町は古くから伊勢神宮への参宮客が集まる交通の要衝で、北畠親房と北畠顕信によって築かれたとされる田丸城がある宿場町として栄えてきました。

昭和30(1955)年に町制が施行され、田丸地区、外城田地区、有田地区、下外城田地区のそれぞれの地区では現在も特色のある自治やコミュニティが形成されており、各地区には祭りなどの伝統文化も残っています。

②人口の推移

玉城町の人口は平成27(2015)年の15,431人(住民基本台帳15,730人)をピークに、令和2(2020)年では減少に転じています。世帯数は増加傾向が続いており、1世帯あたりの人員は減少しています。平成27(2015)年には3人を切り、令和2(2020)年は2.65人/世帯まで減少し、核家族化、単身化が進んでいます。

図表 総人口と世帯数の推移(昭和35(1965)年～令和2(2020)年)



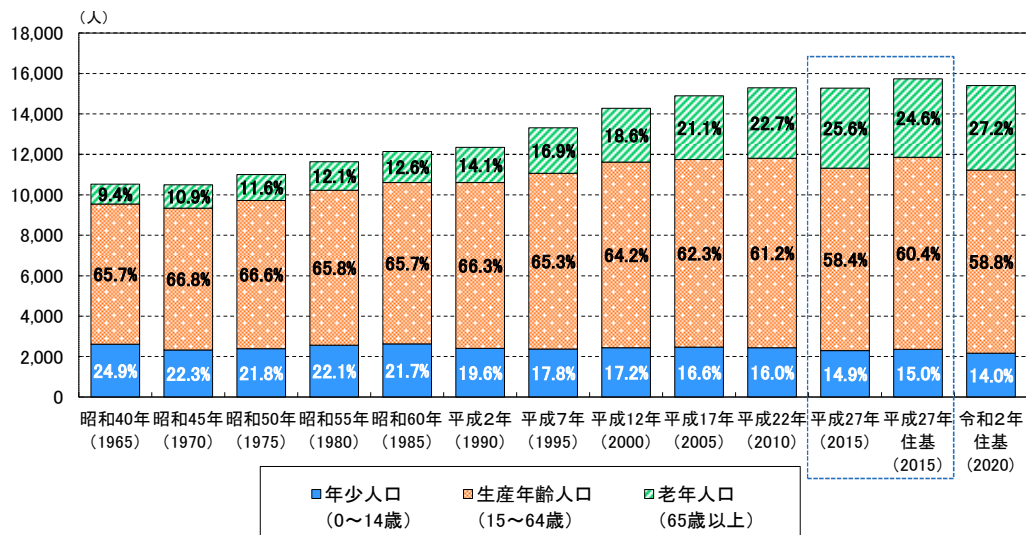
資料：国勢調査(昭和35年～平成27年)・住民基本台帳人口(平成27年、令和2年)

### ③年齢別人口の推移

玉城町では年々少子高齢化が進展しています。年少人口比率は令和2（2020）年には14.0%まで減少しています。

また、老年人口比率は令和2（2020）年には27.2%まで増加しており、住民の約4人に1人以上が高齢者であり、1人の高齢者を支える現役世代（生産年齢人口）の人数は2.16人となっています。

図表 年齢3区分別人口の推移（昭和40（1970）年～令和2（2020）年）

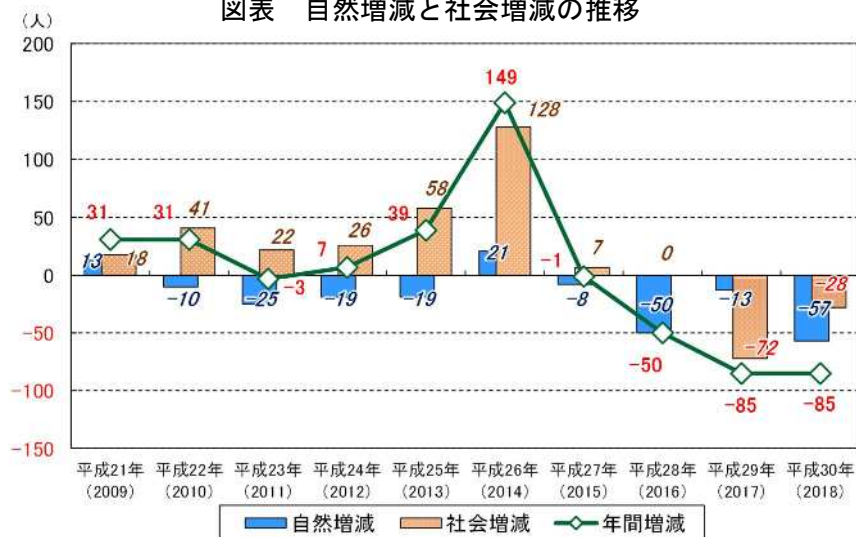


資料：国勢調査（昭和40年～平成27年）・住民基本台帳人口（平成27年、令和2年）

### ④人口動態

出生数と死亡数の動きによる自然増減、転入者数と転出者数の動きによる社会増減をみると、年によって大きく変動しています。特に社会増減については平成27（2015）年では増加傾向にありましたが、平成28（2016）年以降は減少傾向になっています。

図表 自然増減と社会増減の推移

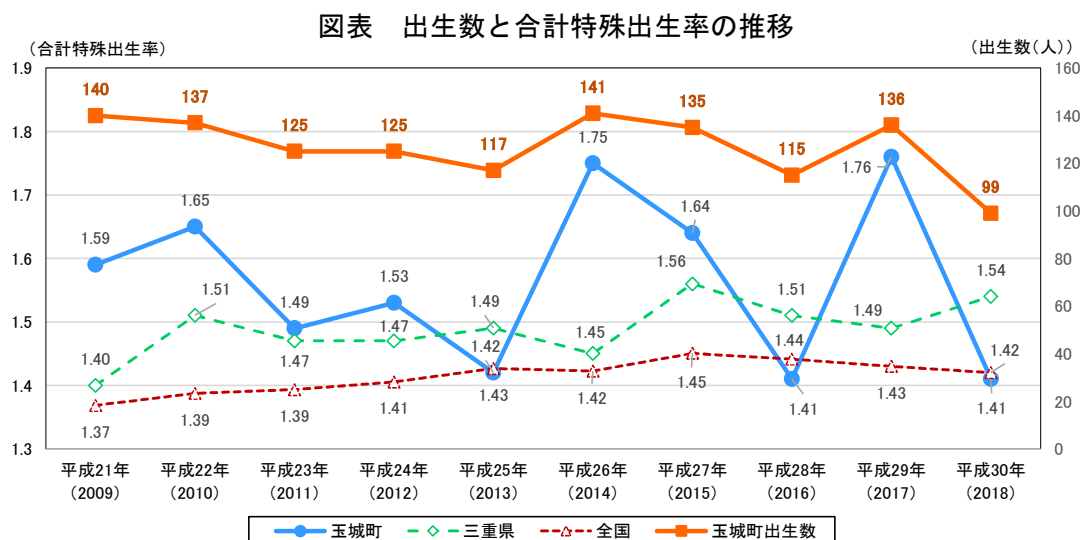


資料：厚生労働省「人口動態調査」、県健康福祉総務課、県統計課「三重県統計書」、  
「三重県勢要覧」三重県政策部統計室「三重県月別人口調査結果」（三重県統計書）

## ⑤ 出生数

玉城町の出生数は毎年120人～140人程度で推移していましたが、平成30(2018)年には99人まで減少しています。

また、合計特殊出生率の推移をみると、これまで県平均や全国に比べて高くなっていましたが、平成28(2016)年には大きく減少しました。平成29(2017)年には増加に転じましたが、平成30(2018)年には再び1.41まで減少し、県平均より低く、全国平均と同程度の状況になっています。

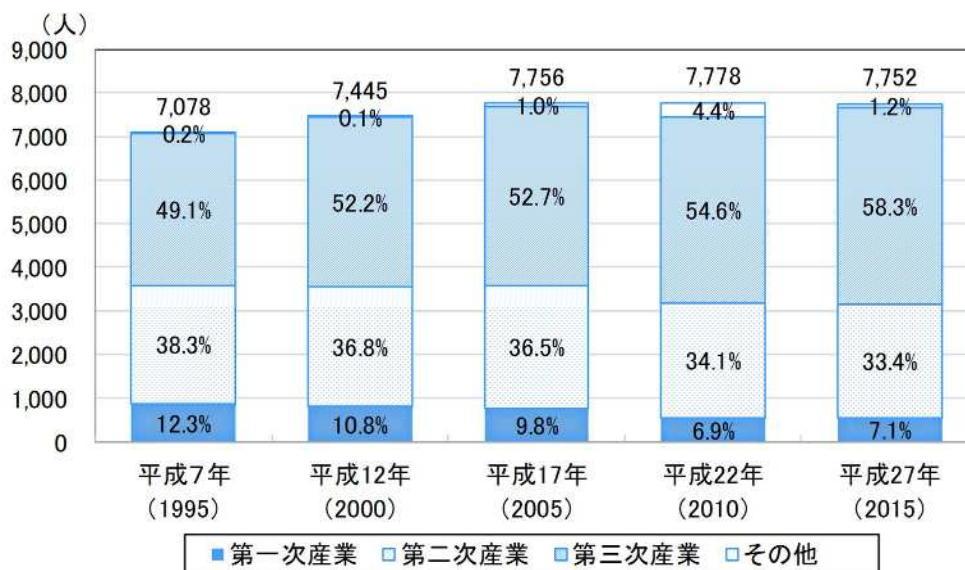


資料：三重県統計書、人口動態統計

## ⑥ 就業者数

玉城町の平成27(2015)年の就業者数は7,752人で、そのうち第1次産業7.1%、第2次産業33.4%、第3次産業58.3%となっています。第1次産業、第2次産業の就業者比率は減少傾向にあります。第3次産業は増加傾向にあります。

図表 就業者の推移

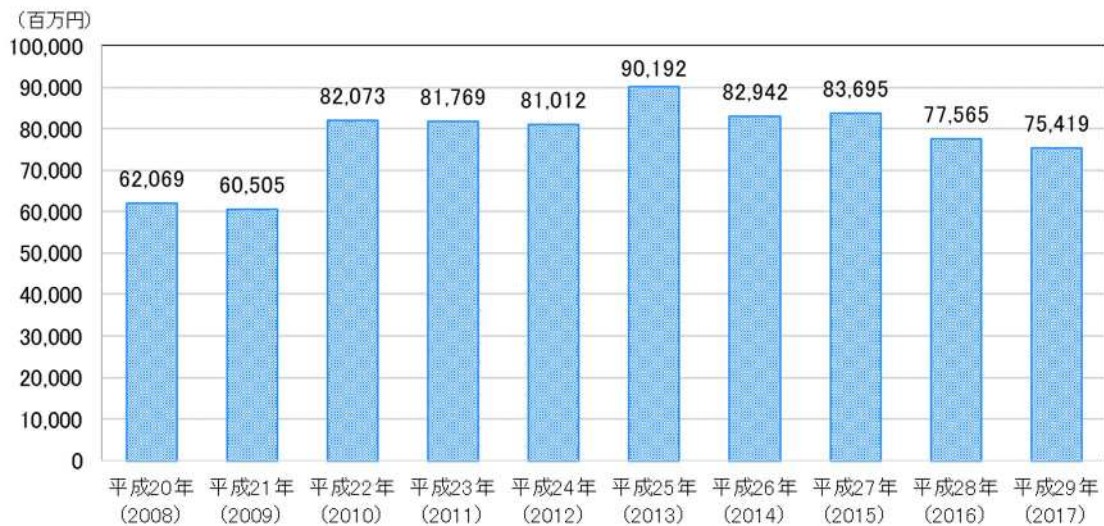


資料：国勢調査

## ⑦町内総生産額

玉城町の経済活動の規模を見るため、平成20(2008)年以降の町内総生産額の推移をみると、平成22(2010)年から平成27(2015)年までは横ばいからやや増加傾向となっていました。平成25(2013)年をピークにやや減少し、平成29(2017)年には754億円となっています。

図表 町内総生産額の推移



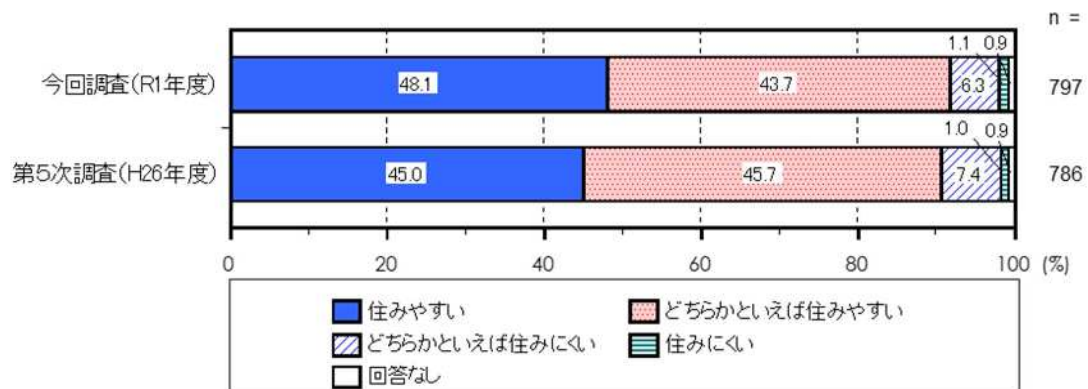
資料：三重県「平成29年度三重県の市町民経済計算」

## ⑧住民の意識

令和元(2019)年に住民2,000人を対象に住民意識調査を実施し、797人(回収率39.8%)から得られた結果の一部を紹介します。

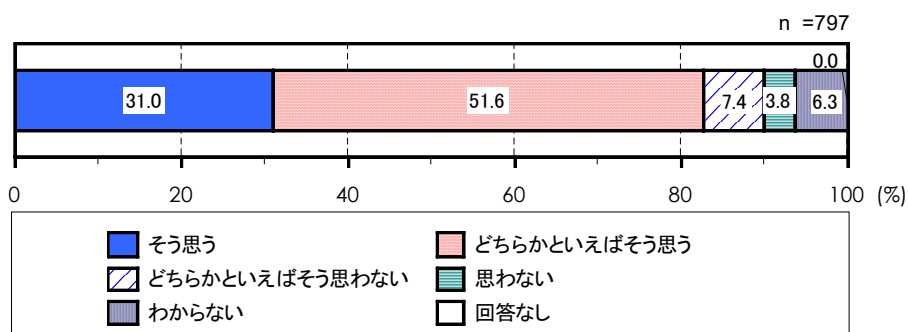
### 《住みやすさ》

「住みやすい」、または「どちらかといえば住みやすい」と感じている方は、あわせて9割以上を占めています。



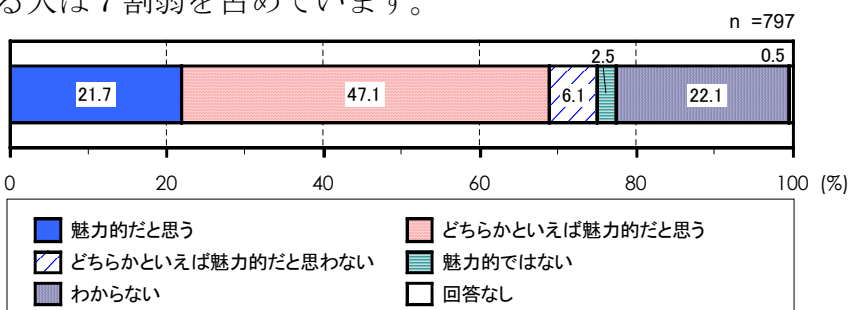
### 《まちが好きか》

玉城町が好きだ・自慢できるかについて「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と思っている人が8割強を占めています。



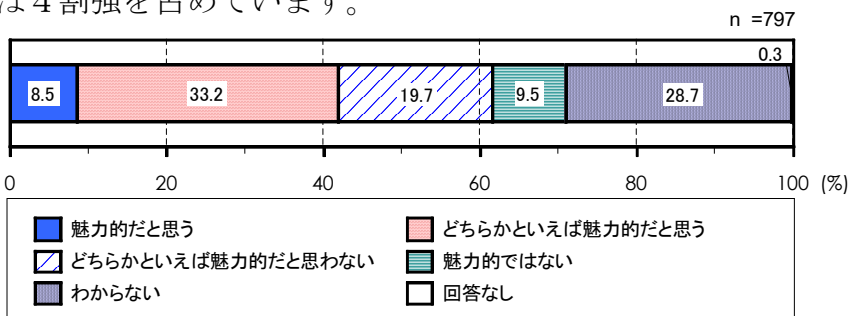
### 《子育てする場所として魅力的か》

子育てする場所として「魅力的だと思う」、「どちらかといえば魅力的だと思う」と思っている人は7割弱を占めています。



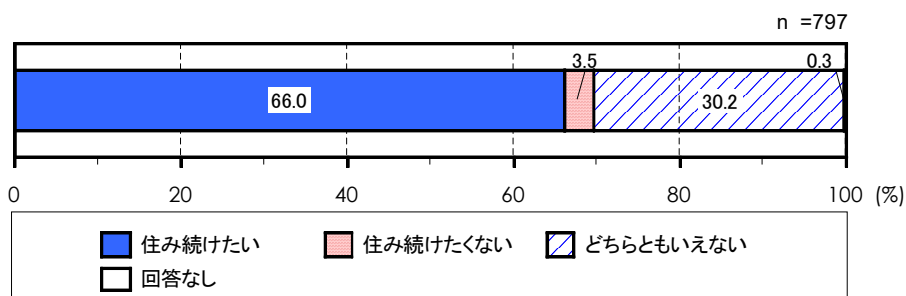
### 《働く場所として魅力的か》

働く場所として「魅力的だと思う」、「どちらかといえば魅力的だと思う」と思っている人は4割強を占めています。



### 《今後の居留意向》

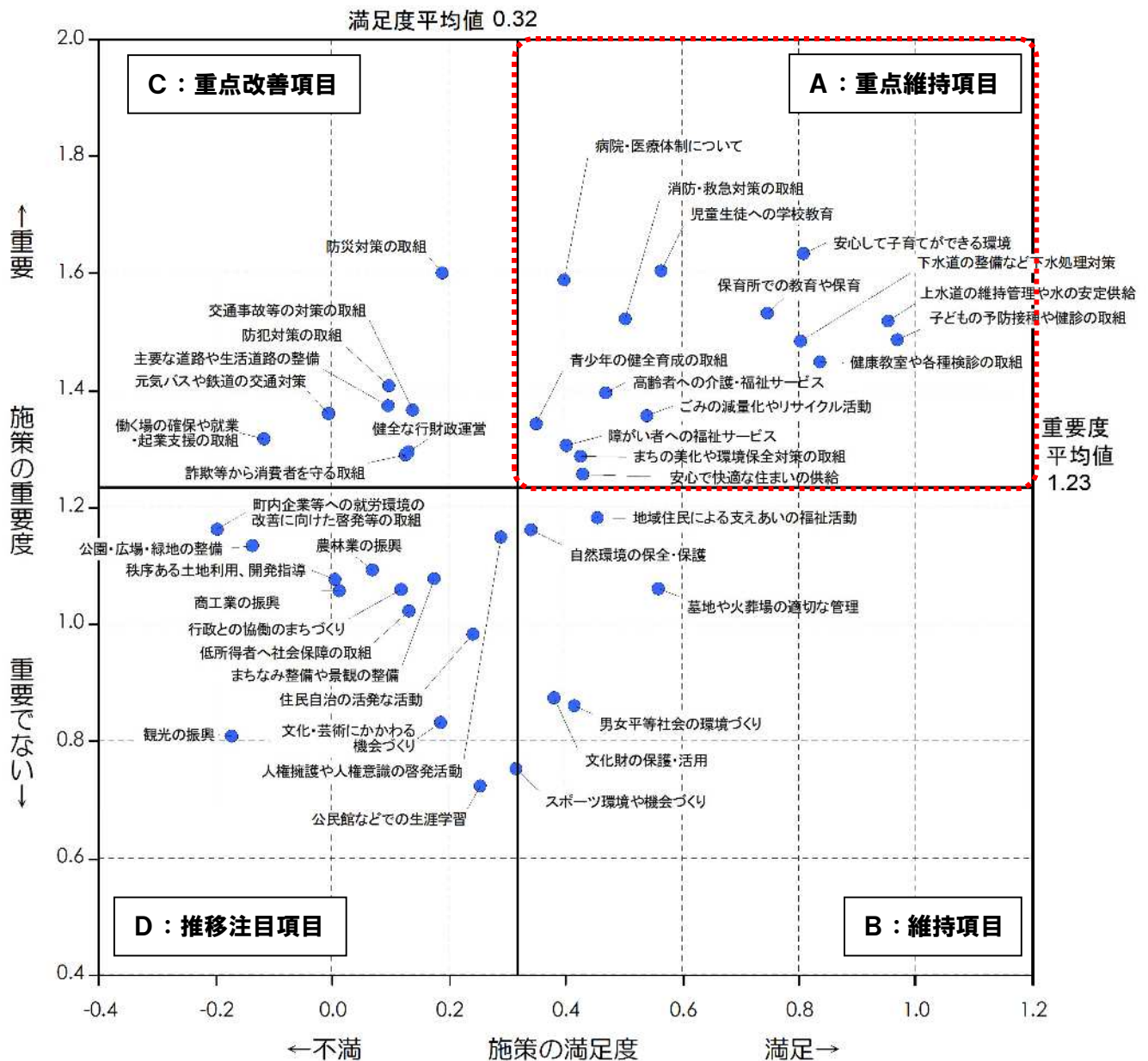
今後も住み続けたいと考えている人が7割弱となっています。



## 《今後の重要項目》

42項目の施策の中で、満足度が高く、重要度も高いAランクの【重点維持項目】については、住民から高く評価されている施策です。「子どもの予防接種や健診の取組」、「安心して子育てができる環境」、「児童生徒への学校教育」、「保育所での教育や保育」などの子ども・子育てに関わる施策や、「健康教室や各種健診の取組」、「病院・医療体制について」、「高齢者への介護・福祉サービス」などの医療・福祉に関わる施策が多くなっており、これらの施策は今後も玉城町の強みとして継続して取り組んでいくことが求められます。また、満足度が高く、重要度が低い「自然環境の保全・保護」、「文化財の保護・活用」などのBランクの【維持項目】についても引き続き、施策を継続していくことが求められます。

なお、満足度が低く、重要度が高いCランクの【重点改善項目】には「防災対策」、「防犯対策」、「道路の整備」、「交通事故対策」、「公共交通対策」、「就業・起業支援」などであり、玉城町の弱みとなっている課題であり、改善していくことが求められます。



## (2) 社会経済動向の変化と求められる視点

### ① 超高齢社会の進展

我が国は高齢化率が28.4%（令和元（2019）年9月）に達する超高齢社会となっています。今後は、「団塊の世代」の年齢が上昇するに伴い75歳以上の後期高齢者の急増が予想され、要介護者の増加に伴う財政状況の悪化とそれに伴う社会保障制度の持続可能性が危惧されます。

こうした超高齢社会に対応するために、健康寿命の延伸と身体機能の維持・向上、制度・分野の枠を超え、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現が求められます。

### ② 人口減少・生産年齢人口の減少

我が国の出生数は平成28（2016）年に100万人を割り込み、令和元（2019）年には初めて90万人を下回りました。また、出生数の減少により、今後生産年齢人口がさらに減少することが予想され、労働力の減少、消費額の落ち込みなどにより、地域の経済基盤が弱まること危惧されます。

超高齢社会・人口減少社会にあっても地域の経済基盤を維持するために、高齢者の雇用創出、子育て世代や若者の定住促進、子どもを産み育てたくなる魅力的な環境づくり、若い人や女性が働きやすい環境づくりなどが求められます。

### ③ 災害リスクの高まり

南海トラフ地震の発生が予測されているほか、近年大型台風や集中豪雨による大規模な災害が頻発しており、自然災害に対する不安が高まっています。さらに、世界中に広がった新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の発生のリスクは今後も想定されます。

このような自然災害や感染症などの危機から安全安心な暮らしを守るために、防災・減災対策の推進、インフラ施設の強靱化、自助・共助の推進、感染症対策など、リスクの軽減対策が求められます。

### ④ 都市のスポンジ化

今後、人口減少の進展により、空家や空き地はさらに増え続け、都市のスポンジ化が進行すると考えられます。空家や空き地をそのまま放置しておくと、防災上、防犯上の危険性が高まり、周辺環境が悪化し、人口流出をさらに加速させることが予想されます。

こうした都市のスポンジ化を抑制するために、空家や空き地を有効活用して周辺環境を維持・改善する方策などが求められます。

## ⑤インフラ・公共施設の老朽化

これまで、集中的に整備されてきた道路、橋梁、上下水道、公共施設等の多くが、建設後 30 年以上経過するようになり、補修修繕、維持管理の費用が急速に増大することが予想されます。

そのため、インフラ・公共施設の効率的な管理システム・手法の導入、インフラ・公共施設の長寿命化、公共施設の統廃合・複合化など、戦略的かつ効率的に維持・更新することが求められます。

## ⑥技術革新・Society5.0の進展

I oT、人工知能（A I）、ビッグデータの活用、ロボット等の技術革新が急速に進展し、新技術を活用した新たな経済価値が生まれることが期待されています。わが国も Society5.0 を提唱し、世界に先駆けた超スマート社会の実現に向けた取組を加速させようとしています。

このような変化に対応するために、新技術を活用した新産業の創出、超スマート社会を担う人材の育成、新技術を活用した業務の効率化と公共サービスの向上などが求められます。

## ⑦外国人の増加

我が国の在留外国人は、平成 24（2012）年以降 7 年連続増加しています。今後、新設された新在留資格「特定技能」（平成 31（2019）年 4 月）の影響等もあり、日本に住む外国人はさらに増加することが考えられます。

そのため、文化や習慣の違いにかかわらず、それぞれが尊重され、活躍できる社会づくりを進める必要があります。外国籍住民と共生できるコミュニティづくり、日本語教育・就学支援の充実などが求められます。

## ⑧SDGsの推進

世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために、「持続可能な開発目標（SDGs）」が平成 27（2015）年 9 月に国際連合で採択されました。17 の目標と 169 のターゲットを掲げ、世界規模で国、自治体、企業、住民などが協調して、目標達成に向けて取り組むことが求められます。

## ⑨新しい生活様式の推進

新型コロナウイルスの再度の感染拡大を防止するためには、国民一人ひとりが感染予防に努め、社会全体で感染拡大の防止に取り組むことが重要です。今後は、様々な分野において、新しい生活様式に対応した取組が求められます。



### (3) 玉城町の主要課題

#### ①子どもの成長を育む環境づくり

玉城町は、子育てしやすい町と評価されていますが、出生率は県平均よりも低い水準にあります。子育て環境の魅力をさらに高め、出生率の上昇を図るために、子育て支援施策の充実に加えて、妊婦及び出産後の支援、子育てと仕事との両立支援の充実を図る必要があります。

転入する若い世帯が多いため、地域とのつながりが少ない子育て世代が増えています。こうした子育て世帯を孤立させないために、必要な支援が届く仕組みを構築する必要があります。

地域で生まれた子どもを、次代の担い手として育成するために、子どもの個性や能力を育む教育の充実、地域との連携による子どもの豊かな体験と学び場の充実など、子どもの健やかな成長を育む環境づくりが必要です。

#### ②住民の生きがいづくりと交流の促進

住民の心豊かな暮らしを支える文化・芸術、生涯学習、スポーツ施設の老朽化が進んでいることから、施設の計画的な更新・維持管理を進め、活動しやすい環境を確保する必要があります。

活動参加者の中では、若い人の参加が少ないことから、多世代が参加する事業企画など、多様な世代が参加して、住民同士の活発な交流が生まれる機会を充実する必要があります。

また、町内には多くの遺跡や文化財が存在するほか、田丸城跡の石垣整備が進められていることから、こうした地域の遺跡・文化財を活用した学習機会を充実し、地域への愛着を育む必要があります。

#### ③安心な暮らしを支える助け合いの仕組みづくり

玉城町では、各地区で「元気づくり会」の活動が展開され、要支援・要介護認定者割合も県平均よりも低くなっています。今後も引き続き健診・指導体制や元気づくり事業の充実等による健康づくりを推進し、健康寿命の延伸と身体機能の維持・向上を促す必要があります。

また、今後確実に増加する高齢者が、いつまでも安心して生活できるようにするため、「医療」「介護」「予防」「生活支援」のサービスを連携して提供する地域における支え合い・助け合いの仕組みを構築する必要があります。

同様に、障がい者の自立を促進するために、生活支援サービス、就労機会、相談体制等を充実する必要があります。

#### ④安全な生活環境の維持

玉城町は、比較的災害の危険度は低く、そのために玉城町を選択して転入する人もみられます。しかし、全国各地で豪雨災害が毎年発生するようになっていることから、玉城町においても、治水対策、自主防災活動、防災意識の啓発等、自助・共助・公助の取組の推進により地域の防災力を強化し、自然災害からの安全性をより高める必要があります。そのためにも、自主防災組織の組織化を推進する必要があります。

さらに、自主パトロール活動等交通安全、防犯活動を推進し、安全に暮らせる地域の環境を守る必要があります。

#### ⑤便利で快適な生活環境の維持

玉城町は、三重県の中では下水道の普及やごみの減量化は進んでいるものの、人口あたりの都市公園面積は小さくなっています。生活環境の快適性をより高め、暮らしやすい生活環境を維持するために、食品ロス対策の取組やごみの減量化の一層の推進、上下水道施設の計画的・効率的な更新と維持管理による安定的な運営、子どもの遊び場環境の充実などが必要です。

高齢者の重要な移動手段となっている元気バスは、利用者数が減少していることから、外出を促進する事業と連携して利便性の向上を図るなど、高齢になっても便利で快適に暮らせる生活環境を充実する必要があります。

#### ⑥産業の持続的発展

玉城町は、農業と工業の生産額が大きく、比較的安定した産業基盤を有していますが、農業と町内の中小企業は、担い手不足に直面しています。産業の持続的発展を図るためには、最新技術導入による生産性の向上、地域製品のPR・販路拡大等による地域産業の付加価値を高め、産業の魅力を高める必要があります。

商業・観光は、玉城町の中では比重が低くなっていますが、まちの魅力と多様な雇用機会を確保するうえで重要な産業であることから、地域の産業・文化資源を活用した魅力創出とPRの推進、観光推進体制の構築を図る必要があります。

#### ⑦自立性と効率性の高い地域運営の実現

玉城町は、健全な財政運営を維持していますが、社会保障費の増加、公共施設の老朽化による施設の更新費用の増加などから、財政環境は厳しくなることが予想されます。そのため、今後も安定的な財政運営を維持するとともに、新技術等を活用した業務の効率化とサービスの向上を図る必要があります。

一方、地域においては、活動の担い手が不足することなどにより、地域課題の解決に向けた活動の停滞が危惧されることから、町内の多様な団体・グループが連携・協力して活動を展開するとともに、活動への新たな参加者を発掘することが必要となっています。

## 第2部 基本構想

### 第1章 まちの将来像

#### (1) まちづくりの基本的考え方

将来に向けてより良い玉城町を実現するために、次のような考え方でまちづくりを進めます。

##### **継承・育成** まちの良さを守り育てる

自然と文化と産業が調和し、安全で快適に暮らすことができる玉城町の良さを今後も継承しながらさらに磨き上げ、将来にわたって玉城町の良さが実感できるまちづくりを進めます。

##### **挑戦・希望** 将来の希望につなげる

社会経済環境の変化で将来の不安が高まる反面、新たな可能性も期待できます。玉城町の良さを大切にしながら、常に新しいことにチャレンジし、不安を解消して将来に希望のもてるまちづくりを進めます。

##### **協働・創造** みんなでともに創る

玉城町の良さを大切にしながら、将来の希望が持てる玉城町にするために、住民一人ひとりが「何をするか、何ができるか」ということを考え、みんなで協力しながらともにまちづくりを進めます。

## (2) まちの将来像

今後の社会環境の変化に対応しながら、これまでのまちづくりの成果を持続・発展させるまちづくりを進めるために、第5次玉城町総合計画で掲げた将来像を継承して本計画の将来像として掲げます。

### だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城

#### ■安心して暮らせるまち

自然災害や犯罪の危険性から守られるとともに、病気になっても、介護が必要となっても必要な治療やサービスが受けられ、誰もが地域の中で不安なく生活できる「安心して暮らせるまち」をめざします。

#### ■元気に暮らせるまち

事業者による活発な産業活動と多様な住民による活発な活動が展開され、世代を超えて誰もが元気に活躍できる、生きがいと活力にあふれた「元気に暮らせるまち」をめざします。

#### ■ふるさととして誇れるまち

身近な地域の自然や歴史・文化に誇りと愛着を感じ、地域を良くしたいという住民の気持ちが集まって、住みやすい魅力的なまちづくりが行われる「ふるさととして誇れるまち」をめざします。

なお、まちの将来像「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」を目指す第6次玉城町総合計画の愛称を以下のように設定して、着実に計画を推進していきます。

《第6次玉城町総合計画のキャッチフレーズ》

ずっと、もっと、笑顔あふれる  
まちづくりプラン

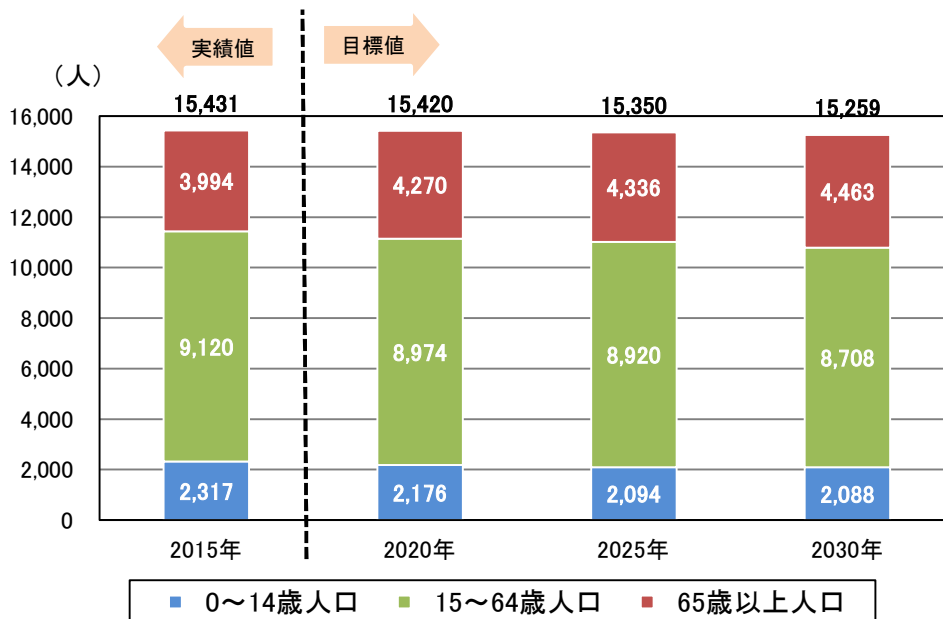
### (3) 将来人口

平成 27 (2015) 年に策定した「玉城町人口ビジョン」では、雇用環境や生活環境の充実、まちの魅力発信などにより、町内からの転出抑制、町外からの転入促進を図るとともに、子育て環境や結婚支援を充実させ、玉城町で産まれる子ども数を増加させることで、令和 12 (2030) 年の人口を 15,259 人に、令和 22 (2040) 年の人口を 15,096 人に、令和 40 (2060) 年の人口を 14,344 人にすることを展望しています。

この将来人口は国の推計値 (社人研推計準拠パターン) よりも令和 40 (2060) 年までに約 1,500 人の人口減少を抑制することになっています。

本計画においても「玉城町人口ビジョン」に基づき、令和 12 (2030) 年の将来人口を 15,259 人に維持していくことをめざします。

## 将来人口 (目標値) 令和 12 (2030) 年 15,259 人



	実績値	目標値		
	2015年	2020年	2025年	2030年
人口 (全体)	15,431 人	15,420 人	15,350 人	15,259 人
0~14 歳人口	2,317 人	2,176 人	2,094 人	2,088 人
15~64 歳人口	9,120 人	8,974 人	8,920 人	8,708 人
65 歳以上人口	3,994 人	4,270 人	4,336 人	4,463 人
0~14 歳人口比率	15.0%	14.1%	13.6%	13.7%
15~64 歳人口比率	59.1%	58.2%	58.1%	57.1%
65 歳以上人口比率	25.9%	27.7%	28.2%	29.2%

資料：実績値は国勢調査、目標値は玉城町人口ビジョンの人口の将来展望

## (4) まちづくりの目標

### ①人と文化が育ち、愛着が感じられるまち

安心して子どもを産み育てられるように、子育て支援策を充実して子育て世帯を地域ぐるみで支えるとともに、子どもの個性と能力を伸ばす教育を充実し、次代を担う人材を育成します。

また、心豊かな暮らしを支える文化、スポーツ活動が活発に行われ、その中で地域の文化が育まれるとともに、地域に愛着と誇りを持った人材が育つまちをめざします。

### ②みんなが健康で、ともに支え合うまち

いつまでも元気に暮らすことができるように、住民の主体的な健康づくりの推進と検（健）診体制及び保健指導の充実により、健康寿命の延伸を図ります。

地域住民、医療・介護関係者、活動団体、企業、行政などの多様な主体が連携し、支え合い・助け合う仕組みを構築し、誰もが孤立することなく安心して暮らせるまちをめざします。

### ③良好な環境の中で、安全に暮らせるまち

地震や集中豪雨等の自然災害に対する個人や地域の対応力を高め、災害に強いまちづくりを進めるとともに、住民一人ひとりの防犯・交通安全意識を高め、犯罪や交通事故のない安全に暮らせるまちをめざします。

上下水道の安定的な運営と緑豊かな環境の保全を図るとともに、ごみの減量化、省エネルギー及び再生可能なエネルギーの普及等の取組を進め、自然と共生した良好な環境の中で暮らせるまちをめざします。

### ④まちの活力を高め、持続的に発展できるまち

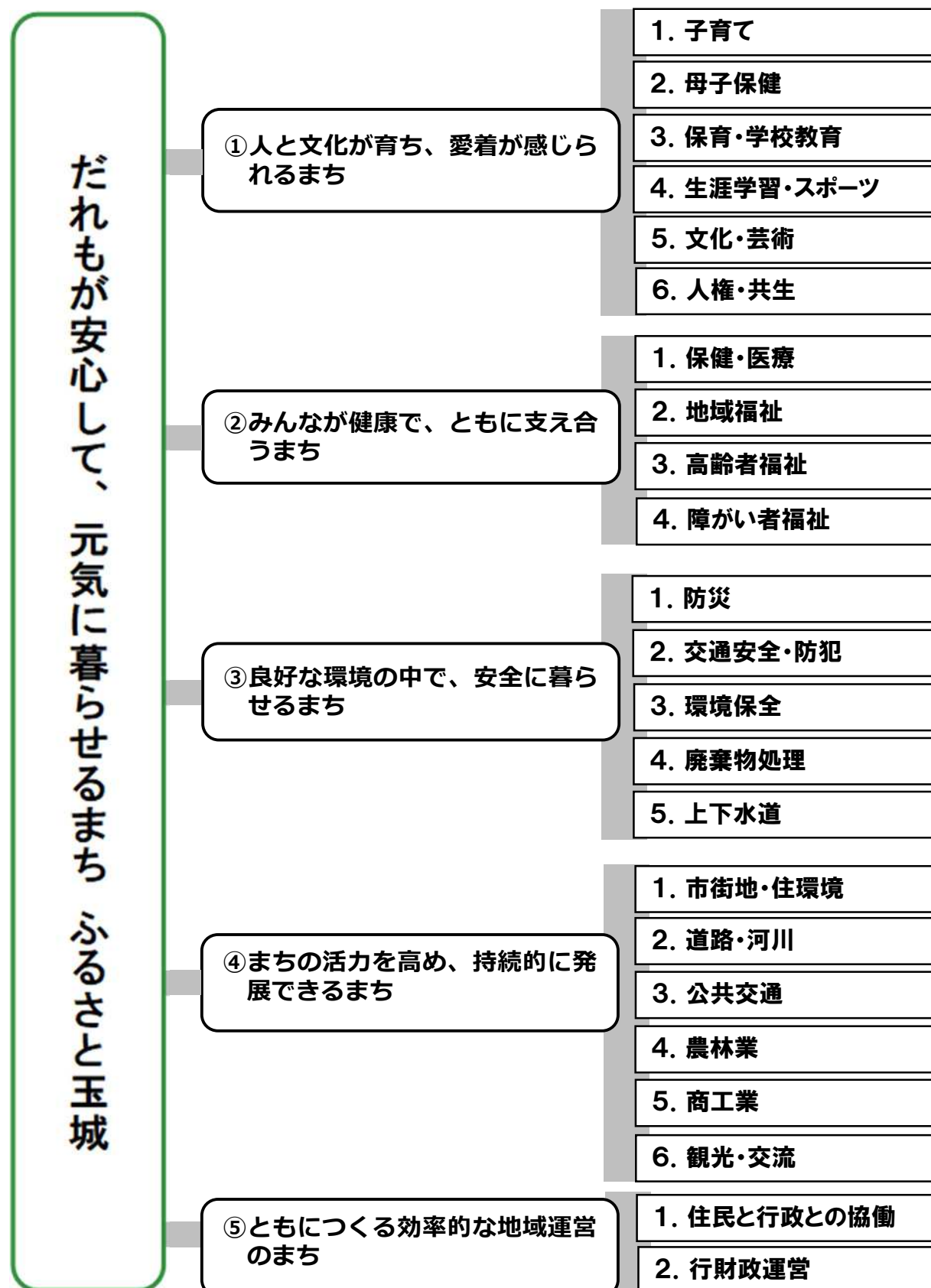
良好な住環境の保全を図るとともに、安全で効率的な道路交通環境の整備及び公共交通の利便性の向上を図り、便利で快適な生活ができる環境を形成します。

既存産業の集積や多様な地域資源を活用して、産業の高度化や新たな産業の創出を推進するとともに、町外からの観光交流を活発にすることにより、産業が持続・発展する活力のあるまちをめざします。

## ⑤ともにつくる効率的な地域運営のまち

自治区などの地域団体や自主的な活動グループなどの住民の活動を活発にするとともに、地域の課題の発見や解決に向けて、住民と行政が連携して取り組む協働のまちづくりをめざします。

引き続き行政改革を着実に進めるとともに、社会資本の効率的な維持管理、社会経済環境の変化や大災害発生等への的確な対応を図り、限られた財源の中で効果的な行政サービスが提供できるまちをめざします。





## 第3部 基本計画

### 第1章 総論

#### (1) まちづくり戦略

人口減少を抑制し、将来にわたって暮らし続けたい、玉城町に戻りたいまちにしていく対策を主眼に策定した「第2期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年3月）の施策を、中長期を展望したまちづくり戦略として位置づけ、全庁で連携して推進していきます。

#### 戦略1：地域製品の付加価値の向上と多様な就業機会の拡大を進めます

##### ■基本方針

多様な農畜産物の特色を活かして、新しい技術の導入による生産性の向上を図るとともに、6次産業化、地域製品の販売体制の強化、PRの展開等によりブランド化の強化と販路拡大を図ります。

また、企業への雇用拡大の推進や、産業の持続発展のために必要な人材の確保を図るとともに、起業支援を通じて新たなビジネスの創出と多様な働き場を確保します。

##### ■数値目標

指標名	第1期総合戦略の実績	目標（2025年）
就業率（就業者／15歳以上人口）	59.8%(2015年)	65%

出典等：国勢調査（H27）、15歳以上人口に占める就業者の割合

##### ■施策内容

###### ①生産性の向上と地域ブランド力の強化

- ・地域製品の付加価値を向上させるため、高収益作物の普及、6次産業化を推進し、稼げる農業を創出します。
- ・玉城町の農業が抱える課題を解決するため、新規就農者への農地の紹介などの支援を行います。

###### ②多様な就業機会の拡充

- ・新たなビジネスの創出や、多様な働き方を拡大するため、新規起業家への支援を行います。
- ・女性、高齢者、障がい者の就業支援を行い、多様な働く場を確保し、企業への雇用拡大の促進を図るとともに、新規就業者の創出を図ります。

## 戦略2：地域製品の付加価値の向上と多様な就業機会の拡大を進めます

### ■基本方針

町内外の若者等が玉城町の歴史・文化を体験・学習する機会を充実し、玉城町に対する愛着を育むことにより、U・Iターンの促進、関係人口の拡大を図ります。

また、地域の歴史文化を活かしたまちづくりを進め、その魅力を広くPRすることにより、観光交流人口の拡大を図ります。

### ■数値目標

指標名	現状値および第1期 総合戦略の実績	目標（2025年）
①社会増減数（転入者数－転出者数）	-64人（2018年）	0人（段階的に）
②玉城町に住み続けたいと思っている割合	66.0%（2019年）	70.0%
③町の施策を利用した移住者	0人（2019年）	24人

出典等：①住民基本台帳、②総合計画住民意識調査、③総務政策課調べ

### ■施策内容

#### ①転入人口・関係人口の拡大

- ・将来的なUターンを促進するため、地元学の普及や郷土学習の推進など、まちの子どもたちの郷土愛を醸成します。
- ・地域おこし協力隊・企業人、集落支援員、空家の活用などにより、UIターンを促進します。
- ・関係人口・交流人口の拡大を図るため、玉城町体験プログラムの実施など、地域の魅力や資源を広くPRします。

#### ②地域資源を活用した地域魅力アップと観光交流の推進

- ・玉城町の歴史文化資源の有効活用を行うため、田丸城跡等の文化財を保存・整備・利活用します。
- ・観光交流人口の創出を行うため、歴史文化資源を利活用した観光案内やシティプロモーションを展開します。

## 戦略3：結婚・出産・子育ての希望をかなえ、玉城町で子育てする人を増やします

### ■基本方針

出会いの場づくりや不妊治療の支援等により、結婚や出産の希望がかなえやすい環境をつくり、出生数が増えることをめざします。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減、きめ細かい相談支援、母子の健康づくり、保育サービス、幼児教育等の充実により、子育てしたくなる環境をつくり、玉城町で子育てする人を増やします。

## ■数値目標

指標名	現状値	目標（2025年）
①年少人口（0歳～14歳） （基準日※毎年4月1日）	2,227人（2019年）	2,094人

出典等：住民基本台帳

## ■施策内容

### ①結婚・出産支援の充実

- ・結婚・出産の希望をかなえるため、若い人が集まる場づくり、不妊治療費助成など、結婚・出産がしやすい環境を整備します。

### ②地域で育てる子育て支援の充実

- ・子育てしやすい環境を整備するため、玉城町版ネウボラを推進し、途切れのない支援を行います。
- ・働く保護者を応援し、子育てしやすい環境を整備するため、保育所・児童館・放課後児童クラブを充実させます。

## 戦略4：安心して元気に暮らせるまちをつくります

## ■基本方針

元気づくりシステムを中心とした介護予防事業を推進し、高齢者の健康づくりと居場所づくりを進め、元気で自立した生活できる高齢者を増やします。

また、地域との連携による防犯活動、防災活動を推進し、安心して暮らせるまちづくり、定住魅力を高めます。

## ■数値目標

指標名	第1期総合戦略の実績	目標（2025年）
①要介護認定者の出現率	16.8%（2018年）	維持
②自主防災組織数	8組織（2018年）	35組織

出典等：①保健福祉課調べ、②総務政策課調べ

## ■施策

### ①高齢者が活躍できるまちづくり

- ・高齢者が活躍できるまちづくりをめざすため、元気づくりシステムの推進など、健康寿命の延伸を推進します。
- ・高齢者が活躍できるまちづくりをめざすため、高齢者による居場所づくりの推進など、社会参加できる場づくりを推進します。

### ②安心して暮らせる環境づくり

- ・安心して暮らせるまちづくりをめざすため、巡回パトロールの実施など、地域と連携した交通安全・防犯活動を推進します。
- ・防災・避難所訓練の実施など、地域と連携した防災対策を推進します。




## (2) SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12 (2030) 年までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

総合計画のめざす姿とSDGsの目標との関連は強く、SDGsの目標実現に向けた施策方針、関連する総合計画の施策との関係を示すと、次のようになります。

SDGsの目標と施策方針		関係施策
	<b>1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</b> ・ 低所得者福祉を推進し、すべての住民が健康で文化的な最低限の暮らしが確保できるように支援する。	2-2 地域福祉
	<b>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b> ・ 農業を振興し、食糧生産を支援するとともに、将来にわたって農業が持続できるように計画的な土地利用を進める。	4-1 市街地・住環境 4-4 農林業
	<b>3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</b> ・ すべての住民が心身ともに健康で暮らせるように、疾病・介護予防、健康づくりの推進、適切な医療治療体制の整備、健康的な環境の保全を図る。	1-1 子育て 1-2 母子保健 1-4 生涯学習・スポーツ 2-1 保健・医療、 2-3 高齢者福祉 3-3 環境保全
	<b>4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</b> ・ すべての子どもが等しく質の高い教育が受けられるように学校教育の充実を図るとともに、あらゆる年齢の住民の学習機会を確保する。	1-1 子育て 1-3 保育・学校教育 1-4 生涯学習・スポーツ 1-5 文化・芸術 2-4 障がい者福祉
	<b>5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</b> ・ 男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を推進する。	1-3 保育・学校教育 1-4 生涯学習・スポーツ 1-6 人権・共生
	<b>6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</b> ・ 安全・安心で安定した水を供給するために、水道施設の適正な維持管理を行うとともに、良好な水質を維持するために水源地の環境を保全する。	3-3 環境保全 3-5 上・下水道

SDGsの目標と施策方針		関係施策
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p><b>7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の省エネ・再生エネルギーを推進するとともに、住民・事業所の省エネ・再生エネルギーの取組を促進し、持続可能なエネルギーを確保する。</li> </ul>	<p>3-3 環境保全 5-2 行財政</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p><b>8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の産業を振興し、地域経済の活性化と安定した雇用を確保するとともに、農林業、観光など地域の資源を活かした特色のある産業を振興する。</li> </ul>	<p>4-4 農林業 4-5 商工業 4-6 観光・交流</p>
 <p>9 産業と技術革新の 変革をつくる</p>	<p><b>9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活発で効率的な都市活動を安定的に支えるインフラの整備・維持管理と進めるとともに、新規産業の立地や既存産業のイノベーションを促進する。</li> </ul>	<p>4-1 市街地・住環境 4-2 道路・河川 4-3 公共交通 4-4 農林業 4-5 商工業 4-6 観光・交流</p>
 <p>10 人や国の不平等を なくそう</p>	<p><b>10. 各国内及び各国間の不平等を是正する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低所得者の自立を支援するとともに、互いの人権を尊重し、差別のない地域社会を形成する。</li> </ul>	<p>1-6 人権・共生 2-2 地域福祉 2-3 高齢者福祉 2-4 障がい者福祉</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p><b>11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安心して快適に住み続けられる住環境の整備・保全を図るとともに、車が無くても安全で利用しやすい移動手段を確保する。</li> </ul>	<p>2-3 高齢者福祉 2-4 障がい者福祉 3-1 防災 3-2 交通安全・防犯 3-5 上下水道 4-1 市街地・住環境 4-2 道路・河川 4-3 公共交通</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>12. 持続可能な生産消費形態を確保する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大量生産・大量消費型社会からの転換を図るために、住民一人ひとりの意識や行動を見直すとともに、環境に配慮した企業経営を促進する。</li> </ul>	<p>3-3 環境保全 3-4 廃棄物処理 4-5 商工業</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p><b>13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>頻発する集中豪雨など、気候変動に伴う影響を軽減するために、防災対策や温室効果ガスの削減を推進する。</li> </ul>	<p>3-1 防災 3-5 上下水道 3-3 環境保全</p>
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p><b>14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海洋ごみや富栄養化などの海洋汚染の防止と海洋資源の保全を図るために、プラスチックごみの削減と河川の水質の保全を図る。</li> </ul>	<p>3-3 環境保全 3-4 廃棄物処理 3-5 上・下水道</p>

SDGsの目標と施策方針		関係施策
	<b>15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b> ・陸上の自然生態系の保全を図る計画的な土地利用の推進と緑の維持、生態系の持続的な利用を図る農林業の振興を推進する。	3-3 環境保全 4-1 市街地・住環境 4-4 農林業
	<b>16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</b> ・暴力や犯罪から住民を守るとともに、多くの住民が参画する協働のまちづくりを推進する。	3-2 交通安全・防犯 5-1 住民と行政との協働
	<b>17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</b> ・地域課題の解決に向けて、町内の住民や各種団体、内外の企業、NPOなどの多様な主体と連携を図り、それぞれの主体の特徴を活用して補完し合う協力関係を構築する。	5-1 住民と行政との協働 5-2 行財政運営

SDGsを実現するための手段の強化をめざすのが「17 パートナリシップで目標を達成しよう」です。行政、住民、民間企業・金融機関、NGO・NPO、教育・研究機関などの多様なステークホルダーが、SDGsの目標実現のために、それぞれの立場で実践するとともに、SDGsを媒介に連携・協働することが重要です。

玉城町においても、庁内の各部署が連携して全庁的に推進するとともに、住民をはじめ、町内外の多様な機関やグループとの連携・協力関係を強化してSDGsの目標実現をめざします。

### (3) 新たな生活様式・日常への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、人々の生活のみならず、社会経済、国際関係、さらには人々の行動・意識・価値観などの多方面にまで波及しつつあります。感染防止のために「新たな生活様式」の実践に加え、感染対策と社会経済活動を両立する「新たな日常」に向けた対応を進めます。

#### ①危機管理体制の強化

新型コロナウイルス感染症やサイバー攻撃など、新たな脅威へのリスク対策の見直し・充実を図り、非常時でも安定した行政サービスを提供できる危機管理体制を強化します。

#### ②新たな生活様式に対応した実施方法の見直し

身体的距離の確保などの一人ひとりの基本的感染対策や「3密」の回避などの基本的な生活様式の実践に対応した各種会議、催事、イベント等の開催方法など、

これまでの方法を見直し、新たな生活様式に対応した事業の実施方法を工夫します。

### ③行政のデジタル化による業務の効率化

多くの住民が影響を受けた時に発生する手続き・申請等の大量業務に対して、手続きの簡素化や迅速な処理が可能となるように行政のデジタル化・オンライン化を推進し、業務の効率化による住民サービスの向上を図ります。

### ④ICTを活用した公共サービスの質の向上

学校教育のICT環境を整備し、一人ひとりに応じた学習指導や多様な考え方に触れられる遠隔教育など、より深い学びができる学習環境の充実を図ります。また、ICTを活用した健康指導・健康管理など、民間の新しい技術を活用して行政サービスの質の向上を図ります。

### ⑤新しい働き方・住まい方の魅力の創出

集中による利便性の追求から分散によるリスク回避の志向を受け、テレワークや地方居住・郊外居住など新しい働き方・住み方ができる環境の整備と玉城町の魅力を発信し、移住・転入を促進します。

### ⑥地域の支え合いの関係強化

新たな脅威のしわ寄せを受けやすい高齢者、障がい者、子ども、ひとり親世帯、外国人などの弱い立場の人が抱える問題を軽減する支援策を講じるとともに、地域の支え合いの仕組みづくりを進めます。

### ⑦産業のデジタル化の支援

産業分野のデジタル化がさらに加速することから、町内の農業、観光、商工業のデジタル技術やネットを活用した新商品開発・販路開拓を促進するとともに、ICT人材の育成を支援します。

#### (4) 玉城町教育大綱・行財政経営指針との関係

基本計画において、玉城町教育大綱及び行財政経営指針に関する施策を以下のよう  
に位置づけ、第6次玉城町総合計画が、「玉城町教育大綱」と「行財政経営指針」  
を含む計画としています。

玉城町教育大綱及び行財政経営指針に関連する基本施策	
玉城町教育大綱	基本施策 1-3 保育・学校教育
	基本施策 1-4 生涯学習・スポーツ
	基本施策 1-5 文化・芸術
	基本施策 1-6 人権・共生
行財政経営指針	基本施策 5-1 住民と行政との協働
	基本施策 5-2 行財政運営



**将来目標 1 人と文化が育ち、愛着が感じられるまち**

## 施策のめざす姿

次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育っています。

誰もが安心して喜びと生きがいを持って子育てができています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
子育てを楽しんでいる人の割合 (%) ※1	78.8	81.0	83.0
子どもがいても安心して働けると感じている人の割合 (%) ※2	44.4	45.0	45.0

※1：子ども・子育てに関するアンケート調査（2019年3月）就学前児童用調査より

※2：子ども・子育てに関するアンケート調査（2019年3月）就学前児童及び小学校児童用調査より

## 現状と課題

- 子どもたちが、社会の一員として尊重され、自己実現を図ることができるよう、子どもの視点に立ち、すべての子どもの心身の健やかな育ちを温かく見守り、支援していく必要があります。
- 子育てに対する不安や負担感、孤立感を感じている人もいます。
- 子育てに関する情報が必要な人に届くような情報提供の方法を検討する必要があります。
- 地域全体で子育て家庭を支えるための情報共有の方法や仕組みが求められています。
- 3歳未満児の保育所入所が増加傾向にあります。休日保育、延長保育、病児・病後児保育などへのニーズについても状況に合わせて取り組んでいく必要があります。
- 放課後児童クラブは、入所希望が多くなっています。また、入所していない児童も一般利用ができ、子どもたち同士が交流できる居場所となっています。
- 障がいや発達の遅れのある子どもに対して、成長過程に応じて途切れない適切な支援を行うために、「こども家庭支援ネットワーク会議」を中心として、関係機関との連携を強化する必要があります。
- 虐待の発生件数は全国的にも増加する傾向にあり、発生の防止と虐待を受けた子どものアフターケアが重要です。

## 施策の内容

### (1) 子育て支援サービスの充実

- ① 保護者のニーズを把握しながら、より利用しやすい子育てサービスの充実を図ります。
- ② 子育てに関してきめ細かな情報提供を図ります。
- ③ 子育て家庭同士が交流できる機会や場の充実や本に親しめる場の充実を図ります。

**【主な事業】**

- ◆地域子育て支援拠点事業（子育て支援タイム「にこにこ」）
- ◆パパママ教室事業
- ◆利用者支援事業
- ◆子育て支援ネットワークの確立
- ◆ファミリーサポートセンター事業
- ◆子育てに対する経済的支援

### (2) 保育サービスの充実

- ① 保育所入所待機児童ゼロを維持するとともに、通常の保育サービスの提供に加え、一時預かり保育や病児・病後児保育等の潜在的なニーズに対してきめ細かに実施できる体制を整備します。
- ② 保育施設の防災・減災対策を推進し、児童数の変化など保育需要の動向を踏まえながら必要な施設整備を検討します。
- ③ 保育ニーズの変化に対応するため、ICT化の推進による保育所業務の効率化を図ります。
- ④ 放課後の文化活動、安全な居場所の提供を図るため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の受け入れ態勢を強化します。

**【主な事業】**

- ◆保育所の一時預かり事業 重点
- ◆保育施設整備推進事業
- ◆保育業務の効率化事業 ◆ 重点
- ◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ◆病児・病後児保育事業 重点
- ◆保育士の資質や専門性の向上

### (3) 途切れのない療育の推進

- ① 必要に応じて療育につながるように支援し、保育所、小学校、中学校へと途切れのない支援を行うため、関係機関との連携を強化します。

**【主な事業】**

- ◆ぴよんぴよん教室
- ◆こども相談・言語相談事業
- ◆保育所や小・中学校等の関係機関との連携強化

## (4) 子どもの人権擁護の推進

- ① 「こども家庭支援ネットワーク会議」で関係機関等が連携して情報の共有化を図り、保護の必要な児童や家庭の早期発見・早期対応を行います。
- ② 虐待を受けた子どもだけでなく、保護者や家庭環境などを含めた包括的な相談支援体制を整え、児童相談所・警察等の専門機関の助言を得ながら適切に対応していきます。
- ③ 「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育て世代包括支援センターと一体的、連続的な支援体制を確保します。

### 【主な事業】

- ◆こども家庭支援ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）
- ◆子どもの家庭復帰・自立支援事業
- ◆子ども家庭総合支援拠点整備事業

重点

## (5) ひとり親家庭への支援

- ① ひとり親家庭に対する支援制度の情報提供に努め、制度の効果的活用を図ります。
- ② ひとり親家庭を対象とする経済的負担を軽減する様々な支援を行います。

### 【主な事業】

- ◆ひとり親家庭に対する相談指導・情報提供
- ◆ひとり親家庭等に対する経済的支援事業

## 関連計画

- 第2期玉城町子ども・子育て支援事業計画（2019年度策定（計画期間 2020～2024年度）、保健福祉課）
- 第2次玉城町男女共同参画計画（2016年度策定（計画期間 2017～2021年度）、総務政策課）

## 関連するSDGs目標



将来目標 1 人と文化が育ち、愛着が感じられるまち

施策のめざす姿

玉城町版ネウボラ構想のもと、母子手帳発行時から保健師との顔の見える関係がつけられ、安心して産み育てられる環境になっています。

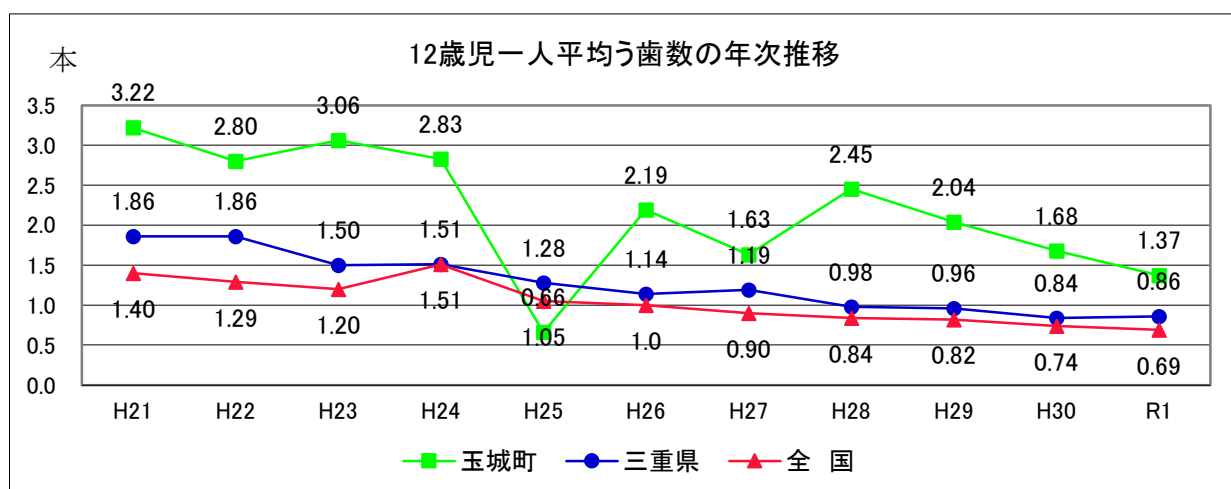
成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
子育てを楽しんでいる人の割合 (%) ※1	78.8	81.0	83.0
12歳児一人平均う歯数 (本)	1.37	1.19	1.10

※1：子ども・子育てに関するアンケート調査（2019年3月）就学前児童用調査より

現状と課題

- 多くの妊婦が妊娠届出時に何らかの不安を抱えていることから、妊娠期から母親が気軽に相談できる体制を構築し、妊娠・出産・子育てへのイメージが持てるような支援が必要です。
- 核家族化や働き方の変化などにより、子育て世代が地域で孤立しやすい状況にあることから、子育て世代の負担を軽減する取組が必要です。
- 平成18年度から、保育所でのフッ素洗口事業に取り組んでいますが、12歳児の一人平均う歯数が高い状況が続いており、学童期における歯科保健対策が必要です。



令和元年度 妊娠届出時（に実施した）のアンケートの状況（N=88人）

令和元年度 妊娠届出書のアンケート項目	人数（割合）
「妊娠が分かった時の気持ち」の項目で「予想外で戸惑った」「不安になった」と回答した妊婦	10人（11.4%）
「困ったときに相談する人はいますか」の項目で「いない」と回答した妊婦	0人（0.0%）
「困ったときに協力してもらえる人はいますか」の項目で「いない」と回答した妊婦	0人（0.0%）
「現在「困っている」「悩んでいる」「不安」なことはありますか？」の項目で「ある」と回答した妊婦	38人（43.2%）

出典：保健福祉課調べ

## 施策の内容

### (1) 玉城町版ネウボラの推進

- ① 妊娠期から切れ目なく母子を支援していけるように、マイ保健師制を推進します。
- ② 産前産後の母子に対する健診・訪問・指導等の充実を図ります。
- ③ 母子保健に関係する多職種が連携しながら、女性の途切れのない支援を推進します。

**【主な事業】**

- ◆マイ保健師制 重点
- ◆産科医療機関との連携
- ◆1歳6か月児・3歳児健康診査事業
- ◆乳幼児相談事業
- ◆転入者訪問事業 重点
- ◆関係機関との連携

### (2) 歯科保健の推進

- ① 妊婦と幼児の歯科健診を実施するとともに、月齢・年齢に応じた歯科に関する情報提供を行い、むし歯予防を推進します。

**【主な事業】**

- ◆妊婦歯科健康診査事業
- ◆1歳6か月児・3歳児健康診査事業
- ◆歯っぴい教室事業
- ◆5歳児むし歯予防教室事業
- ◆保育所フッ素洗口事業 重点
- ◆小学校フッ素洗口事業

新規

重点

## 関連計画

- 第2期玉城町子ども・子育て支援事業計画（2019年度策定（計画期間 2020～2024年度）、保健福祉課）
- 健康増進計画（2020年度策定（計画期間 2021～2023年度）、保健福祉課）

## 関連するSDGs目標



## 施策のめざす姿

保育所、学校、家庭、地域とのつながりを大切に安全安心な学校づくりが行われるとともに、子どもたちの学力の向上、子どもの社会性の向上、豊かな心の醸成と健康な心身が育まれています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
保育所における教育プログラム数（講座）（回）	5	6	7
授業内容を理解している町立小・中学校の児童生徒の割合（％）※1	90.5	現状値以上	現状値以上

※1：教育プログラム（ALTによる英語、サッカー教室、体操教室、芸術教室など）

## 現状と課題

## 〈保育〉

- 保育所には、保育に加えて就学前教育の拠点の役割が期待されており、積極的に教育プログラムを導入しています。幼児期の教育・保育を総合的に提供できる制度として、玉城町では、平成28年度より下外城田保育所を保育所型認定こども園（1号定員10名）へ移行しましたが、ニーズに応じた保育所の教育機能の充実を図る必要があります。
- 少子化や核家族の増加にともない、就学前の子どもが社会性を育む場が少なくなっており、家庭教育の重要性が高まっています。親が家庭教育の役割を理解し、自信を持って子育てを行い、かつ子育てが楽しいと感じられるような支援をすることが大切となっています。そのために、家庭の教育力を高めるための学習機会をより一層充実する必要があります。

## 〈学校教育〉

- 学校教育の充実のため、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について識見を有する指導主事を町単独で配置することが必要です。
- 学習支援が必要な児童生徒が増加する傾向にあるため、学校現場の実情に応じた学習支援員を配置する必要があります。
- ギガスクールに対応したICT教育や外国語（英語）教育等、多様化する学習内容や学習形態の変化に対応していくことが必要です。
- 障がいのある子どもや学習支援が必要な子どもなど、それぞれの状況に応じた教育支援が求められています。



- いじめや不登校などの子どもたちの悩みや不安に、きめ細かに寄り添っていくことが求められています。
- 学校施設の8割が建築後30年以上経過し、施設の老朽化が進んでいるため、学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的に施設改修、修繕を進める必要があります。

## 施策の内容

### (1) 保育所における教育機能充実の推進

- ① 保育所の幼児を対象に外部の専門家による教室を開催し、保育所における教育機能の充実を図ります。
- ② 就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定子ども園」について、ニーズを把握し、必要であれば整備の検討を行い、多様化する教育ニーズに対応していきます。

#### 【主な事業】

- ◆保育所における体験教室推進事業

### (2) 家庭・地域の教育力の向上の推進

- ① すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上をめざし、引き続き保護者のニーズを捉えた子育てに関する学習会や講演会、研修会等を実施するとともに、啓発活動を充実し、事業への参加者拡大を図ります。

#### 【主な事業】

- ◆家庭・地域教育力向上推進事業

### (3) 基礎的学力向上の推進

- ① 一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができるよう、非常勤講師の配置を継続するとともに、少人数指導及び習熟度別指導を推進します。
- ② 教員の指導力向上を図るため、授業改善研修の実施を推進します。
- ③ 町単独での指導主事配置の実現に向け、他町との調整を推進します。

#### 【主な事業】

- ◆非常勤講師配置事業

重点

- ◆授業改善研修事業



重点

#### (4) 時代にあった教育の推進

- ① 外国語教育（英語）の充実と推進を図るため、A L Tの配置を継続するとともに、小中連携と教員の指導力向上を図ります。
- ② I C T機器を活用した新しい学習形態に対応し、児童生徒の主体的な学びを推進するため、I C T支援員の確保やI C T環境の整備を進めるとともに、I C T教育プログラムの構築や教員のI C Tスキルの向上などを図ります。
- ③ 地域住民による教育ボランティアの増員と活動内容の充実を図ります。
- ④ 子どもたちが地域への理解を深め、愛着を持てるような郷土学習や様々な体験を通じての学びを深める体験学習を推進します。
- ⑤ 学校、家庭、地域の連携により、子どもたちを取り巻く様々な課題に対応し、地域全体で子どもたちの成長を支援します。
- ⑥ 安全安心に学校教育が行われるよう教育環境の整備等を図ります。

##### 【主な事業】

- ◆外国語指導助手配置事業
- ◆教育ボランティア配置事業
- ◆特色ある学校づくり事業

- ◆情報教育推進事業  
- ◆郷土教育、体験教育推進事業

#### (5) 特別な支援を必要とする子どもの教育の推進

- ① 障がいのある子どもや学習支援が必要な子どもが前向きな気持ちで学校生活を送ることができるように、学習支援員を配置し、一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を推進します。
- ② 保育所や家庭との連携による就学前からの途切れのない支援を推進します。

##### 【主な事業】

- ◆学習支援員配置事業

- ◆こども家庭支援ネットワーク事業

#### (6) 心のケアの充実の推進

- ① いじめや不登校を未然に防止するため、各関係機関との連携を深め、スクールカウンセラー、教育相談員の活用により児童生徒、教員も含めた心の悩みに寄り添う相談体制の充実を図ります。

##### 【主な事業】

- ◆教育相談事業

- ◆スクールカウンセラー配置事業

## (7) 教育環境の整備の推進

- ① 子どもたちの安全な学習環境を維持していくため、児童生徒数の将来の動向を踏まえ、学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な施設整備を推進します。

### 【主な事業】

◆学校教育施設整備事業

新規

重点

## 関連計画

- 玉城町教育方針（毎年度策定、教育委員会）

## 関連する SDGs 目標



施策のめざす姿

多くの住民が様々な学習活動を通じて学び、スポーツやレクリエーションに親しんでいます。

成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
生涯学習講座の講座数（件）	14	17	20
たまき文化スポーツクラブ委託事業数（件）	2	3	4
図書館の利用者数（日平均）（人）	12	15	20
ちやれたま事業回数（回）	7	10	12

現状と課題

- 自主的な学習活動や図書館の利用を促すため、中央公民館機能の有効活用や図書館スペースの改善を図る方策の検討が必要です。
- 若い人の講座の参加や活動の担い手が少なくなっていることから、若い世代に伝わる情報提供方法の検討が必要です。
- 「たまき文化スポーツクラブ」は年々会員数も増え、自立した運営をめざしており、今後指定管理の候補者団体として、体制を整える必要があります。
- 屋内体育館の老朽化が進み、耐震性にも問題があることから、取壊し及び代替施設の検討が必要です。
- 地域とのつながりが希薄化になっていることから、子どもの体験活動をとおして、豊かな人間性や社会性を育て地域ぐるみの支援が必要です。

施策の内容

(1) 生涯学習活動の推進

- ① 住民のニーズに対応した講座内容の充実に努めるとともに、生涯学習にかかる情報提供の充実を図ります。
- ② 地域の課題解決や活力のある地域づくりの促進に向けて、考え、取り組める講座等を実施します。
- ③ 学習成果を社会やまちづくりに生かせるように社会参加活動を支援します。

【主な事業】

◆生涯学習講座事業

◆活動の場提供事業

## (2) スポーツ活動の推進

- ① スポーツや生涯学習の指導者等活動を支える人材を育成・発掘するとともに、たまき文化スポーツクラブへの委託事業により、活発に活動できる場づくりを進めます。
- ② スポーツしやすい環境づくりに向けて体育施設のサービスの向上を図るため、中央公民館の指定管理者制度の導入を検討します。

### 【主な事業】

- ◆総合型地域スポーツクラブによる生涯スポーツ推進事業
- ◆各種体育事業 重点

## (3) 活動環境の整備

- ① 屋内体育館の取壊しに伴う代替施設の整備を進めます。
- ② 学習・情報の拠点として中央公民館の有効活用や図書館のスペース拡大、環境の整備を図ります。

### 【主な事業】

- ◆体育センター整備事業 ◆ 重点
- ◆図書館・中央公民館整備事業 ◆ 重点

## (4) 青少年健全育成

- ① 青少年の社会教育活動を促進するために、知識や指導技術をもち、青少年が親しめる指導者の育成・発掘に努めます。
- ② 小学生や就学前児童を対象に、チャレンジ精神をもって取り組む体験学習事業「ちやれたま」の充実を図ります。

### 【主な事業】

- ◆青少年健全育成活動事業 重点
- ◆ちやれたま事業
- ◆地域の教育力の向上事業 重点

## 関連計画

- 文化・スポーツ施設整備基本構想（2020年度策定（計画期間 2021～2030年度）、生涯教育課）
- 玉城町公共施設等総合管理計画（2016年度策定（計画期間 2017～2056年度）、総務政策課）
- 玉城町公共施設等個別施設計画～町民文化系・社会教育系施設編～（2021年度策定（計画期間 2021～2056年度）、総務政策課）

## 関連するSDGs目標



施策のめざす姿

貴重な歴史文化に触れ、親しみ、創造することで地域の文化の裾野を広げています。

成果指標

指標		現状値	中間値	目標値
		2019年	2025年	2030年
文化協会加盟団体		32	35	35
田丸城跡入込客数（人）		3,589	4,100	4,700
玄甲舎入場者数（人）※現状値 2020.9		1,400	4,100	4,700
指定文化財件数	国指定	2	3	3
	県指定	5	4	4
	町指定	12	14	14

現状と課題

- 講演会やコンサート、美術展など参加者や見学者が全体的に固定化してきているため若者をはじめとする幅広い世代の参加を促していくことが必要です。
- 歴史と文化に育まれた貴重な伝統行事や伝統文化を子どもたちに継承する機会がなくなっているため、文化活動への支援が必要です。
- 地域の文化財の活用や整備に取り組んできましたが、郷土学習会の開催や環境整備など今後もさらなる取組が必要です。
- 歴史的価値の高い田丸城跡を健全な状態で後世に残すための維持管理が必要です。
- 管理の行き届かない郷土資料を整理し、子どもたちの教材として利活用すること必要です。
- 平成以降の記録を玉城町史として残すため、新たに編纂作業を行うことが必要です。

## 施策の内容

### (1) 文化活動の促進

- ① 質の高い文化・芸術に触れる機会をつくるため、文化協会が実施する文化活動の発表の場の確保等、様々な文化活動が活発となる環境づくりを進めます。
- ② 玉城町の歴史文化の魅力を発信するために、語り部等を含む歴史文化のスペシャリストを育成します。

**【主な事業】**

- ◆文化講演や特別展の開催 重点
- ◆文化協会の活動促進事業

### (2) 伝統文化の継承

- ① 地域の文化継承者になる子どもたちに郷土愛を醸成するための活動を推進します。
- ② 伝統文化や地域の祭り、日常の生活様式等を後世に残すため、記録及び映像資料を作成します。

**【主な事業】**

- ◆伝統文化継承団体への支援事業

### (3) 文化財の整備・活用

- ① 田丸城跡や指定文化財の保存・整備・保護に努め、計画的に管理を進めます。また、田丸城跡を適切に保存し、国史跡の指定に向けて進めます。
- ② 玄甲舎については利活用、運営を含めた指定管理者制度の導入を進めます。
- ③ 開発で失われてしまう埋蔵文化財を地域の歴史文化を知る資料として記録保存します。

**【主な事業】**

- ◆田丸城跡・玄甲舎保護事業
- ◆田丸城跡石垣修復事業

新規
重点

- ◆埋蔵文化財発掘調査事業

## 関連する SDGs 目標



施策のめざす姿

すべての住民の人権が尊重されています。  
住民が、性別や国籍、文化に関わらず、互いを認め合い、個性と能力を発揮し、活躍できています。

成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
審議会などにおける女性委員の割合 (%)	27	30	33

現状と課題

- 玉城町の近年の学校現場の状況を熟知する教員等の人材の確保により、人権教育を一層推進する必要があります。
- 子ども同士のつながりが希薄になる中、互いを知ることにより思いやりを育てる教育を推進する必要があります。
- 外国にルーツを持つ住民が増える中で、日本人住民との相互理解を図り、地域で共存するための支援が必要です。

施策の内容

(1) 人権意識の高揚

- ① 「人権が尊重される玉城町をつくる条例」に基づき、住民一人ひとりの関心を高め、理解を深めるために、学習機会の提供等を実施し、人権意識の向上を図ります。
- ② 小・中学校を通じて、子どもたちの人権に関する理解を深め、差別やいじめのない社会の実現をめざします。
- ③ 配偶者等や子ども、高齢者や障がい者等の様々な人権問題についての相談事業を実施し、関係機関と連携した問題解決に取り組みます。
- ④ 「やさしさ」と「おもいやり」あふれるまちづくり宣言に応じた取組を推進します。

【主な事業】

- ◆玉城町人権教育ネットワーク研究会事業 **重点**
- ◆玉城中学校区子ども支援ネットワーク活動 **重点**



## (2) 男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画意識の啓発を図るために、イベント、学校教育などのあらゆる機会を捉え、意識の浸透を図る活動を展開するとともに、広報紙、ホームページ等を最大限利用して、わかりやすい情報提供に努めます。
- ② 女性が社会の中で自らの能力を発揮し活躍できるように、能力開発のセミナー・学習会の開催、企業のワーク・ライフ・バランスの推進などを図ります。
- ③ 性別にとらわれず個人の能力が評価され、女性の能力を平等に生かされるために、女性の登用を促進します。

### 【主な事業】

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ◆男女共同参画意識普及啓発事業    | ◆政策・方針決定への女性の参画推進 |
| ◆子どもを持つ女性の社会参画促進事業 | ◆役場の女性職員の管理職登用    |

## (3) 多文化共生の推進

- ① 異なる文化や生活習慣を学ぶ機会や交流を充実し、国際理解・国際交流を図ります。
- ② 地域で共に暮らす外国にルーツを持つ住民の日本語学習支援や情報の提供等を充実し、安心して暮らせるよう支援します。
- ③ 外国人等が安心して暮らせるよう、町ホームページに翻訳機能を整備するなど、町等から発信する行政情報等の多言語化を推進します。

### 【主な事業】

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ◆国際交流協会の活動支援 | ◆行政情報多言語化事業 |
|--------------|-------------|

## 関連計画

- 第2次玉城町男女共同参画計画（2017年度策定（計画期間 2017～2021年度）、総務政策課）

## 関連するSDGs目標





## **将来目標 2 みんなが健康で、ともに支え合うまち**

施策のめざす姿

住民一人ひとりが、自分の健康は自分で守り、生涯にわたり健康で幸せに暮らせるように、それぞれの生活や年代にあわせた健康づくりを行っています。

保健・予防から医療、介護、福祉へと切れ目のない連携体制ができています。

玉城病院は中核的医療機関としての役割を発揮するとともに、町内外の医療機関・保健・福祉との連携が進み、住民が健康で安心して暮らせる保健・医療サービスが提供されています。

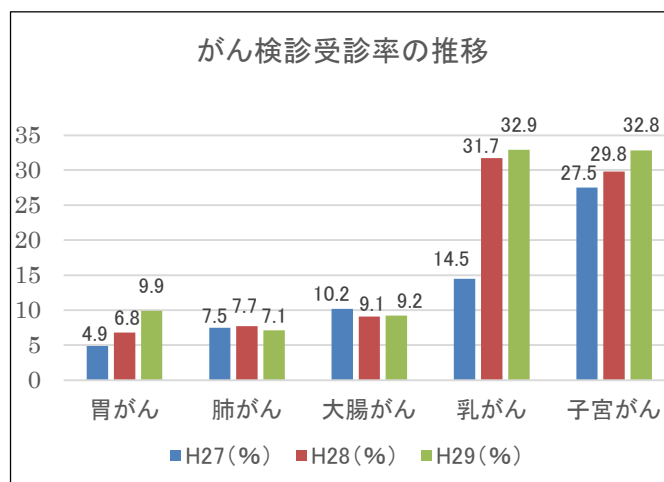
成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
健康寿命－男性（歳）※1	78.8 (2017年)	80.0	81.0
健康寿命－女性（歳）※1	84.0 (2017年)	85.0	86.0
胃がん検診の受診率（%）※2	11.4 (2018年)	12.5	15.0
肺がん検診の受診率（%）※2	8.6 (2018年)	10.0	12.0
「医療体制が充実していること」の満足度（%）	46.3	48.0	50.0

※1：みえの健康指標、※2：地域保健報告

現状と課題

- 玉城町の健康寿命は、男性 78.8 歳、女性 84 歳と平均寿命の差が女性では 6 歳近くあり、この間は生活の質が低下して医療や介護のサービスを受けながらの生活となります。最期まで自立をした生活を送れるようライフステージに応じて疾病予防や健康増進、介護予防などに取り組み、この差を縮めることが必要です。
- 健康づくりについての住民の関心は非常に高まっています。今後も引き続き生活習慣病の発症や重症化を未然



に防ぐため、運動習慣の定着、「食」を大切にする心や健康的な食習慣の形成など、継続的な健康づくりに向けた取組が求められています。

- 平成20年度から、健康増進法に基づく各種健康診査や検診を実施していますが、子宮がん・乳がん検診の受診率は、全国平均、三重県平均に比べて高くなっていますが、国・県平均より低い肺がんや胃がん検診については今後も受診率の向上に努める必要があります。
- 新たな未知の感染症等の発生や拡大を未然に防止するための取組や、発症後迅速な情報発信できる体制の構築など、感染症対策を推進していく必要があります。
- 景気の低迷や格差の拡大、社会にまん延するストレスなどを背景に、心に問題を抱える人が増加しており、これらの問題を早期に発見し、ケアする体制づくりが必要です。
- 医療については、少子、高齢化など社会構造の変化に伴う医療ニーズに対応した地域医療体制が必要となります。三重県地域医療構想の実現に向けて県や地域の医療機関、南勢志摩保健医療圏の市町等が協力連携していくことが求められています。
- 医療体制整備が必要な反面、制度を持続可能なものとするため、誰もがいつまでも健康を保持し自立した生活が送れるよう健康づくりや介護予防の取組を進めることが必要です。
- 玉城病院は、常勤医師2人、派遣医師2.5人体制で、地域の医療機関の核としての役割を果たしているとともに、町からの赤字補填の無い健全な運営を実現しています。地域の核となる医療機関としての機能を強化するためには、常勤医師の確保、老朽化に対応した設備の更新を計画的に進める必要があります。

## 施策の内容

### (1) 健康づくりを支援する仕組みづくりの推進

- ① 住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるように、健康に関する情報提供、健康教育、健康相談等を通じて、健康について考えてもらう機会を作ります。
- ② 健康しあわせ委員等との協働で、各地区において健康づくりの実践活動を推進します。
- ③ 医療・介護のデータを活用し、地区ごとの健康課題を分析し、介護予防・フレイル対策や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防につながる効果的なアプローチ方法を検討します。

#### 【主な事業】

- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| ◆健康増進事業（健康教育・健康相談）     | ◆いきいき健康サポート事業  |
| ◆健康しあわせ委員、食生活改善推進員育成事業 | ◆健康・子育てマイレージ事業 |
| ◆保健事業と介護予防の一体的な実施      |                |

新規

重点

## (2) 生活習慣病予防等の推進

- ① 疾病の予防や早期発見のために、健康診査や各種がん検診の周知と受診しやすい環境づくりを進め、受診率の向上をめざします。
- ② 若年期健康診査と保健指導の充実、特定健診後の指導の充実などを関係機関と連携して取り組み、生活習慣病の予防を推進します。
- ③ 歯科疾患の予防を図るために、成人・高齢期の歯科保健対策に取り組みます。

### 【主な事業】

- ◆健康増進事業（各種がん検診） **重点**
- ◆若年期健康診査と特定健診事業 **重点**
- ◆歯科保健事業 **重点**

## (3) 食育の推進

- ① 住民一人ひとりが、食に対する正しい知識と判断力をもち、適切な食生活を生涯にわたって自ら実践できる力を身につけ、食を通じた豊かな暮らしを実現する姿をめざします。

### 【主な事業】

- ◆地域における食育推進事業
- ◆学校・保育所における食育推進事業
- ◆家庭における食育推進事業

## (4) 感染症対策の推進

- ① インフルエンザや風しんなどの感染症についての正しい知識と発生傾向を的確に住民に周知し、住民に感染症予防を働きかけます。
- ② 新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな未知の感染症等が発生した場合にも対応できるよう、玉城町新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しと推進を図ります。

### 【主な事業】

- ◆予防接種事業 **重点**
- ◆玉城町新型インフルエンザ等対策行動計画の改正 **重点**
- ◆感染症予防対策事業

## (5) 心の健康づくりの推進

- ① 医療機関と連携して、精神疾患に対する理解の普及・啓発を行い、早期発見・早期対応を図ることで、重症化や自殺を防ぐなど、心の健康づくりを進めます。

### 【主な事業】

- ◆精神疾患に対する理解普及事業
- ◆自殺予防対策事業 **重点**

## (6) 医療・保健・福祉の連携推進

- ① 地域医療に従事する医師・看護師等の医療従事者を確保し、医療の質の保持・向上を図るとともに、地域の医療機関と周辺市町が連携し、医療・救急医療体制の充実に努め、住民が安心して医療を受けることができる体制づくりを推進します。
- ② 急性期の医療強化、病院病床機能の機能分担、連携、在宅医療の充実など医療・保健・福祉サービスを途切れなく提供する地域医療連携体制づくりを推進します。

### 【主な事業】

◆地域の医療体制確保

◆地域医療連携事業

## (7) 玉城病院・ケアハイツ玉城の健全運営

- ① 病院改革プランを策定するとともに、医療資材の共同購入などの合理化策を検討し、今後も健全な運営を維持します。
- ② 地域の核となる医療機関としての機能を強化するために、今後老朽化が進む建物設備や最新の医療機器などの計画的更新を図るとともに、常勤医師の増員に向けた検討を行います。
- ③ 今後感染症の発生に対応するために、院内の感染症対策を徹底するとともに、中核病院と連携して広域的な体制の構築を図ります。

### 【主な事業】

◆病院改革プラン策定

## 関連計画

- 健康増進計画（2020年度策定（計画期間 2021～2023年度）、保健福祉課）
- 第8期介護保険計画・第9期高齢者保健福祉計画（2020年度策定（計画期間 2021～2023年度）、保健福祉課）
- 第2期玉城町国民健康保険保健事業実施計画（2017年度策定（計画期間 2018～2023年度）、保健福祉課）
- 玉城町自殺対策推進計画（2018年度策定（計画期間 2019～2023年度）、保健福祉課）
- 第3次食育推進計画（2020年度策定（計画期間 2021～2025年度）、保健福祉課）
- 玉城町国民健康保険玉城病院 新改革プラン（2020年度策定（計画期間 2021～2024年度）、病院老健事務局）

## 関連するSDGs目標



施策のめざす姿

地域福祉の担い手である地域住民等が助け合い、支え合いながら、誰もが自分らしく地域で安心して暮らしています。

※地域住民等とは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者です。

成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
地域福祉活動の進捗評価（点）※1	4.0	4.2	4.4
ボランティア登録者数（人）※2	355	400	500
あいさつ運動推進者数（人）※3	437	500	700

※1：地域活動計画「地域ふくし力向上計画」の実施評価。5点満点。

※2：玉城町社会福祉協議会所管ボランティアセンター登録者数

※3：毎月第3火曜日のあいさつ運動に学校、保育所、駅などで参加した人数

現状と課題

- 社会構造や暮らしの変化の中で、個々人が抱える課題も多様化、複雑化しています。このような状況中、公的なサービスだけでは対応できないため、自助、互助の果たす役割が今後ますます重要となっています。しかし、地域の連帯感が希薄化してきていることへの対応や、複雑化する課題に対応できるよう分野を超えた支え合いの体制を整えるなど、今後の地域福祉のあり方を考えていく必要があると考えています。
- 地域に住むすべての人が安全で安心して暮らせるようにするには、身近な生活課題の情報を共有し、解決のため協働することや、人とのつながりを強化していく必要があります。自治区などの地縁団体やNPO、ボランティアなどが地域の支え合いの担い手となる地域活動を推進していく必要があります。
- 認知症高齢者の増加、知的・精神障がい者の増加や養護者の高齢化に伴い、日常生活上の本人の意思表示や決定への支援、差別や虐待などの権利侵害への対応の必要性が高まっています。そのため、日常生活自立支援事業等の整備充実を図るとともに、権利擁護に向け、本人や家族、地域住民への成年後見制度の周知・啓発を図り、気軽に相談対応や活用ができる支援体制を整えていく必要があります。





## 施策の内容

### (1) 地域における支え合い体制

- ① 地域での支え合いや助け合いの意識を高めるため、「元気ですたまき委員会」が中心となって、子どもから高齢者までが心と心を通わせることができる「あいさつ運動」を推進します。
- ② 社会福祉協議会と連携し、学校教育や生涯学習の場において福祉教育・学習に取り組み、福祉の心の醸成を図ります。
- ③ 地域の様々な団体と連携し、地域における新たな支え合いの拡大・強化に努め、包括的支援体制を構築します。

**【主な事業】**

- ◆地域のコミュニケーションアップ事業
- ◆福祉共育推進事業
- ◆地域福祉コーディネーター育成事業
- ◆支え合い活動促進事業

### (2) 暮らしを支える取組の推進

- ① 高齢・障がい・子育て・生活困窮等、多様なニーズに対し、重層的な支援体制を構築することで、誰一人取り残さない地域共生社会づくりを進めます。
- ② きめ細かな相談に対応できるよう、地域共生室を中心とした相談窓口の一本化を図るとともに、関係機関等と重層的な相談支援体制を推進します。

**【主な事業】**

- ◆地域福祉活動推進事業
- ◆重層的支援体制整備事業
- ◆民生委員・児童委員等の活動促進事業

### (3) 権利擁護体制の強化

- ① 認知症や知的障がい、精神障がいのある人が、自分らしく地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発、相談対応を行う中核機関を設置するなど、権利擁護体制の強化を図ります。

**【主な事業】**

- ◆成年後見制度利用促進事業 
- ◆成年後見制度利用支援事業 
- ◆日常生活自立支援事業

## 関連計画

- 第3期玉城町地域ふくし力向上計画（2019年度策定（計画期間 2020～2024年度）、社会福祉協議会）
- 玉城町成年後見制度利用促進基本計画（2020年度策定予定（計画期間 2021～2025年度）、保健福祉課）

## 関連するSDGs目標



## 施策のめざす姿

一人ひとりの高齢者に応じた質の高いサービスが提供され、支援が必要になっても地域で安心して生活できています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
元気づくり会の数（箇所数）	31	63	63
要介護認定の出現率（％）	16.8	維持	維持
65歳以上のボランティア登録者数（人） ※1	273	300	330

※1：玉城町社会福祉協議会所管ボランティアセンター65歳以上の登録者数

## 現状と課題

- 各地区で高齢者の健康づくりに取り組む「元気づくり会」が行われていますが、引き続き活動を支援するとともに、開催地区の拡充を行っていく必要があります。
- 認知症や一人暮らしの高齢者などが今後ますます増加するなか、介護保険などの公的サービスの充実だけでなく、近隣住民やNPO、ボランティアなど、地域の様々な人的資源を活用し、身近な地域できめ細やかなサービスを提供する必要があります。そのため、住民に対して認知症に対する啓発活動を積極的に実施するとともに、互いに見守り、声をかけあえる地域づくりを進めていくなど、高齢者を守る制度の普及や啓発に努める必要があります。
- 一人暮らし高齢者や支援を必要とする高齢者の実態を把握し、福祉ニーズにきめ細かく対応していくため、身近な地域で相談できる体制を整備する必要があります。
- 高齢者になっても、住み慣れた地域でいきいきと自分らしく生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を行っていく必要があります。

## 施策の内容

### (1) いきがい対策の推進

- ① 心身ともに健康で豊かな高齢期を過ごすことができるように、学習や体力づくりに取り組める生涯学習の場を充実するとともに、高齢者が活躍等できる活動グループを育成します。

#### 【主な事業】

- ◆元気づくり会支援事業 重点
- ◆ぴんの会支援事業
- ◆高齢者社会活動参加促進事業

### (2) 就労機会の確保

- ① 元気な高齢者が、いきいきと働ける場を提供するため、高齢者と企業向けにシルバー人材センターの周知・広報を行い、シルバー人材センターの活用を促進します。
- ② 生涯現役促進協議会等と連携し、高齢者の就労支援を促進します。

#### 【主な事業】

- ◆シルバー人材センター事業

### (3) 地域包括ケアシステムの推進

- ① 高齢者が地域で細やかなサービスが受けられるよう、医療関係機関や福祉施設、民間事業者が連携して、必要なサービスを提供します。
- ② 福祉サービスの質の向上を図るため、ケアマネジャーやサービス事業者への研修の充実を図ります。
- ③ 地域での支え合い活動を促進するため、活動の拠点となる居場所の設置を行うとともに、支え合い活動を行う人材の育成や活動への支援を行います。

#### 【主な事業】

- ◆地域ケア会議
- ◆介護相談員派遣事業
- ◆生活支援体制整備事業

#### (4) 介護保険の健全な運営

- ① 必要な人が必要な介護保険サービスを適正に利用できるよう、ケアプランのチェック、サービス事業者の指導・監査等を強化し、ケアプランと介護給付費の適正化に努めます。

##### 【主な事業】

- ◆ケアプランの適正化事業 **重点**      ◆介護給付の適正化事業 **重点**  
◆要介護認定事業

#### (5) 介護予防の充実

- ① 高齢者の健康の保持・増進を図り、要介護状態にならないようにするため、介護予防に関する普及啓発に努めるとともに、地域の介護予防サポーターや健康しあわせ委員の協力のもと、介護予防教室や運動教室等の内容の充実を図ります。

##### 【主な事業】

- ◆介護予防事業の普及啓発と教室の充実      ◆介護予防サポーター育成事業

#### (6) 認知症高齢者対策の推進

- ① 認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域住民へ認知症についての正しい理解を深めるとともに、認知症サポーター等の育成を図ります。  
② 認知症高齢者の権利を守るため、成年後見人制度の利用を促します。

##### 【主な事業】

- ◆認知症地域支援推進員事業 **重点**      ◆徘徊高齢者SOSネットワーク事業

**新規**

**重点**

#### (7) 高齢者の安全安心の確保

- ① 一人暮らしの高齢者等が安心して在宅で暮らせるよう、定期的な見守りや食事の提供、緊急時の通報システムの導入などの見守りサービスを充実します。

##### 【主な事業】

- ◆配食サービス・給食サービス事業      ◆緊急通報装置設置事業

## 関連計画

- 第8期介護保険事業計画・第9期高齢者保健福祉計画(2020年度策定(計画期間 2021～2023年度)、保健福祉課)

## 関連するSDGs目標



## 施策のめざす姿

福祉サービスの充実や地域住民の理解や活動が高まり、障がいのある人が地域で活動できる環境が整い、住み慣れた地域で安心・快適に自立した暮らしを送っています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
障がいがあっても差別や偏見を感じることがない割合 (%)	43.5	50.0	60.0

※玉城町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉・第1期障がい児福祉計画策定のための住民意識調査

## 現状と課題

- 障がいのある人の「働きたい」という希望をかなえるため、福祉的就労の場の整備やサービス提供事業所の参入を促進し、就労の場の拡大を図る必要があります。
- 発達障がいや自閉症児が増加していることから、早期発見・早期支援を行うとともに途切れのない支援が必要です。
- 障がいのある人が地域の中で生活しやすくなるよう、在宅福祉サービス、外出支援、日中一時支援等を強化するとともに、グループホームなどの居住の場の確保を図る必要があります。
- 障がいに対する住民の理解を高めるため、啓発活動等を実施していますが、理解不足による差別や偏見がまだまだ見受けられることから、引き続き、差別解消につながる啓発活動を実施するなど、障がいのある人への理解促進を図るためのさらなる取組を考える必要があります。

## 施策の内容

## (1) 相談・生活支援サービスの充実

- ① 基幹相談支援センターの設置など、相談体制の充実を進めます。
- ② 当事者会や家族会及び住民活動等の自主的・主体的な活動を支援します。
- ③ 日中における活動の場の確保や地域で自立して生活できる住居の確保など、障がいに応じた必要なサービスや支援の充実を図ります。

## 【主な事業】

◆基幹相談支援センター設置事業

◆地域生活支援拠点等整備事業

◆共同生活援助施設整備事業

重点

重点

## (2) 障がい者の就労の場づくり

- ① 障がい者の就労・雇用と社会参加の促進を図るため、ハローワークや就業・生活支援センター、地域自立支援協議会しごと部会等との協働により、就労機会の開拓や就労意欲の醸成を図ります。
- ② 障がい者就労継続支援施設等からの物品調達を進めます。
- ③ 障がい者雇用を促進するため、町内企業等の受け入れが積極的になるよう啓発に努めるとともに、公共機関における障がい者雇用の推進に努めます。

### 【主な事業】

◆物品調達事業

◆就労支援事業

**重点**

## (3) 障がい者に対する理解の促進

- ① 障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心・快適に暮らせるまちづくりに向け、障がい者に対する正しい理解と認識を広げるため、様々な機会を通じてノーマライゼーション理念の浸透を図ります。

### 【主な事業】

◆啓発・広報事業

## 関連計画

- 玉城町第3次障がい者基本計画（2018年度策定（計画期間 2018～2023年度）、保健福祉課）
- 玉城町第6期障がい福祉計画（2020年度策定（計画期間 2021～2023年度）、保健福祉課）
- 玉城町第2期障がい児福祉計画（2020年度策定（計画期間 2021～2023年度）、保健福祉課）

## 関連するSDGs目標







### **将来目標3 良好な環境の中で、安全に暮らせるまち**

## 施策のめざす姿

住民、地域、行政が防災に関する正しい知識を持って災害に備えるとともに、地域ぐるみで災害発生時に迅速かつ的確に対応できる災害対応力を有しています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
自主防災組織数（組織）	8	35	50
自治区防災研修等開催回数（年間）（回） ※消火訓練等含む	35	40	40

## 現状と課題

- 住民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるようにするために、防災訓練等を通じて災害時に対応できる人材の育成と防災意識の向上を図る必要があります。
- 災害に強い安全安心なまちづくりの取組として、木造住宅耐震診断、耐震補強、解体・撤去などに対する補助を進めています。引き続き、大規模地震に備えた住宅の耐震化を進めるため、補助制度の周知・啓発も含め、住宅耐震化に取り組む必要があります。
- 自主防災組織が未設置の地区の組織化を図るとともに、災害時において支援が必要な人も含めて円滑に避難ができるように地域における仕組みを構築する必要があります。
- 迅速な避難行動を促すために、災害予測や被害状況についての情報を的確に伝達するには、多様な媒体による情報提供が必要となります。
- 迅速な避難所の開設と円滑な運営を行うために、地域と連携した運営体制を構築することが必要です。
- 外城田川の治水計画に基づき、床上浸水を減らす対策を強化するとともに、水害による人的な被害を防止するために、避難誘導の体制づくりが必要です。
- 災害活動を維持するため、老朽化対策が未実施となっている伊勢市消防署玉城出張所の整備（移転）を進める必要があります。また非常備消防（町消防団）は団員の不足が課題となっています。

## 施策の内容

### (1) 防災意識の向上

- ① 災害時には地域の各主体が協力しながら、主体的に行動できるようにするために、防災訓練の実施等を通じて災害時に対応できる人材の育成と住民の防災意識の向上を図ります。
- ② 災害時において行政として迅速に対応できるように、庁内の指導的な人材を育成します。

**【主な事業】**

- ◆防災訓練等の促進事業 重点
- ◆地域防災ネットワーク強化事業 重点

### (2) 住宅の耐震化の促進

- ① 災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、木造住宅耐震診断、耐震補強、老朽化した建物やブロック塀等の解体・除去などを推進します。

**【主な事業】**

- ◆木造住宅耐震診断、耐震補強、建物やブロック塀等の解体・撤去等を支援する補助制度の周知・助成事業

### (3) 地域防災体制の充実

- ① 自主防災組織の未設置地区における組織化を図り、自主的な防災活動を促進します。
- ② 同報系防災行政無線のデジタル化、SNSなどの新たなソリューションの活用により、防災情報の収集・伝達体制を強化します。
- ③ 災害時において避難を円滑に実施できるようにするため、避難行動要支援者台帳を作成し、自主防災組織、自治区、民生・児童委員などとの連携を図ります。
- ④ 地域住民が主体となって避難所の開設・運営が円滑にできるようにするために避難所運営マニュアルの策定と訓練を実施します。

**【主な事業】**

- ◆自主防災組織の設立および活動推進事業 重点
- ◆災害応援協定の締結
- ◆防災行政無線のデジタル化更新事業 重点
- ◆避難所運営マニュアルの策定と訓練の実施 ◆新規
- ◆防災倉庫・防災資機材・備蓄品の整備事業

## (4) 水害対策の充実

- ① 河川に設置した危機管理型水位計を活用した避難誘導や浸水危険地域に立地している施設の避難場所の確保など、避難誘導の体制づくりを推進します。
- ② 台風等の接近など想定される災害に備えた行動を予め定めたタイムラインが円滑に運用できるように運用体制の強化を図ります。

### 【主な事業】

- ◆水害に対する迅速な避難対策事業 **重点**
- ◆避難確保計画の策定 **重点**
- ◆タイムラインの運用体制の強化 **重点**

## (5) 消防・防火体制の充実

- ① 自治区消防団、自主防災組織を中心に初期消火への対応等、火災予防意識の向上を図ります。
- ② 常備消防と自治区消防団、自主防災組織との連携を強化し、消防体制の充実を図ります。
- ③ 整備された防火設備については、緊急時に迅速に可動できるように定期的に装備や資機材を点検し、維持管理に努めます。
- ④ 非常備消防（町消防団）の団員確保に努めます。
- ⑤ 災害活動を維持するため、老朽化の進む伊勢市消防署玉城出張所の建替えを実施します。

### 【主な事業】

- ◆耐震防火水槽整備事業
- ◆消火栓整備事業

## 関連計画

- 玉城町地域防災計画（2019年度策定 玉城町地域防災会議（総務政策課））
- 玉城町国土強靱化地域計画（2020年度策定 総務政策課）

## 関連するSDGs目標



将来目標 3 良好な環境の中で、安全に暮らせるまち

## 施策のめざす姿

警察、行政、地域住民、ボランティア団体などにより、交通安全と防犯の活動が活発に行われ、安心して暮らせる地域になっています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
交通事故発生件数（件）	358	320	300
防犯カメラ（町管理分）の設置（基）	12	17	22
刑法犯認知件数（件）	54	40	40
自治区防犯灯新設件数（件）	42	50	50
青色回転灯年間パトロール回数（回）	44	46	46

## 現状と課題

- 伊勢地区交通安全協会玉城支部や伊勢・度会地区交通安全対策協議会を中心に年5回の交通安全運動を実施しています。また、交通事故多発場所や通学路などにおいて安全施設の整備等も実施しています。交通事故件数は年々減少傾向にはありますが、1日約1件のペースで交通事故が発生しています。特に子どもや高齢者が巻き込まれるケースが多いことから、引き続き警察や交通安全協会と連携しながら、子どもや高齢者を対象にした交通安全教育の強化や安全施設等の整備を行っていく必要があります。
- 通学指定道路等を中心に、路肩へのグリーンペイントを実施してきましたが、老朽化が進んでいる箇所もあり、本来の機能を発揮できない状況になっています。そのため、現状を把握しながら計画的に修繕していく必要があります。
- 防犯対策については、これまで公共施設への防犯カメラの設置を進めてきました。今後は人通りの少ない場所なども含め、さらなる設置を検討していく必要があります。
- 玉城町生活安全推進協議会と青少年指導員協議会、青色回転灯パトロール員、子ども安全パトロール員により、子どもの見守りパトロール活動等を実施しています。今後も子どもたちの安全を確保するため、活動組織の拡大を図るなど、子どもの見守り活動を強化していく必要があります。

## 施策の内容

### (1) 交通安全の推進

- ① 交通事故の抑制を図るため、住民に対して町内事故多発ポイントの周知を行うとともに、地域や保育所、学校等からの要望に基づき、通学路指定道路を中心に交通安全施設等の整備を行います。
- ② 子どもや高齢者に対して交通安全教育を定期的実施し、交通安全知識の向上を図ります。
- ③ 高齢者の交通事故を防止するため、高齢者の免許返納に向けた支援策を充実するとともに、高齢者が運転する車に対する後付け安全運転支援装置の購入補助金などを検討します。

**【主な事業】**

◆町内交通事故多発ポイントの周知	◆交通安全施設等整備事業
◆子どもや高齢者に交通安全教育の実施	◆後付け安全運転支援装置購入の補助
◆高齢者等免許返納推進事業	

重点

### (2) 防犯意識の高揚

- ① 巧妙化する犯罪を未然に防ぐため、住民に対して防災無線等を活用しながら犯罪発生情報を提供し、注意喚起を図るとともに、警察などと連携しながら新しい犯罪にも柔軟に対応した防犯対策等の啓発活動を行い、住民の防犯意識の高揚を図ります。
- ② 犯罪への抑止力を高めるため、青色回転灯車によるパトロールや子どもの安全パトロールなど、住民主体による防犯活動を支援します。

**【主な事業】**

◆防災無線等を活用した犯罪情報の周知	◆広報活動による啓発
◆地域等との連携による防犯活動支援	

重点

### (3) 防犯設備の充実

- ① 夜間の交通安全対策や防犯対策として、地域との協働により防犯灯の充実を図ります。
- ② 犯罪への抑止力を高めるため、公共施設等を中心に防犯カメラ設置を進めます。

**【主な事業】**

◆自治区所有防犯灯新設補助金の交付	◆防犯カメラの設置
-------------------	-----------

## 関連する SDGs 目標



## 施策のめざす姿

住民、事業者、行政が環境負荷の軽減に配慮した暮らしや事業活動を実践することにより、良好な環境が維持されています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
環境美化活動の実施回数（回）	4	5	6

## 現状と課題

- 住民の環境保全についての理解と関心を高められるよう、企業と行政が連携して環境出前事業を実施しています。さらに環境保全の行動へとつなげていくため、学校教育および社会教育などにおいて環境に根差した取組を積極的に実施し、自主的に環境問題に取り組む意識の向上を図る必要があります。
- 環境保全に向け、田丸城跡クリーン作戦や宮川クリーン作戦などの清掃活動を実施していますが、不法投棄の撲滅に向け、自治区や環境美化推進員と連携しながら、地域住民が自主的に取り組む環境美化活動等を促進していくことが求められます。



## 施策の内容

### (1) 環境教育の推進

- ① 住民の環境保全についての理解と関心を高めつつ、環境保全の行動へとつなげていくため、企業との協働や三重県環境学習センターとの連携による参加体験型環境講座などの環境教育を推進します。

**【主な事業】**  
 ◆環境教育推進事業

### (2) 環境美化活動の推進

- ① 田丸城跡クリーン作戦や宮川クリーン作戦などの清掃活動や花を植えるなどの美化活動等を継続して実施します。
- ② 不法投棄の防止に向け、地域住民や環境美化推進員と連携し、不法投棄の監視体制を強化するとともに、自治区や地域住民による自主的な活動を促進します。

**【主な事業】**  
 ◆環境美化活動促進事業 **重点** ◆不法投棄等の防止対策事業

### (3) 地球温暖化防止の推進

- ① 省エネに向け、町内全域の防犯灯のLED化の推進や、家庭等における緑のカーテンなどの促進を図ります。
- ② CO<sub>2</sub>の削減やクリーンエネルギー使用の推進に向け、住宅への太陽光発電システムの導入を支援します。

**【主な事業】**  
 ◆防犯灯LED化推進事業 ◆太陽光発電補助事業

## 関連するSDGs 目標



## 施策のめざす姿

廃棄物の排出抑制やリサイクルが進み、資源循環型の社会が形成されています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
1人1日あたりのごみ排出量（g）	885	840	800

## 現状と課題

- ごみ収集業務は合理化事業計画に基づき、一部業務を委託業者が実施しています。また、廃棄物処理業務については、伊勢広域環境組合清掃工場および伊勢クリーンセンターで適正な処理を行っています。今後は合理化に伴う収集形態の適正化を図り、業務の効率化を図るとともに、令和8（2026）年度に新しく開設予定の伊勢広域環境組合清掃工場の運転開始に向け、1市3町で調整しながら施設の適切な管理運営を行っていく必要があります。
- ごみの排出量は増加傾向にあるため、ごみの減量化や適正な分別方法の周知を図るとともに、リサイクル意識の向上を促進する必要があります。

## 施策の内容

### (1) 廃棄物収集・処理体制の検討

- ① 合理化事業計画に基づいて、ごみ収集形態の適正化を検討し、効率的な収集体制を構築します。
- ② 伊勢広域環境組合の処理施設の維持管理を行うとともに、新施設の稼働に向けて構成市町と調整しながら、今後の適正な処理体制を検討します。

#### 【主な事業】

◆ごみ収集体制適正化事業

重点

◆処理施設の維持管理

### (2) ごみ減量化の推進

- ① 持続可能な循環型社会を形成するため、住民へのごみの適正な分別方法の周知徹底を行うとともに、リユースの促進、生ごみ処理機の購入、脱プラスチックの徹底、食品ロスの削減、ペーパーレスの促進などのごみ減量化に向けた啓発などを行い、ごみの排出抑制を図ります。
- ② 各地区の子ども会や老人会などの再生資源回収団体への支援を継続し、資源リサイクルを推進します。

#### 【主な事業】

◆生ごみ処理機購入補助事業

◆資源ごみ集団回収の補助事業

## 関連計画

- 一般廃棄物処理基本計画（2015年度策定（計画期間 2015～2029年度）、税務住民課）

## 関連するSDGs目標



## 施策のめざす姿

水道及び下水道の健全な管理や運営により、安全安心な水の安定供給や快適な生活環境が保たれています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
「上水道が維持管理され、安定して供給されていること」の満足度 (%)	61.9	65.0	70.0
生活排水処理施設整備率（公共、農集、浄化槽） (%)	97.6	98.9	99.0
公共下水道の接続率 (%)	77.9	85.7	95.1
農業集落排水の接続率 (%)	93.2	95.5	97.8

## 現状と課題

- 水道施設において供用開始後40年以上経過しており、今後は、耐用年数を迎えた施設の老朽化に伴い施設の更新が課題となっています。また、施設更新と併せ施設の耐震化を図っていく必要があります。
- 下水道事業は、ほぼ完了したため、今後は整備した下水道施設の維持管理が中心となります。
- 下水道の供用開始区域で接続率を向上させる必要があります。
- 水道及び下水道事業の健全な経営に向け、将来の人口減少等、事業環境の変化を予測し、需要も減少していくと考えられることを鑑み、施設整備や更新投資を中長期で計画し、効率的な事業運営を図る必要があります。

## 施策の内容

### (1) 安全でおいしい水の安定供給の推進

- ① 水が安定的に供給できるよう、老朽化施設の更新及び耐震化を効率的かつ計画的に進めます。

**【主な事業】**

- ◆水道施設更新事業

### (2) 下水道施設の整備と維持管理の推進

- ① 下水道整備計画に基づき計画的な施設整備を行います。
- ② 将来の施設更新需要を平準化するために既存施設の状況を把握し、既存施設の長寿命化を図り、適切な施設の維持管理に努めます。

**【主な事業】**

- ◆社会資本総合整備交付金事業 **重点**
- ◆施設維持管理事業 **重点**

### (3) 下水道の普及の推進

- ① 公共水域浄化や持続可能な下水道事業運営のため、下水道未接続世帯への積極的な訪問、啓発等を行い、下水道接続率及び下水道利用者数の向上に努めます。

**【主な事業】**

- ◆下水道の普及推進事業 **重点**

### (4) し尿・生活排水の適正処理

- ① 公共下水道及び農業集落排水事業区域外において、合併処理浄化槽の普及を促進します。
- ② 浄化槽の適正な維持管理についての指導、啓発を行います。

**【主な事業】**

- ◆合併処理浄化槽設置補助事業

## (5) 経営の安定化の推進

- ① 持続可能な事業経営を図るため、アセットマネジメントに基づく中長期的な投資や財政計画を踏まえて経営戦略を策定し、経営の安定化に努めます。また、3年から5年毎に経営戦略の見直しを行うなど、PDCAサイクルが機能するよう取り組みます。
- ② 将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化を図ります。

### 【主な事業】

◆経営戦略策定

◆アセットマネジメント策定

◆農業集落排水事業公営企業会計移行事業

重点

## 関連計画

- 玉城町一般廃棄物生活排水処理基本計画（2015年度策定（計画期間 2015～2025年度）  
税務住民課）
- 下水道事業計画変更（2020年度策定予定（計画期間 2021～2026年度）上下水道課）
- 玉城町水道事業経営戦略（2016年度策定 上下水道課）
- 玉城町下水道事業経営戦略（2016年度策定 上下水道課）

## 関連するSDGs目標



## **将来目標4 まちの活力を高め、持続的に発展できるまち**

## 施策のめざす姿

計画的な土地利用の推進により、自然環境や田園環境の保全を図りつつ、経済活動が活発な市街地や、安全で快適な生活ができる質の高い住環境が形成されています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
地籍調査の実施済面積 (km <sup>2</sup> )	1.09	1.19	1.39
「安心して快適な住まいが供給されていること」の満足度 (%)	35.4	40.0	45.0
「公園・広場・緑地が整っていること」の満足度 (%)	23.4	25.0	30.0

## 現状と課題

- 定期的に都市計画基礎調査を実施し、土地利用の現況を把握していますが、将来を見据え、総合的かつ計画的な土地利用を進めるため、都市計画マスタープランの見直しを行う必要があります。
- 土地を適正かつ有効に利用するため、平成23年度から土地家屋調査士と測量士の協力を得ながら、地籍調査を実施しています。地籍調査には時間を要するため、引き続き、計画的に調査を進める必要があります。
- 1,000 m<sup>2</sup>以上の宅地開発や太陽光発電施設などの開発行為に対して、玉城町では開発指導要綱に基づいて指導を行っています。今後も適正な開発を誘導できるように、開発指導要綱の充実も図りながら適切な指導を実施していく必要があります。
- 町内には城東団地など3棟84戸の町営住宅がありますが、城東団地は築43年が経過し、施設の老朽化が進み、入居者の高齢化にも対応した施設や設備の改善など、必要な修繕等を行っています。今後も入居者が安心して居住できるよう、計画的な施設・設備の改善、維持管理等を行う必要があります。年々修繕費が高くなっていることから、将来的な町営住宅のあり方なども含めて検討していく必要があります。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、令和元年度に玉城町空家等対策計画を策定しました。計画に基づき、空家等対策推進協議会と連携を図りながら、空家等の適正管理や利活用に向けた取組を進める必要があります。
- 誰もが安全・快適に利用できるよう、公園の老朽化にともなう施設の計画的な改善や適正な維持管理を行っていく必要があります。



## 施策の内容

### (1) 計画的な土地利用の推進

- ① 住民の安全・快適な生活、円滑で活発な経済活動を支える計画的な土地利用を推進するため、国土利用計画や農用地利用計画等との調整を図りながら、都市計画マスタープランの見直しを行います。
- ② 土地を適正かつ有効に利用するため、住民への啓発活動や調査体制の充実を図りながら、地籍調査を計画的に進めます。

#### 【主な事業】

◆都市計画基礎調査事業

◆都市計画マスタープランの見直し

◆地籍調査事業 **重点**

### (2) 適切な開発の誘導

- ① 自然環境や居住環境等に配慮した適切な開発を誘導するため、周辺市町の開発指導の状況等を把握しながら、開発指導要綱の見直しを行うとともに、関係機関と連携しながら適切な開発指導を行います。
- ② 玉城町の特徴である良好な自然環境や田園環境を保全するとともに、魅力的な景観の保全・形成ができるよう、三重県景観計画等に基づく適切な開発及び建築行為への指導・助言を行います。

#### 【主な事業】

◆開発指導要綱の見直しと適切な指導

◆景観形成基準に基づく開発及び建築への指導・助言

### (3) 町営住宅の適正管理

- ① 町営住宅の計画的な施設整備や維持管理を行っていくため、長寿命化対策も含めた維持管理計画を策定するとともに、町営住宅のライフサイクルコストの削減や民間活用なども含めた今後の町営住宅のあり方などについても検討します。

#### 【主な事業】

◆町営住宅維持管理計画の策定

◆町営住宅のあり方検討 **重点**

#### (4) 空家対策の推進と移住促進に向けた空家の活用

- ① 老朽化した空家等の適切な管理を促すため、空家等対策推進協議会と連携しながら所有者等に対する相談会の開催など、適切な管理や解体・撤去への周知・啓発などの空家対策を強化します。
- ② 移住促進に向け、利用可能な空家等に対して、空家バンク制度などの賃貸・売買等の情報提供の仕組みづくりを行うとともに、空家リフォーム助成などの空家活用に向けた支援策を検討します。

##### 【主な事業】

◆空家等対策事業

重点

◆空家等活用支援事業

重点

#### (5) 公園整備及び管理運営体制の充実

- ① 老朽化する中央公民館・体育館等の施設整備の検討にあわせ、住民の文化・スポーツ・憩いの場の交流拠点となる城北公園の再整備を進めます。
- ② 誰もが安全・快適に利用でき、住民のふれあいの場となる公園にするため、ユニバーサル・デザインによる出入口やトイレ、休憩所等の整備を進めるとともに、施設・設備の定期的な維持管理を行います。
- ③ 愛着を持って公園の利用や維持管理ができるよう、地域住民と行政との協働による公園の管理体制づくりを進めます。

##### 【主な事業】

◆城北公園整備事業

重点

◆定期的な施設整備や維持管理の拡充

### 関連計画

■玉城町空家等対策計画（2019年度策定（計画期間 2020～2025年度）、建設課）

### 関連するSDGs目標



将来目標 4 まちの活力を高め、持続的に発展できるまち

## 施策のめざす姿

安全・快適に移動できる道路環境が整っています。  
水害対策や環境美化活動により、安全安心で魅力的な河川環境が形成されています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
幹線道路の整備率（％）	52.9	54.5	56.2
橋梁（橋長2m以上）の修繕実施数 （箇所）	21	29	39

## 現状と課題

- 玉城町の道路体系の充実を図るため、都市計画道路の未整備区間の整備を進めており、町道中楽朝久田線の全線開通に向け、外部委託を活用しながら円滑に用地取得を進める必要があります。
- 道路の維持管理については、限られた予算の中で、いかに効果的かつ効率的に修繕していくかが重要になります。そのため、適切な時期に修繕ができるよう舗装管理計画や橋梁長寿命化計画に基づいた計画的な舗装や橋梁の長寿命化を実施していく必要があります。
- 平成29年の台風21号の大雨により、史上最大雨量を観測し、外城田川を中心に河川が広範囲に氾濫し、玉城町において甚大な浸水被害が発生しました。住民が安全で安心に暮らすことのできるよう水害対策等に向けた効果的な河川整備を推進する必要があります。

## 施策の内容

### (1) 幹線道路の整備の推進

- ① 道路体系の充実を図るため、都市計画道路の未整備区間の整備を進めます。
- ② 円滑な道路交通の確保等を図るため、町道の拡幅整備を進めます。
- ③ 歩行者や自転車が安全安心に通行できるよう、通学指定道路等を中心に道路の拡幅整備等による歩行環境の整備を進めます。
- ④ 伊勢都市計画連絡協議会において計画されている宮川架橋を含めた広域道路網の整備について県への要望を進めます。

**【主な事業】**

◆都市計画道路整備事業 <b>重点</b>	◆通学指定道路整備事業 <b>重点</b>
◆町道道路整備事業 <b>重点</b>	◆新たな宮川架橋の整備

### (2) 道路維持修繕の推進

- ① 舗装管理計画に基づき、緊急性・重要性の高い箇所から舗装修繕等を行うなど、道路の効果的かつ効率的な維持管理を進めます。
- ② 施設の長寿命化を図るため、老朽化している橋梁の定期点検を実施し、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた計画的な修繕を行います。
- ③ 主要橋梁において耐震補強及び落橋防止等の対策を実施します。

**【主な事業】**

◆道路舗装管理推進事業	◆橋梁長寿命化及び耐震化事業 <b>重点</b>
-------------	--------------------------

### (3) 河川整備の推進

- ① 水害を最小限に止めるため、外城田川治水整備計画に基づき、外城田川をはじめ町内河川の計画的な整備や維持管理を推進します。

**【主な事業】**

◆河川整備事業 <b>重点</b>	◆災害防止対策推進事業 <b>重点</b>
-------------------	-----------------------

### (4) 道路・河川の美化推進

- ① 自然環境保全の意識高揚を図るため、住民や事業者に対し、身近な道路及び河川などにおける環境美化活動への積極的な参加の呼びかけを行います。

**【主な事業】**

◆道路美化活動、河川美化活動
----------------

## 関連計画

- 舗装の個別施設計画 (2020年度策定、(計画期間 2020～2029年度)、建設課)
- 橋梁長寿命化修繕計画 (2016年度策定、(計画期間 2017～2026年度)、建設課)
- 外城田川治水整備計画 (2019年度策定、建設課)

## 関連するSDGs目標



将来目標 4 まちの活力を高め、持続的に発展できるまち

## 施策のめざす姿

住民の日常生活に必要な交通手段が確保され、高齢者などの交通弱者も含め、誰もが外出できる環境が整っています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
元気バス利用者数（人）	24,076	25,000	27,000

## 現状と課題

- 町内の移動手段としてオンデマンド方式による「元気バス」を運行し、高齢者等の外出支援やコミュニティの醸成、また医療費抑制など一定の効果が確認できています。今後もさらに利便性の向上と環境負荷の低減を考える必要があります。
- 車を利用できない方の買い物や通院、通学、今後運転できなくなる高齢者の生活を支える交通環境を整えるため、より身近な移動手段である鉄道・バス輸送の維持、確保に取り組むとともに、新たな交通体系なども検討していくことが必要です。



## 施策の内容

### (1) 元気バスの利便性の向上

- ① 元気バスの利用実績と住民のニーズを分析し、関係機関と協議しながら、運行範囲を越える他市町への運行や、多様化するニーズに対応できるバスなど、利便性の高い移動手段となるように見直し検討を行います。

**【主な事業】**

- ◆ 元気バス運行事業
- ◆ 元気バスの見直し検討

### (2) 新たな交通体系の検討

- ① 自動運転や乗り合いタクシーなど、新たな技術を活かした次世代型交通の導入による新たな交通体系を、交通事業者や関係団体等と協議しながら検討を進めます。

**【主な事業】**

- ◆ 新たな交通体系の構築 

### (3) 鉄道・バスの利便性の向上

- ① J R 参宮線の利便性の向上を図るため、近隣市町と連携して J R 田丸駅南口の整備や自動改札の設置、快速みえ等の運行回数の増加などの要望を続けていきます。
- ② J R 田丸駅の駅舎の保存および活用方法について、J R 東海や関係団体との協議を進めます。
- ③ 伊勢市と連携し、路線バス伊勢玉城線の利用を促進します。

**【主な事業】**

- ◆ J R 東海への継続した要望の実施
- ◆ J R 田丸駅の駅舎保存・利活用事業
- ◆ 路線バス運行事業

## 関連する SDGs 目標



## 施策のめざす姿

若者をはじめとする多様な担い手が農業に取り組み、安全安心な農産物を生産、安定的に供給することにより、農業の持続的な発展とともに、住民の健全な食生活が維持されています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
認定農業者数（経営体）	51	53	55
認定農業者等への農地集積率（％）	54.4	57.0	60.0
6次産業化の事例数（延べ件数）	3	6	9
新規就農者数（延べ人数）※1	4	8	12

※1：現状値は2014年から2019年の新規就農者数の実績

## 現状と課題

- 水稻を中心とする土地利用型農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足など、担い手の確保が課題となっています。
- 施設型農業は、資材の高騰、産地間競争、農産物の価格低迷などの課題があります。
- 効率的かつ安定的な農業経営を実現し、持続可能な農業生産をしていくため、農業を魅力的で収益の上がる産業として成長させる必要があります。
- 農業は農業者の経験や勘、人力に頼る作業が多いことから、今後は農業デジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向けてスマート農業など、先端技術を導入した農作業の省力化や技術の継承を図るなど、新たな農業を進めていくことが求められます。
- 遊休農地の発生防止や解消、適切な土地利用に努めるほか、農地中間管理事業を活用した地域の担い手への農地の集積・集約化に取り組む必要があります。
- 農道、ため池、用排水路等が老朽化してきており、これら農業施設等の改修を行う必要があります。
- 森林が有する多様な機能を効果的に発揮させるため、森林所有者や林業の指導者・団体をつなぐコーディネート機能の充実、森林の適切な管理や整備を行う必要があります。
- 森林が持つ多様な価値を住民の共通の財産として認識し、住民で森林づくりを進める

ための学習や体験を行う木育活動などを進めていく必要があります。

## 施策の内容

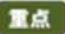





### (1) 担い手と営農組織の確保及び支援

- ① 新規就農者や女性農業者が安心して農業に参入できるように支援するとともに、農業者の経営安定を図るため、J A伊勢や県普及所と連携して積極的な情報提供を行います。

<b>【主な事業】</b>	
◆認定農業者支援事業 	◆新規就農者支援事業 
◆兼業農家支援事業 	◆農業人材バンク事業 
◆後継者対策支援事業	◆営農振興事業

### (2) 産地化・ブランド化の推進

- ① いちごなどを主とした施設野菜栽培や柿などの果樹栽培、松阪牛・玉城産豚をはじめとする畜産等の産地基盤の強化に継続的に取り組むため、国や県などの補助事業や融資制度を活用し、農業者の施設整備や農業経営を支援します。
- ② 水田や荒廃農地を活用した新たな高収益作物の栽培や産地創生を支援します。
- ③ 玉城町産の農産物の知名度向上を図るため、地方創生推進交付金などを利用して効果的なPR活動を展開するとともに、特産物の創出に向け、ブランド化や6次産業化等に取り組む農業者を支援します。
- ④ 農業の省力化や農産物の高品質化、生産技術の継承等につながる農業デジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向け、農業者との研究や実験等を実施します。

<b>【主な事業】</b>	
◆6次産業化促進事業 	◆販路拡大支援事業 
◆産地基盤強化事業	◆高収益作物栽培支援事業 
◆地域ブランド認知度向上事業 	
◆農業デジタルトランスフォーメーション推進事業	
◆畜産農家健全経営支援事業 	◆地域商社設立事業 

### (3) 食農教育の推進

- ① 学校をはじめとした給食等における地元農産物の利用推進を図るとともに、農業の多面的な機能への理解を深めるため、農業体験等の食農教育を推進します。

#### 【主な事業】

- ◆地元農産物給食利用推進事業
- ◆農業体験等実施事業
- ◆フードロス削減事業 

### (4) 効率的な農地利用と農業基盤の整備

- ① 持続的な農業を実現するため、「人・農地プラン」の作成に取り組み、地域農業の担い手の確保を図ります。
- ② 農地の多面的機能の維持・発揮につながる共同活動を行う組織に対し、多面的機能支払交付金を活用した支援を行います。
- ③ 担い手への農地の集積・集約化による生産コストの削減を図るため、農地中間管理事業を活用し、効率的な農地利用を推進します。
- ④ 農地の保全を図るために、関係機関と連携して耕作放棄地の防止・再生に努めるとともに、各種事業を活用して水田の有効利用を図ります。
- ⑤ 用水路のパイプライン化と適切な維持・管理、老朽化する農道の改修などの基盤整備を進めるとともに、ため池等の防災対策を推進します。

#### 【主な事業】

- ◆地域担い手への農地集積事業 
- ◆多面的機能活動組織支援事業
- ◆優良農地保全事業
- ◆水田有効利用事業
- ◆農業基盤整備事業 
- ◆ため池防災対策事業 

### (5) みんなで支える森林づくりの推進

- ① みんなで支える森林づくりに向け、森林環境譲与税・みえ森と緑の県民税を活用した玉城町版の森林づくり、人づくりを進めます。
- ② 農業、林業を鳥獣被害から守る「獣害につよい集落」の育成と、野生鳥獣との共生環境の形成を図るため、三重県猟友会玉城支部、玉城町鳥獣害防止総合対策協議会と連携して鳥獣被害防止対策を実施します。

#### 【主な事業】

- ◆緑化推進事業
- ◆森林整備事業  
- ◆木とのふれあい創出事業 
- ◆鳥獣被害防止対策事業 

## 関連計画

- 三重県農業農村整備計画（2019年度策定（計画期間 2020～2029年度）、三重県）
- 玉城町食料農業農村計画（2020年度策定（計画期間 2021～2025年度）、産業振興課）
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（2014年度策定、産業振興課）
- 玉城町地域の農業の振興に関する計画（産業振興課）
- 玉城町農業振興地域整備計画（産業振興課）
- 玉城町水田フル活用ビジョン（産業振興課）
- 玉城町森林整備計画（2018年度策定（計画期間 2019～2029年度）、産業振興課）
- 玉城町鳥獣被害防止計画（2020年度策定（計画期間 2020～2022年度）、産業振興課）

## 関連する SDGs 目標



## 施策のめざす姿

既存商工業の経営革新や新たな企業誘致により、商工業が発展し、就労の場や利便性が確保され、まちの活性化につながっています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
新規設備投資件数（延べ件数）※1	7	10	20
起業支援セミナー等からの新規起業数（延べ人数）	1	5	10
町の行う支援を利用した新規就業者数（延べ人数）	0	60	100

※1 玉城町産業振興促進計画より

## 現状と課題

- 玉城町では半島振興法による税制特例措置を活用した企業立地優遇制度などを設け、企業が進出しやすい取組を積極的に進めてきました。今後も近隣市町と連携し、企業誘致に向け、ガイドブックの発行、セミナーへの参加などに取り組んでいく必要があります。
- 地元の企業については経済情勢の変化への対応や、事業主の高齢化による後継者問題が課題となっています。そのため、経営基盤の強化に向けた支援や、後継者等の育成支援を強化していくとともに、町産業の持続的な発展に向け、起業支援等による新たなビジネスの創出、多様な働き場の確保などに力を入れていくことが必要になっています。

## 施策の内容

## (1) 企業誘致の促進

- ① 企業誘致の促進に向け、企業誘致ゾーンを広く紹介するとともに、農業や住環境への配慮などの土地利用調整等を行いながら企業立地を進めます。

## 【主な事業】

- ◆企業誘致推進事業

## (2) 地元企業への支援

- ① 町内の商工業者が加入する玉城町商工会への支援を通じ、経営改善や後継者育成、事業承継などを進め、地元企業の発展を図ります。
- ② イベントの開催や地域特産品開発などとともに、町内外へのPRを行い、商工業の活性化を図ります。

### 【主な事業】

- |  |   |
|--|---|
| ◆商工会指導力向上支援  | ◆商工会との連携強化事業 <span style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px;">重点</span> |
| ◆二次投資支援事業  | ◆新産業創出支援事業 <span style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px;">重点</span>   |
| ◆eコマース支援事業 <span style="color: red; font-weight: bold;">◆</span> | ◆事業承継補助金事業 <span style="color: red; font-weight: bold;">◆</span>                            |

## (3) 起業の支援

- ① 起業促進に向け、起業セミナーやワークショップを実施するとともに、空き店舗を活用した創業支援スペースを確保するなど、新規起業家への支援を行います。

### 【主な事業】

- |         |  |
|---------|--|
| ◆起業促進事業 | ◆チャレンジショップ事業 <span style="color: red; font-weight: bold;">◆</span> |
|---------|--|

## (4) 多様な働く場の確保

- ① 女性、高齢者、障がい者の就業支援を行い、多様な働く場を確保し、企業への雇用拡大の促進を図るとともに、新規就業者の創出を図ります。

### 【主な事業】

- |  |  |
|--|--|
| ◆就業支援事業 <span style="color: red; font-weight: bold;">◆</span> <span style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px;">重点</span> | ◆生涯現役促進事業 <span style="color: red; font-weight: bold;">◆</span> <span style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px;">重点</span> |
|--|--|

## 関連計画

- 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画（2018年度策定（計画期間 2018～2021年度）、産業振興課）
- 玉城町産業振興促進計画（2019年度策定（計画期間 2020～2024年度）、産業振興課）

## 関連するSDGs目標



## 施策のめざす姿

地域資源の付加価値を高め、観光魅力の向上を図り、観光が玉城町の産業の一つとして持続的に成長しています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
観光レクリエーション入込客数（人）	265,901	280,000	300,000

※1：観光レクリエーション入込客数推計書，観光客実態調査報告書（県発行）

## 現状と課題

- 玉城町には続日本100名城に選定された田丸城跡、旧金森家別邸「玄甲舎」など歴史と文化に裏打ちされた多くの文化観光資源が残っています。また、一級河川の宮川やアスピア玉城などの自然観光資源もあり、これらの観光資源を有効に活用していく必要があります。
- 人口減少が見込まれる中、町の活力や賑わいを維持していくためには、観光魅力の発信により玉城町の知名度の向上を図り、観光客を増やすとともに、玉城町へのリピーターやファンとなるような交流人口の拡大、さらには関係人口の獲得を図っていく必要があります。そのため、シティプロモーションを強化するとともに、観光等を受け入れる態勢づくりが求められます。
- 伊勢神宮や熊野古道など、近隣自治体と共有する観光資源もあることから、広域で連携した観光ネットワークも強化していくことが必要です。

## 施策の内容

## (1) 観光・交流資源の魅力化

- ① 町内にある歴史、文化、自然、産業、食、人材などのあらゆる地域資源に着目し、観光資源の発掘と観光資源としての磨き上げを行い、観光ニーズに対応した観光メニュー及び観光コースの開発を促進します。
- ② 農業観光施設であるアスピア玉城をはじめ、各観光施設の魅力を高めるため、ニーズに応じた施設の整備や運営支援を行います。

## 【主な事業】

- ◆体験型観光メニュー及びコース開発事業
- ◆アスピア玉城の整備・運営事業

重点



## (2) 観光受け入れ態勢の整備

- ① 多様な地域資源を観光資源として磨き上げる人材や活動団体を支援するとともに、各活動団体間の連携を強め、町全体で観光・交流を推進できる観光協会の体制強化を図ります。
- ② 満足度の高い観光案内サービスを提供するため、案内サインやJR田丸駅からの町内への移動手段等の充実、案内拠点の整備、語り部等の育成など、観光客の受入環境の充実を図ります。

### 【主な事業】

- ◆観光環境整備事業
- ◆観光サービス・情報拠点整備事業 重点

## (3) 広域ネットワークの強化

- ① 観光客の誘客を図るため、周辺自治体等と連携し、町外で開催される様々な物産展やイベント等への出展、共通コースや連携イベントの開催など、広域連携による誘客対策を進めます。

### 【主な事業】

- ◆広域連携事業

## (4) 情報発信の充実

- ① 観光誘客を図るため、従来のメディアへの情報提供を行うとともに、ホームページやSNSを活用した観光PRやシティプロモーションを行うなど、積極的な情報発信を行います。

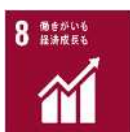
### 【主な事業】

- ◆情報発信事業
- ◆シティプロモーション事業

## 関連計画

- 玉城町観光振興計画（2020年度策定）（計画期間2021～2025）産業振興課）

## 関連するSDGs目標





## **将来目標 5 ともにつくる効率的な地域運営のまち**

## 施策のめざす姿

住民と行政と一緒に考え、行動する協働のまちづくりに取り組んでいます。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
「行政と協働したまちづくりが行われていること」の満足度 (%)	16.4	18.0	20.0

## 現状と課題

- 広報紙やホームページなども編集に工夫を凝らし、より見やすく、かつ適正な情報を提供する必要があります。
- 玉城町では、自治区との活動に重点をおいて住民の活動を支援していますが、自治区に加入しない住民が増加している自治区もみられるようになっており、新たなコミュニティのあり方を検討する必要があります。
- 情報公開制度について、今後も制度の的確な運用に努める必要があります。
- 協働のまちづくりを進めるために、地域課題についての認識を共有し、住民（自治区、ボランティア、NPOなど）、企業、行政が役割分担しながら取り組む仕組みの検討が必要となっています。

## 施策の内容

### (1) 広報・広聴活動の充実

- ① 広報紙やホームページなどを充実させ、情報の発信を行います。また、住民アンケートやパブリックコメント、SNSなどを活用し、住民と双方向の情報交換を行い、住民の意見を町政に反映できるように努めます。

<b>【主な事業】</b>	
◆ 広報広聴活動	◆ 情報公開の推進

### (2) 地域の自治活動・住民活動の促進

- ① 玉城町にある 69 の自治区のそれぞれに合った防災・防犯活動や見守り活動など、各自治区における「自助・共助」の取組を促進するとともに、地域の意思が尊重される自治の仕組みの構築を図ります。
- ② 自治区に対して地域担当制や交付金等による人的及び資金的な支援を行い、自治活動を支えます。
- ③ 新たな転入者に対し、自治区への加入促進を進めるとともに、自治区や学校区などにおいて自治活動や住民活動の必要性などの学習や議論を行い、新たなコミュニティのあり方などを検討します。

<b>【主な事業】</b>	
◆ 地域担当制度による自治区活動支援事業	
◆ 自治区加入促進	<b>重点</b>

### (3) 住民と行政の積極的な協働の推進

- ① 住民及び行政が担う役割、企業の社会的役割を互いに理解しつつ、共に取り組むことにより、良い成果があげられるよう、住民と行政の「協働」を積極的に進めます。

<b>【主な事業】</b>	
◆ 地域活動助成事業	◆ 協働の推進体制の構築

## 関連する SDGs 目標



## 施策のめざす姿

地域の実情にマッチした行財政改革が継続的に取り組まれ、効率的で品質の高い行政サービスが提供されています。

## 成果指標

指標	現状値	中間値	目標値
	2019年	2025年	2030年
経常収支比率（％）※1	73.3 (2018年度)	現状維持	現状維持

※1：経常経費充当一般財源÷経常一般財源総額×100

## 現状と課題

- 今後も引き続き積極的に行財政改革に取り組むとともに、限られた人員のもとで、行政サービスの質を維持・向上するよう、効果的な組織体制を構築していく必要があります。
- 積極的な行財政改革の取組から健全かつ安定した行財政運営を続けていますが、今後、より一層、財政状況が厳しくなることが予想されるため、行政と住民、民間との役割分担を意識しながら、効率化と住民サービスの向上に向けて、民間のノウハウを活用することが必要です。
- 行政を取り巻く環境の変化は著しく、日常の行政運営はもとより、災害や感染症、情報漏洩や法令違反などの様々な状況の変化に対応できるように準備しておくことが求められます。

## 施策の内容

### (1) 行政運営・行政経営の品質の向上

- ① 住民ニーズや時代要請に的確に対応できるようにするため、現場における迅速な判断による機動性を高めながら、責任体制を明確にした組織体制を構築します。
- ② 施策と事務事業を評価し、進行管理を行うとともに、予算と連動したシステムを構築し、より効果的で質の高い行政運営を推進します。
- ③ 事業に係る総コストや費用対効果の視点から、施策の重点化を図り、人材や予算の最適配分を図ります。

<b>【主な事業】</b>	
◆人材育成の推進と経営品質の向上	<b>重点</b>
◆総合計画の進行管理	<b>重点</b>

### (2) 行政運営の効率化と利便性の向上

- ① スマート自治体をめざし、デジタル技術を活用した行政事務の効率化を一層推進するとともに、住民の利便性の向上を図ります。
- ② 関係機関及び庁内部署間の連携を強化し、共同・共有化できる事業の検討や重複事業の見直しを進めます。
- ③ 周辺市町との連携や情報共有化の強化を図り、広域行政による効率的な事務・事業運営に努めます。
- ④ 今後、老朽化が進む公共施設については、施設の再編・統合、企業や地域住民等の民間を活用した管理運営など、公共施設のあり方や運営方法の検討を行います。

<b>【主な事業】</b>	
◆電子自治体推進事業	<b>重点</b>
◆公共施設適正管理事業	◆広域行政推進事業

### (3) 財政の健全化・財源の確保

- ① 財政運営の健全性を保つために、中長期的な財政計画を策定し、財政状況を職員はもとより住民にもわかりやすく周知し、財政健全化の意識の浸透を図ります。
- ② ふるさと納税やクラウドファンディングなど、自主財源を生み出す努力により歳入の確保をめざします。あわせて、町税、使用料、手数料等の自主財源については、公平性と適正な負担の観点から水準を見直し、財源の確保に努めます。
- ③ 三重地方税管理回収機構との連携のもと、収納業務の民間委託を含めて滞納整理の強化を図ります。
- ④ 国の交付金を積極的に活用し、新規事業の財源確保に努めます。

#### 【主な事業】

◆滞納整理の強化

◆地方創生交付金事業

重点

◆ふるさと納税推進事業

重点

### (4) 危機管理体制の構築

- ① 法定伝染病や情報漏えいなど、予想される様々な危機に対し、平時から危機管理意識を持つとともに、災害発生時において被害の最小化を図るため、BCP（事業継続計画）に基づき迅速な対応を行います。

#### 【主な事業】

◆危機管理事業

重点

## 関連計画

- 玉城町公共施設等総合管理計画（2016年度策定（計画期間 2017～2056年度）、総務政策課）
- 玉城町公共施設等個別施設計画（2021年度策定（計画期間 2021～2056年度）、総務政策課）
- 玉城町デジタル化推進計画（2020年度策定（計画期間 2021～2025年度）、総務政策課）

## 関連するSDGs目標





## 資料編

### 計画の推進にあたって

---

1. 計画の趣旨や内容をできる限り町民と共有し、町民や団体、企業等の多様な主体と協働するパートナーシップのもと、計画の推進に取り組んでいきます。
2. 毎年度施策の実施状況、成果指標の確認等、計画の進捗状況を取りまとめ、検証します。
3. 取りまとめた計画の進捗状況を実施計画に反映し、計画の着実な推進に努めます。
4. 計画の内容は、適宜見直しを行い、社会の変動に柔軟に対応していきます。

## 成果指標一覧

### 将来目標1 人と文化が育ち、愛着が感じられるまち

基本目標	指標	現状値	中間値	目標値	出典・算出根拠等	
		2019年	2025年	2030年		
1-1 子育て	子育てを楽しんでいる人の割合 (%)	78.8	81.0	83.0	子ども・子育てに関するアンケート調査 (2019年3月) 就学前児童用調査より	
	子どもがいても安心して働けると感じている人の割合 (%)	44.4	45.0	45.0	子ども・子育てに関するアンケート調査 (2019年3月) 就学前児童及び小学校児童用調査より	
1-2 母子保健	子育てを楽しんでいる人の割合 (%)	78.8	81.0	83.0	子ども・子育てに関するアンケート調査 (2019年3月) 就学前児童用調査より	
	12歳児一人平均う歯数 (本)	1.37	1.19	1.10	保健福祉課調べ	
1-3 保育・学校教育	保育所における教育プログラム数 (講座) (回)	5	6	7	保健福祉課調べ	
	授業内容を理解している町立小・中学校の児童生徒の割合 (%)	90.5	現状値以上	現状値以上	教育プログラム (ALT による英語、サッカー教室、体操教室、芸術教室など)	
1-4 生涯学習・スポーツ	生涯学習講座の講座数 (件)	14	17	20	教育委員会調べ	
	たまき文化スポーツクラブ委託事業数 (件)	2	3	4	教育委員会調べ	
	図書館の利用者数 (日平均) (人)	12	15	20	教育委員会調べ	
	ちゃれたま事業回数 (回)	7	10	12	教育委員会調べ	
1-5 文化・芸術	文化協会加盟団体	32	35	35	教育委員会調べ	
	田丸城跡入込客数 (人)	3,589	4,100	4,700	教育委員会調べ	
	玄甲舎入場者数 (人)	1,400 (2020年9月)	4,100	4,700	教育委員会調べ	
	指定文化財 件数	国指定	2	3	3	教育委員会調べ
		県指定	5	4	4	教育委員会調べ
町指定		12	14	14	教育委員会調べ	
1-6 人権・共生	審議会などにおける女性委員の割合 (%)	27	30	33	総務政策課調べ	

## 将来目標2 みんなが健康で、ともに支え合うまち

基本目標	指 標	現状値	中間値	目標値	出典・算出根拠等
		2019年	2025年	2030年	
2-1 保健・医療	健康寿命－男性(歳)	78.8 (2017年)	80.0	81.0	みえの健康指標
	健康寿命－女性(歳)	84.0 (2017年)	85.0	86.0	みえの健康指標
	胃がん検診の受診率(%)	11.4 (2018年)	12.5	15.0	地域保健報告
	肺がん検診の受診率(%)	8.6 (2018年)	10.0	12.0	地域保健報告
	「医療体制が充実していること」の満足度(%)	46.3	48.0	50.0	総合計画住民意識調査
2-2 地域福祉	地域福祉活動の進捗評価(点)	4.0	4.2	4.4	地域活動計画「地域ふくし力向上計画」の実施評価。5点満点。
	ボランティア登録者数(人)	355	400	500	玉城町社会福祉協議会所管ボランティアセンター登録者数
	あいさつ運動推進者数(人)	437	500	700	毎月第3火曜日のあいさつ運動に学校、保育所、駅などで参加した人数
2-3 高齢者福祉	元気づくり会の数(箇所数)	31	63	63	保健福祉課調べ
	要介護認定の出現率(%)	16.8	維持	維持	保健福祉課調べ
	65歳以上のボランティア登録者数(人)	273	300	330	玉城町社会福祉協議会所管ボランティアセンター65歳以上の登録者数
2-4 障がい者福祉	障がいがあっても差別や偏見を感じることがない割合(%)	43.5	50.0	60.0	玉城町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉・第1期障がい児福祉計画策定のための住民意識調査

## 将来目標3 良好な環境の中で、安全に暮らせるまち

基本目標	指 標	現状値	中間値	目標値	出典・算出根拠等
		2019年	2025年	2030年	
3-1 防災	自主防災組織数(組織)	8	35	50	総務政策課調べ
	自治区防災研修等開催回数(年間)(回)	35	40	40	総務政策課調べ
3-2 交通安全・防犯	交通事故発生件数(件)	358	320	300	税務住民課調べ
	防犯カメラ(町管理分)の設置(基)	12	17	22	税務住民課調べ
	刑法犯認知件数(件)	54	40	40	税務住民課調べ
	自治区防犯灯新設件数(件)	42	50	50	税務住民課調べ
	青色回転灯年間パトロール回数(回)	44	46	46	税務住民課調べ
3-3 環境保全	環境美化活動の実施回数(回)	4	5	6	税務住民課調べ
3-4 廃棄物処理	1人1日あたりのごみ排出量(g)	885	840	800	税務住民課調べ

基本目標	指 標	現状値	中間値	目標値	出典・算出根拠等
		2019年	2025年	2030年	
3-5 上下水道	「上水道が維持管理され、安定して供給されていること」の満足度 (%)	61.9	65.0	70.0	総合計画住民意識調査
	生活排水処理施設整備率 (公共、農集、浄化槽) (%)	97.6	98.9	99.0	上下水道課調べ
	公共下水道の接続率 (%)	77.9	85.7	95.1	上下水道課調べ
	農業集落排水の接続率 (%)	93.2	95.5	97.8	上下水道課調べ

#### 将来目標4 まちの活力を高め、持続的に発展できるまち

基本目標	指 標	現状値	中間値	目標値	出典・算出根拠等
		2019年	2025年	2030年	
4-1 市街地・住環境	地籍調査の実施済面積 (km <sup>2</sup> )	1.09	1.19	1.39	建設課調べ
	「安心して快適な住まいが供給されていること」の満足度 (%)	35.4	40.0	45.0	総合計画住民意識調査
	「公園・広場・緑地が整っていること」の満足度 (%)	23.4	25.0	30.0	総合計画住民意識調査
4-2 道路・河川	幹線道路の整備率 (%)	52.9	54.5	56.2	建設課調べ
	橋梁 (橋長 2 m 以上) の修繕実施数	21	29	39	建設課調べ
4-3 公共交通	元気バス利用者数 (人)	24,076	25,000	27,000	保健福祉課調べ
4-4 農林業	認定農業者数 (経営体)	51	53	55	産業振興課調べ
	認定農業者等への農地集積率 (%)	54.4	57.0	60.0	産業振興課調べ
	6次産業化の事例数 (延べ件数)	3	6	9	産業振興課調べ
	新規就農者数 (延べ人数)	4	8	12	現状値は 2014 年から 2019 年の新規就農者数の実績
4-5 商工業	新規設備投資件数 (延べ件数)	7	10	20	玉城町産業振興促進計画より
	起業支援セミナー等からの新規起業数 (延べ人数)	1	5	10	産業振興課調べ
	町の行う支援を利用した新規就業数 (延べ人数)	0	60	100	総務政策課調べ ※生涯現役促進協議会
4-6 観光・交流	観光レクリエーション入込客数 (人)	265,901	280,000	300,000	観光レクリエーション入込客数推計書, 観光客実態調査報告書 (県発行)

## 将来目標5 ともにつくる効率的な地域運営のまち

基本目標	指 標	現状値	中間値	目標値	出典・算出根拠等
		2019年	2025年	2030年	
5-1 住民と行政との 協働	「行政と協働したま ちづくりが行われて いること」の満足度 (%)	16.4	18.0	20.0	総合計画住民意識調査
5-2 行財政運営	経常収支比率 (%)	73.3	現状 維持	現状 維持	経常経費充当一般財源÷経常 一般財源総額×100

## 主な事業と事業内容

### 将来目標 1. 人と文化が育ち、愛着が感じられるまち

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業	
1-1 子育て	(1) 子育て支援サービスの充実 【保健福祉課】	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援タイム「にこにこ」）			
		パパママ教室事業			
		ファミリーサポートセンター事業			
		利用者支援事業			
		子育てに対する経済的支援			
		子育て支援ネットワークの確立			
	(2) 保育サービスの充実 【保健福祉課】	保育所の一時預かり事業			●
		病児・病後児保育事業			●
		保育施設整備推進事業			
		保育士の資質や専門性の向上			
		保育業務の効率化事業	●	●	
		放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）			
	(3) 途切れのない療育の推進 【保健福祉課】	ぴよんぴよん教室			
		こども相談・言語相談事業			
		保育所や小・中学校等の関係機関との連携強化			
	(4) 子どもの人権擁護の推進 【保健福祉課】	こども家庭支援ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）			●
		子どもの家庭復帰・自立支援事業			
		子ども家庭総合支援拠点整備事業			
	(5) ひとり親家庭への支援 【保健福祉課】	ひとり親家庭に対する相談指導・情報提供			
		ひとり親家庭等に対する経済的支援事業			

事業内容
子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える相互交流の場の提供、子育て相談や情報提供を行います。
玉城町主催のパパママ教室への参加を通して、父親・母親が知り合うきっかけ作りにつなげます。
幅広い世代に向けファミリーサポートセンターの普及・啓発に努め、会員の拡大、利用促進を図ります。
教育・保育施設や子育て支援事業を円滑に利用するための情報提供や相談、助言等を行います。
子ども医療費助成制度や児童手当制度による経済的負担の軽減を図ります。
ノーバディーズ・パーフェクト（NP）講座を通して、親同士のつながり、支えあいを継続して進めていきます。 未就園児を対象とした子育て支援事業により親子・親同士で楽しくふれ合う時間や場の提供などの充実を図ります。
急な用事やリフレッシュ、求職活動など、子育て家庭の様々なニーズにあわせて子どもを預かる一時預かり事業（一時預かり保育）を行います。
医療機関や保育所において、看護師または保健師を配置し、病気や病気回復期で集団保育が難しい子どもの保育を行います。
防災・減災対策を推進し、必要な保育施設の整備・改修を計画的に実施し、保育環境の充実を図ります。
研修の強化・拡充を行い、保育士の資質や専門性の向上を図ります。
ICTを活用するなど保育業務の効率化を図るとともに、保育環境の充実を図ります。
保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学生の放課後等に専任の指導員が家族に代わって適切な遊びや生活の場を提供します。
未就園児を対象に発達を促す活動を行います。
保護者が臨床心理士や言語聴覚士に相談し、子育ての不安解消や必要な支援につなげます。
年2回の「巡回相談」、「校區別担当者会」等で関係機関との連携を強化します。
虐待を受けている児童や、非行や不登校、発達障がい等により問題を抱える児童の早期発見や早期支援を行うため、関係機関と連携し対応していきます。
家族再生支援、里親への委託促進、身元保証など、県と連携しながら虐待を受けた子どもの家庭復帰や自立を支援します。
子どもとその家庭等への必要な支援を切れ目なく行うための拠点を整備・運営します。
子育てや仕事などの悩みについての相談指導や、社会資源等の情報など、安心して子育てできる生活支援策の情報提供を行います。
ひとり親家庭等医療費助成制度、保育料等の減免制度により経済的負担の軽減を図ります。

## 将来目標 1. 人と文化が育ち、愛着が感じられるまち(続き)

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業
1-2 母子保健	(1) 玉城町版ネウボラの推進 【保健福祉課】	マイ保健師制		●
		産科医療機関との連携		
		1歳6か月児・3歳児健康診査事業		
		乳幼児相談事業		
		転入者訪問事業		●
		関係機関との連携		
	(2) 歯科保健の推進 【保健福祉課】	妊婦歯科健康診査事業		
		1歳6か月児・3歳児健康診査事業		
		歯っぴい教室事業		
		5歳児むし歯予防教室事業		
		保育所フッ素洗口事業		●
		小学校フッ素洗口事業	●	●
1-3 保育・学校教育	(1) 保育所における教育機能充実の推進 【保健福祉課】	保育所における体験教室推進事業		
	(2) 家庭・地域の教育力の向上の推進 【保健福祉課】	家庭・地域教育力向上推進事業		
	(3) 基礎的学力向上の推進【教育総務課】	非常勤講師配置事業		●
		授業改善研修事業		●
	(4) 時代にあった教育の推進 【教育総務課】	外国語指導助手配置事業		
		情報教育推進事業	●	●
		教育ボランティア配置事業		
		郷土教育、体験教育推進事業 特色ある学校づくり事業		
	(5) 特別な支援を必要とする子どもの教育の推進【教育総務課】	学習支援員配置事業		
		こども家庭支援ネットワーク事業		
	(6) 心のケアの充実の推進 【教育総務課】	教育相談事業		
		スクールカウンセラー配置事業		
(7) 教育環境の整備の推進【教育総務課】	学校教育施設整備事業	●	●	



事業内容
地区担当保健師（マイ保健師）が母子健康手帳交付、産後の状況確認（おめでとうコール）、乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）などの継続した支援を行います。
主に近隣地域の8つの産科医療機関へ出向き、玉城町版ネウボラの説明をし、理解を得るとともに、ケースの情報共有、支援を行います。
1歳6か月児と3歳児の健康診査時に歯科健診、歯科相談を実施します。
身体計測・離乳食や子育て全般に関する相談を実施します。
1歳未満の未就園児はマイ保健師、1歳以上の未就園児は子育て支援センター職員による訪問を行い、事業の紹介等を行います。
職員間の情報共有、支援の方向性を検討するため、カンファレンスを行います。また、必要に応じ、他職種との情報連携や、事例検討する機会を設けます。
妊娠中に1回無料で歯科健診を実施します。
1歳6か月児と3歳児の健康診査時に歯科健診、歯科相談を実施します。
2歳児とその保護者を対象にむし歯予防の講話、歯科健診、フッ素塗布を実施します。
5歳児とその保護者を対象にむし歯予防の講話を実施します。
4歳児、5歳児を対象にフッ素洗口を実施します。
小学校におけるフッ素洗口を実施します。
保育所の園児を対象に外部から専門家を招聘し、色々な体験をする中で、学ぶことの楽しさを知る機会を提供します。
家庭の教育力を高めるために、保育所で「ひよこ学級」等を開催し、家庭教育に関する意識啓発を行うとともに、相談や情報提供などの強化を図ります。
各学校に非常勤講師1名を配置します。
全教員が参加する授業改善研修を定期的に行います。
A L Tを小学校2名、中学校1名の体制で配置します。
I C Tを活用した学習を推進するため、I C T機器の導入などを児童生徒1人1台端末や大型提示装置などを活用した授業を行います。
教育ボランティアを募集し、学校へ配置します。
地域への理解を深める郷土学習や体験教育を行います。
学校、家庭、地域が力を合わせて学校運営に取り組み、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めます。
保護者のニーズを把握し、児童生徒の状況に応じた学習支援員を配置します。
福祉部局と連携し、支援が必要な家庭を支援します。
学校経営アドバイザーによる教育相談を実施します。
県と連携しスクールカウンセラーを配置します。
長寿命化計画に基づき、計画的な施設整備を行います。

## 将来目標 1. 人と文化が育ち、愛着が感じられるまち(続き)

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業
1-4 生涯学習・ スポーツ	(1) 生涯学習活動の推進 【生涯教育課】	生涯学習講座事業		
		活動の場提供事業		
	(2) スポーツ活動の推進 【生涯教育課】	総合型地域スポーツクラブによる生涯スポーツ推進事業		
		各種体育事業		●
	(3) 活動環境の整備 【生涯教育課】	体育センター整備事業	●	●
		図書館・中央公民館整備事業	●	●
	(4) 青少年健全育成 【生涯教育課】	青少年健全育成活動事業		
		ちゃれたま事業		
		地域の教育力の向上事業		●
	1-5 文化・芸術	(1) 文化活動の促進 【生涯教育課】	文化講演や特別展の開催	
文化協会の活動促進事業				
(2) 伝統文化の継承 【生涯教育課】		伝統文化継承団体への支援事業		
(3) 文化財の整備・活用 【生涯教育課】		田丸城跡・玄甲舎保護事業	●	●
		田丸城跡石垣修復事業		
		埋蔵文化財発掘調査事業		
1-6 人権・共生	(1) 人権意識の高揚 【教育総務課】、 【税務住民課】	玉城町人権教育ネットワーク研究会事業		●
		玉城中学校区子ども支援ネットワーク活動		●
	(2) 男女共同参画の推進 【総務政策課】	男女共同参画意識普及啓発事業		
		政策・方針決定への女性の参画推進		
		子どもを持つ女性の社会参画促進事業		
		役場の女性職員の管理職登用		
	(3) 多文化共生の推進 【生涯教育課】、 【総務政策課】	国際交流協会の活動支援		
		行政情報多言語化事業		

事業内容
生涯学習講座の指導者の確保、教える機会づくりの提供等、社会貢献を目標とした人材養成講座の内容を充実します。
活動成果の発表の場として創作美術展等を開催します。
たまき文化スポーツクラブの自主的な事業の推進を図ります。
スポーツ推進委員によるスポーツイベントを実施します。スポーツ指導者の育成や発掘をします。
体育センター、グラウンドを含めた一体的な複合施設の整備・検討を進めます。
住民のニーズに合った新たな施設整備を検討します。
子どもに関わる活動をしている団体の活動を促進します。
子ども体験教室の内容を充実します。
地域学習やスポーツ少年団など様々な取組を支援し、子どもと地域住民とのふれあいの場をつくります。
郷土の歴史や文化に触れた講演会や特別展を開催します。
地域の文化活動の中心となっている文化協会の活動の支援、構成員の増加を図ります。
学校や地域と連携し、子どもたちが地域の伝統文化に触れる機会を提供し、団体への活動を支援します。
田丸城跡を国指定文化財に向け取り組み、玄甲舎を指定管理者制度の導入に向けて推進していきます。
田丸城跡整備検討委員会の開催や専門的な研修会に参加します。
遺跡台帳を整理し、冊子を作成します。また、住民への理解を深めるため、展示会を開催します。
人権教育に対する正しい認識と実践に努めるため、研修会や学習会を開催します。
子ども支援について学校・保育所・地域関係者等のそれぞれの立場を生かした活動を支援します。
第2次玉城町男女共同参画計画の推進と共に、男女共同参画意識の普及啓発を行います。
審議会や各種団体役員などへの男女のバランスのとれた登用を進めることなどにより、地域社会における政策・方針決定への女性の参画を推進します。
子育て中の女性が社会参加や仕事へ従事しやすくなるような環境づくりと体制づくりを推進します。
玉城町において、男女の区別なく管理職への登用や配置を行うとともに、職員の意識啓発や能力開発に向けた研修等を積極的に行います。
国際交流協会の活動を支援します。
玉城町ホームページに翻訳機能を追加し、多言語化への対応を推進します。

## 将来目標 2. みんなが健康で、ともに支え合うまち

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業
2-1 保健・医療	(1) 健康づくりを支援するしくみづくりの推進 【保健福祉課】	健康増進事業（健康教育・健康相談）		
		いきいき健康サポート事業		
		健康しあわせ委員、食生活改善推進員育成事業		●
		保健事業と介護予防の一体的な実施		
		健康・子育てマイレージ事業	●	●
	(2) 生活習慣病予防等の推進 【保健福祉課】	健康増進事業（各種がん検診）		●
		若年期健康診査と特定健診事業		●
		歯科保健事業		●
	(3) 食育の推進 【保健福祉課】	地域における食育推進事業		
		学校・保育所における食育推進事業		
		家庭における食育推進事業		
	(4) 感染症対策の推進 【保健福祉課】	予防接種事業		●
		玉城町新型インフルエンザ等対策行動計画の改正		●
		感染症予防対策事業		
	(5) 心の健康づくりの推進 【保健福祉課】	精神疾患に対する理解普及事業		
		自殺予防対策事業		●
	(6) 医療・保健・福祉の連携推進 【保健福祉課】、 【玉城病院】	地域の医療体制確保		
地域医療連携事業				
(7) 玉城病院・ケアハイ ツ玉城の健全運営 【玉城病院】	病院改革プラン策定			

事業内容
健康情報の提供、健康教育・健康相談を通じた指導・助言を行いながら自主的な活動を促す事業を推進します。
健康しあわせ委員と協働した地域の健康づくりを推進します。
健康づくりを玉城町と協働で進める団体を確保するため、健康しあわせ委員、食生活改善推進員の育成に努めます。
地域における高齢者の通いの場を中心とした、介護予防・フレイル対策や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に行います。
健康意識の向上、行動変容を促す取組を推進します。
各種がん検診の検診率向上に向け、啓発活動や検診体制の拡大を推進します。
若年期の健診の受診率向上により疾病の早期発見と、国民健康保険と連携した健診後の保健指導を行う特定健診事業を推進します。
口腔衛生意識の向上と、歯科疾患の予防の取組を進めるため、成人・高齢期の口腔総合健診、歯周疾患健康診査を推進します。
子どもから高齢者に至るまで、多様な暮らしを営む住民の皆さんが食への知識と理解を深められるよう、情報発信や学習機会の提供に努め、食生活改善推進員等による活動や、食品関連事業者による取組、さらにさまざまな地域活動と連携し、地域全体での食育を推進します。
学校、保育所等において、市町や関係機関等と連携しながら、それぞれの地域や学校等の実態や子どもたちの発達段階に応じた食育を推進します。
子育て支援活動や地域づくり活動等の機会を通じて、共食の重要性とともに様々な食育に関する情報発信を行い、地域と連携した食育を推進します。
予防接種に関する啓発と助成を行い、予防接種率の向上を図るとともに、予防接種に関するさまざまな相談や予防接種時に注意が必要な方への接種を行う三重県予防接種センター事業を実施します。
新たな未知の感染症等の発生や感染拡大に備えて、玉城町業務継続計画（新型インフルエンザ対応）に基づき、事前の準備を推進します。
ハード、ソフト事業を含め、感染症予防対策を行います。
地域、職場、学校と連携しながら、精神疾患に関する正しい知識の普及と適切な対応を促します。
自殺に関する知識の普及と関係機関との連携を強化し、自殺を未然に防ぐ取組を実施します。
地域医療に従事する医師・看護師等医療従事者の確保や公的病院への支援を行うとともに、一次救急・二次救急の地域医療体制の維持確保に努めます。
在宅医療・介護連携支援ネットワーク「つながり」や「みえる輪ネット」など保健（予防）、医療・ケア、介護、福祉の関係機関と協働して、玉城町の施策を推進、遂行し、安定的、継続的な地域医療体制の充実強化に努めます。
今後の環境変化に対応しながら、病院の健全な運営を維持するために、機能の強化と収入増を両立させた運営の改善策を検討します。

## 将来目標 2. みんなが健康で、ともに支え合うまち(続き)

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業	
2-2 地域福祉	(1) 地域における支え合い体制 【保健福祉課】	地域のコミュニケーションアップ事業			
		福祉共育推進事業			
		地域福祉コーディネーター育成事業			
		支え合い活動促進事業			
	(2) 暮らしを支える取組の推進 【保健福祉課】	地域福祉活動推進事業			
		重層的支援体制整備事業			
		民生委員・児童委員等の活動促進事業			
	(3) 権利擁護体制の強化 【保健福祉課】	成年後見制度利用促進事業	●	●	
		成年後見制度利用支援事業		●	
		日常生活自立支援事業			
2-3 高齢者福祉	(1) いきがい対策の推進 【保健福祉課】	元気づくり会支援事業		●	
		ぴんの会支援事業			
		高齢者社会活動参加促進事業			
	(2) 就労機会の確保 【保健福祉課】	シルバー人材センター事業			
		(3) 地域包括ケアシステムの推進 【保健福祉課】	地域ケア会議		
			介護相談員派遣事業		
	生活支援体制整備事業				
	(4) 介護保険の健全な運営 【保健福祉課】	ケアプランの適正化事業		●	
		介護給付の適正化事業		●	
		要介護認定事業			
	(5) 介護予防の充実 【保健福祉課】	介護予防事業の普及啓発と教室の充実			
		介護予防サポーター育成事業			

事業内容
誰もがつながり、支えあえる玉城町をめざし、元気ですたまき委員会が中心となり、「あいさつ運動」を展開します。
支え合う気持ちを育むため、幼少期から高齢期までの生涯にわたって、多様な実践を交えた福祉共育（子どもから大人まで、福祉の心を育む）の機会を提供します。
ボランティアや福祉協力員など、地域福祉を支える人材を育成します。
地域で活躍する様々な福祉組織や団体、元気づくり会などの新たに設置された小規模組織によるサロン活動などの支え合い活動を支援します。
社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動計画「地域ふくし力向上計画」に基づいて、地域福祉活動を推進します。
地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施します。
社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員や地域福祉協力員を配置し、ニーズに対応した相談ができるように研修会等を実施します。
認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な状態となり、その方らしい生活を送るための意思決定のプロセスに支援が必要となった際に、早期かつ身近に成年後見制度の活用など権利擁護に関する相談や支援が受けられる体制を構築します。
成年後見制度を必要とする人が、経済的な利用により利用できないことを防ぎ、適切な権利擁護支援が受けられるよう支援します。
判断能力はあるが、権利侵害の恐れがある人の生活支援や金銭管理を行い、安心して生活を送れるよう支援します。
高齢者が健康づくりなどに取り組める元気づくり会などの活動の場を支援します。
独居高齢者を対象とした「ぴんの会」の活動を支援します。
社会貢献活動に取り組む老人クラブを支援するとともに、研修会を開催するなど、高齢者の社会活動への参加や地域交流を促進します。
高齢者と企業向けにシルバー人材センターの広報活動を行い、働く意思を有する方への登録促進と仕事の確保を行い、高齢者の就労支援を行います。
地域の医療関係機関や福祉施設、行政機関、民間業者が交流し、抱えている問題や支援困難ケース、地域課題などについて話し合う地域ケア会議を開催します。
地域サービス向上連絡会の充実を図るとともに、高齢者が健康づくりなどに取り組める場（元気づくり会）の推進をします。
共に支え合う地域を醸成するため、簡単な生活支援（買物、掃除、調理等）や傾聴ができる人材を育成します。
事業所ごとにケアプランの点検を実施し、自立支援に結び付いた内容になっているかを確認してケアプランの適正化を図ります。
ケアプランに沿った介護サービスが提供されているかどうかや、国保連合会データの活用や福祉用具、住宅改修の確認を実施するなど、給付費の適正化を図ります。
県が実施する認定調査員研修や審査会委員研修への参加を促し、適正な認定を実施します。
地域の老人クラブやサロンなどの集まりを活用し、介護予防についてのミニ講話を実施し、介護予防の普及啓発を行います。また、必要な人には介護予防教室への参加を促し、効果的な介護予防事業が実施できるように内容の充実を図ります。
身近な地域で運動を中心とした介護予防に取り組めるように、介護予防サポーターを育成します。

## 将来目標 2. みんなが健康で、ともに支え合うまち(続き)

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業
2-3 高齢者福祉 (続き)	(6) 認知症高齢者対策の推進 【保健福祉課】	認知症地域支援推進員事業		●
		徘徊高齢者SOSネットワーク事業	●	●
	(7) 高齢者の安全安心の確保 【保健福祉課】	配食サービス・給食サービス事業		
		緊急通報装置設置事業		
2-4 障がい者福祉	(1) 相談・生活支援サービスの充実 【保健福祉課】	基幹相談支援センター設置事業		
		地域生活支援拠点等整備事業		●
		共同生活援助施設整備事業		●
	(2) 障がい者の就労の場づくり 【保健福祉課】	物品調達事業		
		就労支援事業		●
	(3) 障がい者に対する理解の促進 【保健福祉課】	啓発・広報事業		

## 将来目標 3. 良好な環境の中で、安全に暮らせるまち

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業
3-1 防災	(1) 防災意識の向上 【総務政策課】	防災訓練等の促進事業		●
		地域防災ネットワーク強化事業		●
	(2) 住宅の耐震化の促進 【建設課】	木造住宅耐震診断、耐震補強、建物やブロック塀等の解体・撤去等を支援する補助制度の周知・助成事業		
		(3) 地域防災体制の充実 【総務政策課】	自主防災組織の設立および活動推進事業	
	災害応援協定の締結			
	防災行政無線のデジタル化更新事業		●	●
	避難所運営マニュアルの策定と訓練の実施			
		防災倉庫・防災資機材・備蓄品の整備事業		



事業内容
認知症初期集中支援チーム員会議の運営や認知症予防教室・啓発活動を通じた認知症の啓発を行います。また、認知症サポーター「サポーターさくら」の運営支援を行うとともに、協働して徘徊高齢者の声かけ訓練を実施します。
認知症高齢者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、徘徊高齢者SOSネットワークを構築し、徘徊高齢者の防止や早期発見を目指します。
配食サービス（第2、4、5日曜日/町）、と給食サービス（第1、3日曜日/町社会福祉協議会）において、ボランティアや町内業者が昼食を配達し、利用者の見守りや安否確認をします。
一人暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための通報装置等の設置を促します。
重層的な相談支援体制の構築を図るため、総合的な相談機能を有し、地域の相談支援の中核となるセンターを設置します。
関係機関等と連携し、障がい者のニーズに応じて自立や社会参加を促す事業を総合的に実施します。
障がい者の自立支援に対応するため、グループホームの施設整備を促進します。
毎年度、玉城町の調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達を行います。
町内企業等への障がい者雇用の啓発に努めるとともに、福祉的就労の場の整備を進めます。
農業現場などへの施設外就労の拡充を進めます。
障がい者週間、人権週間、差別をなくす強調月間など、障がい者に対する理解促進を図るための講演会、研修会などの啓発・広報活動や福祉教育の推進を図ります。

事業内容
防災技術指導員が中心となって、地域住民や自主防災組織等と連携した防災対策訓練を実施し、防災意識の向上を図ります。
庁内において、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するとともに、地域住民、近隣市町、防災関係機関とのネットワークの強化を図ります。
大規模災害に備え、住宅の耐震性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断や耐震補強、解体・撤去等を支援する制度の周知及び助成を行います。
自主防災組織の未設置地区に対して、設置の推進を、また、既存組織については積極的な活動の推進を行います。
ライフライン企業等と協力し、災害時における効果的な連携方策や迅速な復旧対策を可能にするため災害応援協定の締結を進めます。
同報系防災行政無線をデジタル化に更新し、防災情報の収集・伝達体制を強化します。
避難所運営マニュアルの策定とそれに基づいた避難所運営訓練を実施し、住民による避難所の開設・運営が円滑に実施できるように支援します。
防災倉庫を増設するとともに、災害時の対応を迅速かつ的確に実現できるよう、車両、装備、資機材ならびに備蓄品を整備します。

### 将来目標 3. 良好な環境の中で、安全に暮らせるまち(続き)

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業
3-1 防災 (続き)	(4) 水害対策の充実 【総務政策課】	水害に対する迅速な避難対策事業		●
		避難確保計画の策定		●
		タイムラインの運用体制の強化		●
	(5) 消防・防火体制の充実【総務政策課】	耐震防火水槽整備事業		
		消火栓整備事業		
3-2 交通安全・防犯	(1) 交通安全の推進 【税務住民課】 【建設課】	町内交通事故多発ポイントの周知		
		交通安全施設等整備事業		
		子どもや高齢者に交通安全教育の実施		●
		高齢者等免許返納推進事業		●
		後付け安全運転支援装置購入の補助		
	(2) 防犯意識の高揚 【税務住民課】	防災無線等を活用した犯罪情報の周知		
		広報活動による啓発		
		地域等との連携による防犯活動支援		●
	(3) 防犯設備の充実 【税務住民課】	自治区所有防犯灯新設補助金の交付		
		防犯カメラの設置		
3-3 環境保全	(1) 環境教育の推進 【税務住民課】	環境教育推進事業		
	(2) 環境美化活動の推進 【税務住民課】	環境美化活動促進事業		●
		不法投棄等の防止対策事業		
	(3) 地球温暖化防止の推進 【税務住民課】	防犯灯LED化推進事業		
		太陽光発電補助事業		
3-4 廃棄物処理	(1) 廃棄物収集・処理体制の検討 【税務住民課】	ごみ収集体制適正化事業		●
		処理施設の維持管理		
	(2) ごみ減量化の推進 【税務住民課】	生ごみ処理機購入補助事業		
		資源ごみ集団回収の補助事業		

事業内容
雨量、水位およびダム情報などを提供するとともに、車中泊避難場所等の確保をするなど、災害発生時の迅速な避難対策を実施します。
ハザードマップで浸水想定区域に立地している社会福祉施設、学校、医療機関などの施設に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために避難確保計画を策定します。
台風等に接近に備えて事前に講じる対策を定めたタイムラインの運用体制の強化を図ります。
老朽化した防火水槽を中心に、耐震防火水槽への改築・整備を進めます。
地区の要望を踏まえて、不足する場所に消火栓の整備を進めます。
町内の事故多発ポイントを広報にて周知を行い、住民に危険箇所の認識を高めます。
安全に通行ができるよう、カーブミラーの設置など、交通安全施設等の整備を図ります。
交通安全知識の向上や免許返納の促進を図るため、警察や交通安全協会と連携し、交通安全教育を実施します。
高齢者等の免許返納などに向けた総合的な支援を検討します。
高齢者が後付け安全運転支援装置を購入する際、補助金交付を検討します。
犯罪発生時、防災無線や区回覧文書、ホームページを活用し住民への周知を図ります。
警察と連携した防犯講話や防犯活動物品の配布など、住民や地域が取り組む防犯対策等への啓発を行います。
警察などの関係機関と連携し、住民が主体となる防犯パトロール等の防犯活動を支援します。
自治区が防犯灯を新設する場合、補助金を交付します。
防犯対策として、公共施設など、必要に応じて防犯カメラの設置を進めます。
企業との協働による環境出前講座、キッズISOなどの環境教育プログラムを実施するとともに、三重県環境学習情報センターとの連携により、企業の環境保全の取組を学ぶ見学ツアーや参加体験型環境講座を実施します。
住民・団体・企業等が行う各種美化活動を支援します。
地域住民や環境美化推進員と連携し、不法投棄を随時監視する体制を強化し、早期発見、早期撤去に取り組む自治区や地域住民による活動を支援します。
玉城町管理防犯灯のLED化を進めると同時に、自治区管理の防犯灯のLED化を推進する為、LEDへの取替に対して補助金を交付し支援します。
住宅への太陽光発電システムの購入補助を行います。
ごみ収集業務の収集形態の適正化を図ります。
伊勢広域環境組合の1市3町で調整し、処理施設の適正な運営を図ります。
可燃ごみの減量化に向け、生ごみ処理機の購入補助を行います。
資源ごみのリサイクルを推進するため、各種団体による集団回収へ補助を行います。

### 将来目標 3. 良好な環境の中で、安全に暮らせるまち(続き)

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業
3-5 上・下水道	(1) 安全でおいしい水の安定供給の推進 【上下水道課】	水道施設更新事業		
	(2) 下水道施設の整備と維持管理の推進 【上下水道課】	社会資本総合整備交付金事業		●
		施設維持管理事業		●
	(3) 下水道の普及の推進 【上下水道課】	下水道の普及推進事業		●
	(4) し尿・生活排水の適正処理 【税務住民課】	合併処理浄化槽設置補助事業		
	(5) 経営の安定化の推進 【上下水道課】	経営戦略策定		
		アセットマネジメント策定		
農業集落排水事業公営企業会計移行事業			●	

### 将来目標 4. まちの活力を高め、持続的に発展できるまち

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業
4-1 市街地・住環境	(1) 計画的な土地利用の推進 【建設課】	都市計画基礎調査事業		
		都市計画マスタープランの見直し		
		地籍調査事業		●
	(2) 適切な開発の誘導 【建設課】	開発指導要綱の見直しと適切な指導		
		景観形成基準に基づく開発及び建築への指導・助言		
	(3) 町営住宅の適正管理 【建設課】	町営住宅維持管理計画の策定		
		町営住宅のあり方検討		●
	(4) 空家対策の推進 【建設課】	空家等対策事業		●
		空家等活用支援事業		●
	(5) 公園整備及び管理運営体制の充実 【建設課】	城北公園整備事業		●
定期的な施設整備や維持管理の拡充				

事業内容
施設更新計画のもと施設ごとの重要度、緊急度を適切に振り分け優先順位の高い施設から更新していきます。
下水道整備計画に基づき未普及区域を解消します。
管路およびポンプ施設における点検及び維持管理業務を行います。
未接続世帯への訪問、啓発や広報紙等への掲載を行います。
下水道等の計画区域外での生活排水等の適正処理を進めるために、合併処理浄化槽補助を継続します。
計画的な投資と安定的な収入確保に向けた方策等を検討し、持続可能な事業経営を図ります。
中長期的な視点に立った施設更新と資金確保についての計画策定し運営基盤の強化を図ります。
企業会計移行により経営・資産の見える化で持続可能な事業経営を図ります。(移行時期は令和5年度となります。)

事業内容
まちの現状、市街化の動向等を正確に把握し、時代の流れに対応した都市計画を定めるため、必要となる都市計画の基礎調査を定期的を実施します。
計画的なまちづくりを推進するため、都市計画マスタープランの見直し等を行います。
地籍の明確化を図り、土地を適正かつ有効に利用するための事業推進を行います。
良好な環境保全を図るため、必要に応じて開発指導要綱の見直しを行うとともに、開発行為申請者に対して、適切な指導を行います。
自然景観や眺望景観の保全・形成に向けて、三重県景観計画等による景観形成のための基準等の周知を図り、適切な開発及び建築への指導・助言を行います。
町営住宅の適正な施設整備や計画的な維持管理、施設の長寿命化を図るため、維持管理計画を策定します。
住民のセーフティネットを図りつつ、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減、民間活用などを考慮した町営住宅のあり方を検討します。
特定空家等の対策に向け、空家等対策推進協議会と連携し、所有者等に対する適正な管理に向けた事業を実施します。
空家バンク制度の創設、空家リフォーム助成の充実など、空家や空き地の有効活用に向けた支援策等を検討します。
公園の整備計画を策定し、中央公民館・体育施設等の整備も含めた公園の再整備を進めます。
公園内の整備や維持管理を定期的に行います。

将来目標 4. まちの活力を高め、持続的に発展できるまち(続き)

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業	
4-2 道路・河川	(1) 幹線道路の整備の推進 【建設課】	都市計画道路整備事業		●	
		通学指定道路整備事業		●	
		町道道路整備事業		●	
		新たな宮川架橋の整備			
	(2) 道路維持修繕の推進 【建設課】	道路舗装管理推進事業			
		橋梁長寿命化及び耐震化事業		●	
	(3) 河川整備の推進 【建設課】	河川整備事業		●	
		災害防止対策推進事業		●	
(4) 道路・河川の美化推進 【建設課】	道路美化活動、河川美化活動				
4-3 公共交通	(1) 元気バスの利便性の向上 【保健福祉課】	元気バス運行事業			
		元気バスの見直し検討			
	(2) 新たな交通体系の検討 【総務政策課】	新たな交通体系の構築	●		
		(3) 鉄道・バスの利便性の向上 【総務政策課】	J R 東海への継続した要望の実施		
			J R 田丸駅の駅舎保存・利活用事業	●	●
			路線バス運行事業		
4-4 農林業	(1) 担い手と営農組織の確保及び支援 【産業振興課】	認定農業者支援事業		●	
		新規就農者支援事業		●	
		兼業農家支援事業	●		
		農業人材バンク事業	●		
		後継者対策支援事業			
		営農振興事業			
	(2) 産地化・ブランド化の推進 【産業振興課】	6次産業化促進事業		●	
		販路拡大支援事業		●	
		産地基盤強化事業			
		高収益作物栽培支援事業		●	

事業内容
町道中楽朝久田線、町道栄町久保線の拡幅整備を進め、都市計画道路の整備を行います。
通学指定道路の歩行者及び自転車の安全を確保できるよう道路拡幅整備を行います。
1級町道及び2級町道を、補助金等を活用しながら、道路拡幅等の整備を行います。
交通渋滞の解消、大規模災害時の救助等のアクセスルートとなる道路網を構築するため、度会橋と南伊勢大橋との中間点に新たな橋梁の整備を県へ要望します。
1級町道及び2級町道のうち、地域内外の交通に果たす役割を考慮し、重要性の高い路線から舗装修繕を行います。
橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防的な維持修繕を実施することで、橋梁の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図ります。また、耐震補強及び落橋防止等の対策を継続して実施します。
外城田川治水整備計画に基づき、外城田川の河道掘削及び堤防へのパラペットの設置を実施します。また、外城田川の2級河川昇格に向けた要望を継続して行っていくとともに、町内河川の維持管理を継続します。
町内河川の水位計の増設を行い、住民が迅速に避難できるよう避難対策を実施します。豪雨により被災する恐れのある箇所において、災害防止のための擁壁を設置するなど、土砂災害防止施設の整備を県に要請します。
自然環境保全の意識啓発のため、住民等との協働による道路美化活動や宮川河川敷の水辺の楽校での美化活動を実施します。
バス停の追加などを見直しや多様化するニーズへの検討を行い、利用者の利便の向上をめざします。
元気バスと公共交通機関等への乗り継ぎを可能にするほか、他の交通体系への連携を検討します。
自動運転や乗り合いタクシーなど、新たな技術を活かした次世代型交通の導入による新たな交通体系を検討します。
鉄道の利便性向上に向けて、三重県および関係市町と連携して、鉄道事業者等に働きかけるとともに、一層の利用促進に努めます。
J R 田丸駅の駅舎の保存および活用方法について、J R 東海との協議を進めます。
三交伊勢志摩交通に運行委託している伊勢玉城線の路線バスについて伊勢市と連携し、利用促進を図ります。
地域の担い手となる認定農業者を確保するとともに、認定農業者の経営安定のための支援を行います。
県やJ Aなど関係機関と連携して積極的に情報提供を行い、新規就農者の確保、育成のための研修、就農支援等、就農から定着までの新規就農者へ総合的な支援を行います。
地域の農地を守る兼業農家を支援します。
農繁期や農閑期に起こる人材の過不足を解消するため、農業人材バンク等の仕組みを検討します。
次代を担う農業後継者を支援します。
生産者部会等の取組を支援することにより農業の振興をめざします。
国、県、関係機関との連携による新商品の開発等を支援し、6次産業化を促進します。
意欲ある事業者への情報提供などの支援を行うとともに、情報収集・情報提供に努め、意欲ある事業者の販路拡大・高付加価値化を促進します。
施設野菜栽培のため、産地基盤の強化に継続的に取り組み、施設整備にあたっては、国や県などの効果的な補助事業や融資制度を活用した、農業者個々の農業経営を促進します。
J A及び農業改良普及センターと連携して、戦略作物（麦・大豆）の高品質化、多収化に向けた技術の開発・普及や需要の拡大を図ります。

将来目標 4. まちの活力を高め、持続的に発展できるまち(続き)

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業	
4-4 農林業 (続き)	(2) 産地化・ブランド化の推進 【産業振興課】 (続き)	地域ブランド認知度向上事業		●	
		農業デジタルトランスフォーメーション推進事業			
		畜産農家健全経営支援事業		●	
		地域商社設立事業	●		
	(3) 食農教育の推進 【産業振興課】	地元農産物給食利用推進事業			
		農業体験等実施事業			
		フードロス削減事業	●		
	(4) 効率的な農地利用と農業基盤の整備 【産業振興課】	地域担い手への農地集積事業			●
		多面的機能活動組織支援事業			
		優良農地保全事業			
		水田有効利用事業			
		農業基盤整備事業			●
		ため池防災対策事業			●
		(5) みんなで支える森林づくりの推進 【産業振興課】	緑化推進事業		
	森林整備事業		●	●	
	木とのふれあい創出事業			●	
鳥獣被害防止対策事業			●		



事業内容
玉城産豚をはじめとする優れた町内特産品等の認知度や玉城町の知名度の向上を図るとともに、事業者間の連携によるブランド価値の向上を図る取組を促進します。
農作業の省力化・効率化、農作物の高品質化を図るため、A I、I C T等を活用したスマート農業などの農業デジタルトランスフォーメーションの実現をめざします。
畜産物の安定的な供給の確保と、施設の機能充実や衛生管理の強化・徹底などに取り組み、健全な経営を支援します。
町内特産品等の販路開拓や6次産業化商品の開発などを担う地域商社の設立を支援します。
食育基本計画に基づき、保育所や学校などの各種施設の給食における地場産物の利用を推進します。
地域の農業や農産物に対する理解を深めるため、保育所や小学校の農業体験を実施します。
フードロス削減に関する事業を実施します。
持続的農業の実現のため、地域農業の設計図となる「人・農地プラン」の実質化を図ります。 また効率的に遊休農地解消、適切な土地利用に努めるためにも農地中間管理機構を活用し、効率的に地域担い手への農地集積化を推進します。
農村環境向上活動を行う多面的機能活動組織を支援し、農業用施設の長寿命化や農村活動の向上を促進します。
三重県農業振興地域整備基本方針に基づき、農用地区域内農地への編入基準や除外基準ならびに改正された転用許可基準の適正な運用に努め、優良農地の保全を図ります。
経営所得安定対策及び食料自給力向上対策事業等を積極的に活用し、水田作物の生産維持を図ります。 水田作物の作付けが難しい地域や不作付け水田においては、新規需要米の導入や加工用米の生産を奨め、食料自給力の向上と水田の有効利用を図ります。 生産性を高め、競争力を強化するためには担い手への農地の集積・集約化による生産コストの削減が必要であることから、農地中間管理事業の活用により、効率的な農地利用を推進します。
農業用水の効率的な利用を進めるため、用排水路のパイプライン化など、農業用施設の整備を推進します。また、老朽化が進む農道について、施設機能保全の対策を実施し、農畜産物の流通基盤の整備を図ります。
ハザードマップの活用、改修事業の実施など、ため池等の防災対策を進めます。
緑化活動や緑の募金活動の団体等と連携して、住民の緑化意識の醸成と身近な緑化活動を促進します。
「森林環境譲与税」を活用し、林業経営に適さない公的な森林の整備、森林整備を担う人づくりを促進します。
「みえ森と緑の県民税」を活用しながら、木とふれあえる機会や場を整備します。
三重県猟友会玉城支部、玉城町鳥獣害防止総合対策協議会と連携し、鳥獣被害の防止対策を実施します。

#### 将来目標 4. まちの活力を高め、持続的に発展できるまち(続き)

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業
4-5 商工業	(1) 企業誘致の促進 【産業振興課】	企業誘致推進事業		
		(2) 地元企業への支援 【産業振興課】	商工会指導力向上支援	
		商工会との連携強化事業		●
		二次投資支援事業		
		新産業創出支援事業		●
		eコマース支援事業	●	
		事業承継補助金事業	●	
	(3) 起業の支援 【産業振興課】	起業促進事業		
		チャレンジショップ事業	●	
	(4) 多様な働く場の確保 【総務政策課】	就業支援事業	●	●
生涯現役促進事業		●	●	
4-6 観光・交流	(1) 観光・交流資源の魅力化 【産業振興課】	体験型観光メニュー及びコース開発事業		
		アスパ玉城の整備・運営事業		●
	(2) 観光受け入れ態勢の整備 【産業振興課】	観光環境整備事業		
		観光サービス・情報拠点整備事業		●
	(3) 広域ネットワークの強化【産業振興課】	広域連携事業		
	(4) 情報発信の充実 【産業振興課】	情報発信事業		
		シティプロモーション事業		


事業内容
地域の強みを生かした企業立地や産業集積の推進に向け、各種の企業誘致活動を実施します。
商工会等が取り組む経営改善普及事業を支援するとともに、意欲のある中小企業等に対し、その課題に応じた指導を適切にできるよう、商工会等の指導力の向上を支援します。
産業振興にかかる課題等を把握し、迅速かつ有効な対応を検討するため、商工会との積極的な意見交換、情報共有を図ります。
玉城平成工業会などの既存立地企業との意見交換を緊密にし、二次投資の際に必要な支援を行います。
新たな製品開発や新産業の創出に取り組む優れた技術を持つ中小製造業者等を育成するため、新製品・新技術等の研究開発に対して支援します。
地元企業の販路拡大のため、インターネットでの商取引について支援します。
事業主の高齢化等による後継者問題に対応する、補助事業創設を図ります。
起業促進に向け、起業希望者に対する支援や起業支援機関とのマッチング等を行います。
空き店舗、空きスペースを活用した創業支援を行います。
就業に関する相談をはじめ、各種支援を行います。
女性、高齢者、障がい者の就業促進に向け、就業機会の創出に向けた企業への働きかけ、職業紹介、就業セミナーなどの開催を支援します。
地域の資源を活かして玉城町の魅力が体験できるメニューやコースを設定し、観光PRを行い、誘客を図ります
より質の高いサービスを提供するため、施設の整備を行うとともに、運営支援を行います。
案内サイン、トイレ、駐車場、観光案内所など、観光の利便性、快適性等を高めるための環境整備を行います。
「地域観光案内・地場産品販売処 城（ぐすく）」を拠点として、施設・設備の充実をはじめ、観光案内・情報発信機能の強化等を行います。
伊勢志摩、東紀州地域等と歴史を背景とした共通コース、連携イベントなど、広域連携による誘客事業を実施します。
テレビ・新聞などの従来のメディアへの積極的な情報発信を行うとともに、インターネットを利用しホームページやSNSなどを充実します。
玉城町のロゴ・キャラクターなどを使った、シティプロモーションに取り組みます。

## 将来目標 5. ともにつくる効率的な地域運営のまち(行財政経営指針)

基本施策	単位施策	主な事業（事業名）	新規事業	重点事業
5-1 住民と行政との協働	(1) 広報・広聴活動の充実 【総務政策課】	広報広聴活動		
		情報公開の推進		
	(2) 地域の自治活動・住民活動の促進 【総務政策課】	地域担当制度による自治区活動支援事業		
		自治区加入促進		●
	(3) 住民と行政の積極的な協働の推進 【総務政策課】	地域活動助成事業		
		協働の推進体制の構築		
5-2 行財政運営	(1) 行政運営・行政経営の品質の向上 【総務政策課】	人材育成の推進と経営品質の向上		●
		総合計画の進行管理		●
	(2) 行政運営の効率化と利便性の向上 【総務政策課】	電子自治体推進事業		●
		広域行政推進事業		
		公共施設適正管理事業		
	(3) 財政の健全化・財源の確保 【総務政策課】	滞納整理の強化		
		地方創生交付金事業		●
		ふるさと納税推進事業		●
	(4) 危機管理体制の構築 【総務政策課】	危機管理事業		●

事業内容
<p>広報紙、ホームページ、ケーブルテレビの行政チャンネルの充実を図ります。また、住民の意見やニーズの的確な把握に努めていくため、各課職員で構成する「広報広聴委員会」で情報の共有を行うなど全庁的な広報広聴活動に取り組みます。</p>
<p>情報公開制度の適切な運用のもと、請求のあった情報に対しては、迅速かつ的確な処理を行います。</p>
<p>自治区ごとに割り当てられた町職員が直接自治区に出かけ、情報交換や地域の諸課題などの実情の把握を行い、自治区の活動を支援します。</p>
<p>新たな転入者に対し、自治区の必要性の理解促進を行います。</p>
<p>自治区等が行う地域をより良くしていこうとする活動に対して支援する『地域活動助成事業』の活用を推進し、地域のつながりの強化と地域力の向上を図ります。</p>
<p>行政と各団体、団体同士の協力体制を構築して協働を推進するために、自治区、ボランティア、NPO、企業等の活動内容の把握と活動を支援します。</p>
<p>職員の個々の能力や専門性の開発を支援するとともに、職務や職責に相応しい知識・能力を習得するための研修を実施し、人材の育成を推進します。また、研修を通じて職員に経営品質向上意識をさらに浸透させ、より質の高い行政サービスの提供に努めます。</p>
<p>総合計画に基づいて施策および事務事業を評価し、適正な総合計画の進行管理を行います。</p>
<p>住民や企業が行政手続きなどを自宅や会社でできる電子申請・届出システムの導入を検討します。 適切に情報システムの構築・運用が実施できるように役場内のO A委員会を中心にICTを推進します。</p>
<p>さまざまな課題を解決していくため、『伊勢志摩定住自立圏構想』をはじめとする協議会等で広域行政を推進します。</p>
<p>公共施設等総合管理計画に基づき、町所有施設を中長期的な視点で維持管理します。</p>
<p>町税等滞納整理機構や三重地方税管理回収機構との連携により、滞納整理を強化して収税確保に取り組みます。</p>
<p>第2期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、国の地方創生交付金を活用した事業を実施します。</p>
<p>返礼品の拡充を行い、ふるさと納税を推進します。また、クラウドファンディングを実施し、財源の確保に努めます。</p>
<p>危機発生時のリスク軽減を図るため、BCP（事業継続計画）を実情に合わせて必要な見直しを行い、運用します。</p>

## 施策体系とSDGsとの関係

		1	2	3	4	5
						
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう
将来目標 1 人と文化が育ち、 愛着が感じられるまち	1-1 子育て			●	●	
	1-2 母子保健			●		
	1-3 保育・学校教育				●	●
	1-4 生涯学習・スポーツ			●	●	●
	1-5 文化・芸術				●	
	1-6 人権・共生					●
将来目標 2 みんなが健康で、 ともに支え合うまち	2-1 保健・医療			●		
	2-2 地域福祉	●				
	2-3 高齢者福祉			●		
	2-4 障がい者福祉				●	
将来目標 3 良好な環境の中で、安全に暮らせるまち	3-1 防災					
	3-2 交通安全・防犯					
	3-3 環境保全			●		
	3-4 廃棄物処理					
	3-5 上下水道					
将来目標 4 まちの活力を高め、持続的に発展できるまち	4-1 市街地・住環境		●			
	4-2 道路・河川					
	4-3 公共交通					
	4-4 農林業		●			
	4-5 商工業					
	4-6 観光・交流					
将来目標 5 ともに作る効率的な地域運営のまち	5-1 住民と行政との協働					
	5-2 行財政運営					



# 玉城町総合計画審議会条例

平成17年3月16日

条例第1号

改正 平成19年3月15日条例第4号

平成27年3月20日条例第7号

平成30年9月20日条例第22号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として玉城町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合計画に関する事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、学識経験者及び町長が必要があると認める者から町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、総合計画決定の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、町長が招集する。

附 則(平成19年条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第7号)抄

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。



## 玉城町総合計画審議会委員名簿

	氏名	所属・役職
会長	池山 敦	皇學館大学 准教授
副会長	若宮 由美	学校評議員
委員	板谷 一満	玉城町商工会 会長
委員	川井 勝	一般社団法人地域連携ネットワークみえ 理事長 三重大学産学官連携アドバイザー
委員	矢形 誠之	百五銀行 田丸支店長 ※令和元年度
委員	木下 昌彦	百五銀行 田丸支店長 ※令和元年度・2年度
委員	西村 幸泰	連合伊勢志摩地域協議会 美和ロック労働組合 伊勢支部 支部長
委員	矢野 次男	三重県農林水産部 参事
委員	濱田 憲治郎	はまだ司法書士事務所
委員	野口 長臣	玉城ふれあい農園
委員	北岡 知佐子	玉城町社会福祉協議会 次長 ※令和元年度
委員	村林 英夫	玉城町社会福祉協議会 主任 ※令和2年度

※順不同，敬称略

## 玉城町総合計画策定委員名簿

役職	氏名	
副町長	田間 宏紀	
教育長	中西 章	
会計管理者	東 博明	令和元年度
	藤川 健	令和2年度
総務政策課長	中西 元	
議会事務局長	山下 健一	
税務住民課長	田村 優	
保健福祉課長	藤川 健	令和元年度
	奥野 良子	令和2年度
上下水道課長	真砂 浩行	
産業振興課長	西野 公啓	令和元年度
	里中 和樹	令和2年度
建設課長	中村 元紀	
教育委員会事務局長	中西 豊	
病院老健事務局長	中世古 憲司	
事務局（総務政策課）	里中 和樹	令和元年度
	中川 泰成	令和2年度
	永井 友樹	
	成川 勝也	令和元年度
	阪口 雄太	令和2年度

## 玉城町総合計画策定ワーキング委員名簿

役職	氏名	
出納室	玉木 真弓	
議会事務局	川口 文香	令和元年度
	宮本 直美	令和2年度
税務住民課	見並 智俊	令和元年度
	山口 成人	令和2年度
	梅前 宏文	
	中西 扶美代	令和元年度
	福井 希美枝	令和2年度
保健福祉課	上村 亜由子	令和元年度
	福井 希美枝	令和元年度
	川口 文香	令和2年度
	梅前 尚子	令和2年度
	西 千晴	
上下水道課	中井 正広	
産業振興課	内堀 拓明	
	藤井 亮太	
建設課	松田 臣二	
	野口 真司	
教育委員会事務局	内山 治久	
	田中 孝佳吉	令和元年度
	山口 明子	令和2年度
病院老健事務局	竹郷 哲也	
総務政策課	西岡 厚	
事務局（総務政策課）	里中 和樹	令和元年度
	中川 泰成	令和2年度
	永井 友樹	
	成川 勝也	令和元年度
	阪口 雄太	令和2年度

## 諮問

玉総第00809号  
令和元年8月9日

玉城町総合計画審議会 様

玉城町長 辻村 修一

### 第6次玉城町総合計画後期基本計画について（諮問）

第6次玉城町総合計画を策定するにあたり、玉城町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和3年3月2日

玉城町長 辻 村 修 一 様

玉城町総合計画審議会  
会長 池山 敦

## 第6次玉城町総合計画（案）について（答申）

令和元年8月9日付け玉総第00809号で諮問のありました標記について、当審議会では慎重に審議を重ね、別添のとおり「第6次玉城町総合計画（案）」を取りまとめましたので答申いたします。

今後、当審議会の意見を十分に配慮し、さらに磨きをかけられることを要望いたします。本計画の審議中に発生し、現在も感染の拡大が続いている新型コロナウイルスは、私たちの日常を一変させ、価値観や社会の在り方に大きな変化をもたらしました。

玉城町においては、このような大きな社会変動の中、新たな発想と柔軟な対応で町民の安全で安心な暮らしを守り、各種施策の推進に積極的に取り組まれることを期待します。

また、計画はあくまでも計画です。実行の過程においても社会の変動を見据え、適宜修正を加えながら推進いただきたいと思います。計画の推進に当たっては、計画の趣旨や内容を町民と共有し、町民や団体、企業など多様な主体と協働するパートナーシップのもと「誰もが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」の実現に向け、全力で取り組んでいただくことを要望します。

## 総合計画策定経緯

### ■ 審議会

令和元年度	第1回	令和元年8月9日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 第6次総合計画及び第2次総合戦略の策定について</li> <li>・ 住民アンケート調査について (第1回玉城町地方創生会議を同時開催)</li> </ul>
	第2回	令和2年2月3日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民意識調査・団体アンケート結果について</li> <li>・ 第2期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子案について (第2回玉城町地方創生会議を同時開催)</li> </ul>
	第3回	令和2年3月26日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5次玉城町総合計画の実績評価について</li> <li>・ 第6次玉城町総合計画基本構想（構成案）について (第3回玉城町地方創生会議を同時開催)</li> </ul>
令和2年度	第1回	令和2年8月3日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6次玉城町総合計画基本構想（案）について</li> <li>・ 第6次玉城町総合計画基本計画について</li> </ul>
	第2回	令和2年10月22日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6次玉城町総合計画基本計画について</li> </ul>
	第3回	令和2年12月8日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6次玉城町総合計画（案）について</li> <li>・ パブリックコメントについて</li> </ul>
	第4回	令和3年3月2日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント意見対応について</li> <li>・ 答申書（案）について</li> </ul>

### ■ 住民アンケート

調査対象：16歳以上の町内在住の方2,000人

調査時期：令和元年9月～10月

回収数：797件

有効回収率：39.8%

### ■ 職員研修

対象：町職員35名

日時：令和元年12月20日

内容：総合計画を策定について、未来カルテワークショップ

## ■団体アンケート

日 時：令和元年12月2日（月）から12月25日（水）

対 象：玉城町内の各種団体 48 団体

回 収：23 団体

玉城町民生委員、児童委員協議会、玉城町社会福祉協議会、玉城町民児協事務局、健康しあわせ委員、玉城町社会福祉協議会生活介護事業夢工房たまき、特定非営利団体法人たまき末芳園、虹の会、玉城町シルバー人材センター、玉城町老人クラブ連合会、青少年を育てる会、青パト、玉城町人権擁護委員会、玉城町保護司会、N P、野球協会、社会教育委員会兼公民館運営審議会委員、はな♪はな♪文庫、玉城まちかど博物館、玉城町生涯現役促進協議会、玉城語り部会、玉城町青色申告会、玉城ふれあい農園、玉城ミュージックモンスターフェスティバル実行委員会（TM MF）（順不同，敬称略）

## ■若者会議

日 時：令和2年2月17日（月）

テ ー マ：第1回 10年後の理想のまちとそのための取組を考えよう！

参 加 者：21名

## ■策定委員会

令和元年度	第1回	令和元年8月5日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次総合計画及び第2次総合戦略の策定について</li> <li>・住民アンケート調査について (第1回まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部会議を同時開催)</li> </ul>
	第2回	令和2年1月31日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民意識調査・団体アンケート結果について</li> <li>・第2期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子案について (第2回まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部会議を同時開催)</li> </ul>
	第3回	令和2年3月19日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次玉城町総合計画の実績評価について</li> <li>・第6次玉城町総合計画基本構想（構成案）について (第3回まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部会議を同時開催)</li> </ul>
令和2年度	第1回	令和2年7月15日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次玉城町総合計画基本構想（案）について</li> <li>・第6次玉城町総合計画施策体系および基本計画について</li> </ul>
	第2回	令和2年10月2日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次玉城町総合計画基本計画について</li> </ul>
	第3回	令和2年12月 書面による開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次玉城町総合計画（案）について</li> <li>・パブリックコメントについて</li> </ul>

## ■ワーキング

令和元年度	第1回	令和元年7月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6次総合計画及び第2次総合戦略の策定について</li> <li>住民アンケート調査について (第1回玉城町地方創生会議を同時開催)</li> </ul>
	第2回	令和2年1月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民意識調査・団体アンケート結果について</li> <li>第2期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子案について (第2回玉城町地方創生会議を同時開催)</li> </ul>
	第3回	令和2年3月 書面による開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5次玉城町総合計画の実績評価について</li> <li>第6次玉城町総合計画基本構想(構成案)について (第3回玉城町地方創生会議を同時開催)</li> </ul>
令和2年度	第1回	令和2年9月28日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6次玉城町総合計画基本計画について</li> </ul>
	第2回	令和2年9月 書面による開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6次玉城町総合計画基本計画について</li> </ul>
	第3回	令和2年12月 書面による開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6次玉城町総合計画(案)について</li> <li>パブリックコメントについて</li> </ul>

## ■パブリックコメント

実施時期：令和2年12月16日～令和3年1月15日

閲覧場所：玉城町役場総務政策課窓口，保健福祉会館窓口，町ホームページ

意見数：29件

## ■概要版

令和3年4月25日発行 広報たまき5月号挟み込みにて全戸配布



## 用語解説

### あ行

#### **I o T (アイ・オー・ティ)**

Internet of Things の略で、モノがインターネット経由で通信することを意味する。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置、建物、車、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続し、相互に情報交換をする仕組み。「モノのインターネット」という意味で使われる。

#### **I C T (アイ・シー・ティ)**

情報や通信に関連する科学技術の総称で、特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。

#### **青色回転灯車**

青色の回転灯を装備した自動車のことで、これを用いて行われる防犯パトロールを行う。

#### **空家バンク制度**

空家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空家をこれから利用・活用したいと考えている人に紹介する制度。

#### **アセットマネジメント**

アセット (asset) = 資産、マネジメント (management) = 管理・運用の意味で、様々な資産の管理・運用を代行する業務のことを指す。

#### **e コマース**

Electronic Commerce という言葉に由来する造語で、商品やサービスをインターネット上で売買するビジネスモデルのこと。

#### **インフラ**

インフラストラクチャ (infrastructure) の略で、道路や鉄道、上下水道、電力網、通信網、かんがい・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などを指す。

#### **A I (エイ・アイ)**

Artificial Intelligence の略で、人工知能と訳され、人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

## **ALT (エイ・エル・ティ)**

Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手をいう。幼稚園や小学校、中学校・高等学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助している。

## **SNS (エス・エヌ・エス)**

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトのサービスのこと。Twitter (ツイッター)、Facebook (フェイスブック)、Line (ライン) や Instagram (インスタグラム) などがある。

## **SDGs (エス・ディー・ジーズ)**

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (なりたい姿)・169 のターゲット (具体的な達成基準) から構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っている。

## **NPO (エヌ・ピー・オー)**

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体のこと。

## **LED (エル・イー・ディ)**

Light Emitting Diode の略で、導電することによって発光する半導体素子、発光ダイオードである。白熱灯や蛍光灯に比べて電気消費量が少なく寿命も圧倒的に長いため、CO<sub>2</sub>排出量が少ない、取り替えなどが少なく維持管理コストが安いなどの長所がある。

## **オンデマンド**

ユーザーから要求があった際に、その要求に応じてサービスを提供すること。

## **オンライン化**

パソコンやモバイル機器でインターネットに接続された状態を指す。

## **か行**

## **介護予防サポーター**

シニア向けの運動プログラムなど区の介護予防事業のサポートを行ったり、様々な通いの場において、自分自身の健康と地域の方々の介護予防・フレイル予防を行ったりするボランティアのこと。

## 核家族

家族形態の一つで、夫婦とその子とだけからなる小家族のこと。

## 関係人口

特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人のことを指し、観光以上移住未満の人として例えられる。

## ギガスクール

令和元年（2019年）に文部科学省が発表した、学校教育におけるICT環境整備についての構想。全国の小中高校などで高速大容量の通信ネットワークを整備し、児童生徒1人1台のパソコン・端末の普及を目指す。

## 起業

新しく事業を起こすこと。

## クラウドファンディング

群衆と資金調達を組み合わせた造語で、不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

## クリーンエネルギー

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）や窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のこと。太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電等を指す。

## ケアプラン

一人ひとりの利用者がどのような介護サービスを受ければ、質の高いその人なりの自立した生活が送れるようになるかを考えて、介護サービスを組み合わせた計画書のこと。

## ケアマネジャー

介護保険制度上の正式名称は「介護支援専門員」で、要支援・要介護認定者およびその家族からの相談を受け、介護サービスの給付計画を作成し、自治体や他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。

## 健康寿命

WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、日常的に介護を必要とせず、心身ともに自立して暮らすことができる期間のこと。

## 減災

被害があってもその被害を最小限に留めるための対策を行うこと。防災とは被害を出さないための対策を行うことであるが、減災は被害を出さないのではなく、ある程度の被害が出ることを想定した上で、その被害をいかに最小限に留めるかという対策を事前に講じる取組。

## 権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどを持つ高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

## 後期高齢者

「後期高齢者医療制度」、「前期高齢者医療制度」では75歳以上が後期高齢者、65歳以上75歳未満が前期高齢者と分類されていることから、一般に75歳以上が後期高齢者とされている。

## 合計特殊出生率

一人の女性（15歳～49歳）が、生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値のこと。人口を維持するための必要な水準は、2.07～2.08とされている。

## 互助

地域に協力したり、地域の方々と活動を行ったりするなど、周りの人達が協力して助け合うこと。

## さ行

## サイバー攻撃

サーバーやパソコン、スマホなどのコンピューターシステムに対し、ネットワークを通じて破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行うこと。

特定の組織や企業、個人を標的にする場合や、不特定多数を無差別に攻撃する場合があります、その目的も様々で、金銭目的のものもあれば、ただの愉快犯的な犯行も多くある。

## 自然増減

一定期間における出生・死亡に伴う人口の増減数のこと。

## シティプロモーション

地域資源に対する市民等の誇りの醸成を基礎として、地域の魅力を創造し、磨き上げ、発信することによって、都市イメージの向上を図る活動。

まちの魅力を都市内外に効果的に発信し、人、物、金、情報などの資源をまちの内部へ取り込み、活用していくための取組。

## 社会増減

一定期間における転入・転出に伴う人口の増減数のこと。

## 社会保障制度

病気・老齢・死亡・出産・ケガ・失業・介護・貧困などが原因で「国民の生活の安定が損なわれた場合」に、国や地方公共団体などが一定水準の保障を行う制

度のこと。社会保障制度には医療保険や老齢年金、介護保険などの「生活安定・向上機能」、生活保護制度などの「所得再分配機能」、雇用保険制度などの「経済安定機能」の3つの機能がある。

### **集落支援員**

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材に、地方自治体が委嘱して、集落の「目配り役」となってもらう国の取組。具体的には、市町村の職員と連携して、集落の巡回や状況把握、集落点検、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施する。

### **生涯現役**

人生100年時代を見据え、働く意欲のある高年齢者が能力や経験を生かし、年齢にかかわらず活躍できる社会。

### **食農**

地元の農作物を食べるだけではなく、育てることから農業を知ってもらい、食への感謝の心を学んでもらう取組。

### **食品ロス**

本来食べられるのに捨てられてしまう食品を言う。食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えてしまうこと。

### **人口減少社会**

出生率の低下などを背景に、出生数よりも死亡数の方が多く、人口が減少し続けている社会のこと。

### **新在留資格「特定技能」**

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくもの。

### **スクールカウンセラー**

学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う人のこと。教員とともに親子をサポートするほか、教員への指導・心のケアも行っている。

### **ステークホルダー**

企業や行政、NPOなどの組織が行う活動により、さまざまな影響を受ける利害関係者のこと。

### **スマート社会**

必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受

けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。

### スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

### 生産年齢人口

年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、15歳以上64歳以下の人口のことを指す。

### 成年後見制度

精神上的障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

### 創業

仕事を始めること。事業を新しく起こすこと。

### Society 5.0 (ソサエティ 5.0)

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会をいう。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

### ソリューション

業務上の問題点や課題を解決するための手段。また、そのために導入される情報システム全般のこと。

## た行

### タイムライン

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画ともいう。

国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができる。

### 脱プラスチック

「プラスチック製品をできるだけ作らない・使わない」「作る場合にはリサイクルすることを前提に作る」という行動のこと。

## 団塊の世代

昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）ごろの第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。

## 地域おこし協力隊

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

## 地域共生社会

制度や分野、世代などの垣根を超えて、住民や多様な主体が地域の課題に「わがごと」として参画し、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを共に創る社会のこと。

## 地域包括ケアシステム

地域に住む高齢者が、その地域で自分らしい生活を最期まで持続していくために、介護や医療、さらには住まいや生活支援など、高齢者を支えるサービスを地域で一体的に提供するシステムのこと。

## 地籍調査

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。いわば土地に関する戸籍のこと。

## 超高齢社会

超高齢社会とは、65 歳以上の人口の割合が全人口の 21%を占めている社会を指す。高齢化の進行具合を示す言葉として、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会という言葉があり、65 歳以上の人口が全人口に対して 7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれている。

## 町内総生産額

1 年間に町内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額をいう。これは町内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表わすもので、産出額から中間投入（原材料、光熱費等の経費）を控除したもの。なお、ここでいう「生産」には農業、製造業などの物的生産のほか、卸売・小売業、金融・保険業などのサービス生産や、農業や水産業などで自家消費に充てられた生産物や所有者自身が使用する住居（持家）のサービスなど本来貨幣交換を伴わないものも含まれる。

## デジタル化

アナログ形式の情報をデジタル形式に変換すること。

## デジタルトランスフォーメーション

デジタル技術による業務やビジネスの変革。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

## テレワーク

「tele=離れた場所」、「work=働く」という意味の単語を合わせた造語で、情報通信機器等を利用して、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる形態のことを指す。遠隔勤務、在宅勤務などの意味もある。

## 都市のスポンジ化

都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。

## な行

### 認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人を指す。

### 認定こども園

保護者が働いているかどうかにかかわらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。教育・保育を一体的に提供する機能のほかに、相談活動や親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を行う機能も併せ持っている。認定こども園には「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4タイプがある。

## ネウボラ

フィンランド語で“相談の場”という意味で、行政が妊娠や出産、子育ての支援をする拠点のこと。

## ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も地域の一員として、共に支え合いながら生活をしていくという考え方。

## は行

### パブリックコメント

行政の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、その案について、広く住民に公表し、住民から寄せられたご意見などを案に取り入れることができ



るかどうかを検討するとともに、寄せられた意見などに対する行政の考え方とその検討結果を類型化して公表する一連の手続のこと。

### **BCP（ビー・シー・ピー）**

Business Continuity Plan の略で、業務計画のことを指す。

災害時に被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

### **PDCAサイクル（ピー・ディ・シー・エイサイクル）**

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、事業や業務を継続的に改善していく手法のこと。

### **ビッグデータ**

インターネットの普及やコンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータで、一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合を表す。

### **人・農地プラン**

集落や地域の「人」と「農地」の問題を解決するための「未来の設計図」。高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、全国的に5年後・10年後の農業の展望が描けない地域が増えている中、地域の将来像を検討し、課題を抽出・解決していくための計画書。

### **避難行動要支援者**

災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方。本人または家族からの申し出により避難行動要支援者名簿に登録される。

### **ブランド**

地域の特徴的な商品、サービスの高付加価値化と、地域そのもののイメージ（景観、自然、歴史、風土、文化、素材など）を結びつけ、他地域と差別化された価値を生み出し、その価値が広く認知されるようになること。

### **ふるさと納税**

生まれた故郷や応援したい自治体に寄付ができる制度。手続きをすると、寄付金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除が受けられる。自身で寄付金の使い道を指定でき、地域の名産品などの返礼品も受けられる仕組み。

## フレイル

加齢とともに運動機能や認知機能などが低下し、生活機能に影響が出始めている状態を指し、健康な状態と日常生活でサポートが必要となる要介護状態の中間の状態。

## ペーパーレス

書類をはじめとした紙文書の利用を極力まで減らし、電子ファイル化することでパソコンやタブレット、スマートフォンなどの端末による書類の管理、閲覧がおこなえるようになること。

## ま行

### マイ保健師制

妊産婦などが抱える悩みや不安を解消するために、すべての妊産婦や乳幼児の保護者に対し、担当の保健師を配置し、親身になってサポートするもの。

## や行

### ユニバーサル・デザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障がいの有無などを問わずに利用できることをめざした建築・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。

### 要介護者

介護保険サービスを利用するため、町に介護認定を申請し、身体能力の衰えや認知症などにより、日常生活を営むのに介護や支援が必要と認定された人のこと。

## ら行

### ライフサイクルコスト

製品や建物、橋、道路などがつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。生涯費用とも呼ばれ、建物の場合、企画・設計から建設、運用を経て、修繕を行い、最後に解体されるまでに必要となるすべての費用を合計したもの。

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。また、家族で見ると新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

## リサイクル

ごみを原料（資源）として再利用すること。「再資源化」や「再生利用」ともいわれる。

## 老年人口

年齢別人口のうち、65歳以上の人口のことを指す。

## ローリング方式

実施計画の策定方式のこと。向こう3年間の計画を毎年見直すことにより、2年間で重複させる。ローリング（回転、ころがり）するような策定の仕方であることからこう呼ぶ。

## 6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組で、これにより農山漁村の所得の向上や雇用の確保を目指す。

## わ行

### ワークショップ

プロだけではなく、その業界に興味がある人達が参加し「与えられたプログラムや課題を体験しながら学ぶことができる場所」。

まちづくり分野においては、地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたりして進めていく共同作業とその総称。

### ワーク・ライフ・バランス

働くすべての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方をすること。

ずっと、もっと、笑顔あふれる まちづくりプラン

第6次玉城町総合計画

令和3年3月

発行：三重県玉城町

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2

TEL：0596-58-8208 FAX：0596-58-4494

URL：<https://kizuna.town.tamaki.mie.jp>



**GPLACE**  
Tamaki

**人が集い、語り合い、笑顔が生まれる場所。**

GPLACE(ジーブレイス)の「G」は、「元気」と「玄甲舎」の頭文字。往時は茶室や迎賓用の別邸として客人をもてなしてきた建築遺産「玄甲舎」が、再びたくさんの人々を迎える場所に生まれ変わります。歴史・文化が息づく玉城町の魅力を発信していくことで、新しい出会いと交流が生まれ、みんなに笑顔が溢れていくまちに。待水がこよなく愛し、玄甲舎の由来であり、象徴でもある亀の甲羅をモチーフにした六角形と玄甲舎の頭文字「G」を組み合わせたマークです。また、人が笑っている横顔にも見えるフォルムにすることで、玄甲舎を中心に、玉城町の町民に笑顔が溢れていく想いを表現しています。カラーは玉城町の新しい取り組みが未来に向かって成長していく願いを込めて、若葉を想起させる明るいグリーンにしました。